

平成17年度

預金保険機構年報



平成18年8月

預金保険機構

平成17年度年報の発刊にあたって

本年報は、平成17年4月1日にペイオフ解禁が実施された後の預金保険機構の業務の状況について平成17年度を中心に紹介しています。

その主な活動状況を概観してみますと、当機構は、預金者保護のための破綻処理態勢の維持・整備として、金融機関に対しては、名寄せのための預金者データ及びシステムの整備状況について、実際のデータ等の提出を受けて検証作業を進めたほか、金融機関に職員を派遣して立入検査等を実施しました。他方、預金者に対しては、特に定額保護下における制度内容について、講演会や金融専門誌への掲載、マスメディア、ホームページを通じるなどして、積極的に広報いたしました。



金融機関の破綻処理という面では、平成17年度は新たな破綻及びこれに伴う資金援助は発生せず、過去の破綻事案の事後処理を一層促進させました。子会社である整理回収機構を通じて、これまで破綻金融機関等から買い取った不良債権等の回収を進める中、企業再生や債権の流動化・証券化等の手法も積極的に活用しました。この過程で、債務者の隠匿財産の発見に向けた財産調査や破綻金融機関の経営者等に対する民事責任追及等も進めました。

金融機関等に対する資本増強業務においては、これまで早期健全化法等によって注入された資本の返済が進みました。

国際協力の分野では、アジア諸国に対する預金保険制度導入にかかる技術協力や、ラウンドテーブルの開催等を通じた国際交流を実施したほか、調査研究の分野においても「預金保険研究」を発刊し、機構の進める調査研究の成果を発表しました。

財務面では新たな金融機関の破綻処理がなかったことから、一般勘定の累積欠損金は減少したものの、依然として厳しい状況にあります。

このように、フロー面では、新たな平時の定額保護の普通の保険事故対応に軸足を置いた態勢整備を図るとともに、ストック面では、保有資産・債権債務・責任説明案件等の適切・効率的な処理に努めてきたところです。今後とも、万が一の危機対応の心構えを忘れることなく、平時に軸足をおき且つ正常な平時を実現するために真に必要な、組織の在り方、組織力の涵養、組織の合理化に努めて参りたいと思います。

本年報を是非ご覧いただき、当機構の業務運営につきましてご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、発刊のご挨拶といたします。

理事長 永田 俊一

目 次

．平成 17 年度の業務概況

業務概要	1
（ 1 ）預金者保護のための破綻処理態勢の維持・整備	1
（ 2 ）過去の破綻事案等の適切かつ着実な事後処理	3
（ 3 ）資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り関連 業務の適切な実施	3
（ 4 ）財産調査、責任追及	4
（ 5 ）財務面での対応	4
（ 6 ）預金保険を巡る国際的な連携と調査研究活動	5
1．預金者保護のための破綻処理態勢の維持・整備	6
（ 1 ）名寄せデータ及びシステムの整備促進	6
（ 2 ）立入検査	7
（ 3 ）預金保険制度の周知等広報活動	9
（ 4 ）定額保護下における破綻処理方式	11
2．過去の破綻事案等の適切かつ着実な事後処理	14
（ 1 ）破綻金融機関等から取得した資産の管理・回収	14
（ 2 ）特別公的管理銀行関連業務への対応	19
（ 3 ）特別危機管理銀行関連業務への対応	20
3．資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り関連 業務の適切な実施	21
（ 1 ）資本増強により引受けた株式等の管理と処分	21
（ 2 ）健全金融機関等からの資産買取り及び管理・処分	24
4．財産調査、責任追及	25
（ 1 ）財産調査	25
（ 2 ）刑事責任の追及	27
（ 3 ）民事責任の追及	28

5 . 財務面での対応	30
(1) 財務状況	30
(2) 資金調達	31
(3) 預金保険料率の設定	35
6 . 預金保険を巡る国際的な連携と調査研究活動	35
(1) 国際協力への取組み	35
(2) 調査研究活動の強化	41

. 各勘定別の財務状況

1 . 一般勘定	43
2 . 危機対応勘定	43
3 . 金融再生勘定	44
4 . 早期健全化勘定	44
5 . 住専勘定	45
6 . 産業再生勘定	46
7 . 金融機能強化勘定	46

. 組織の概要

1 . 設立、役割	48
(1) 設立	48
(2) 役割	48
2 . 運営委員会	49
3 . 責任解明委員会	50
4 . 買取価格審査会	50
5 . 優先株式等処分審査会	51
6 . 業績評価委員会	52
7 . 各部の業務	52
(1) 総務部	52
(2) 財務部	52
(3) 金融再生部	53

（４）預金保険部	53
（５）特別業務部	53
（６）検査部	53
（７）大阪業務部	54
（８）法務統括室	54
８．組織改正	54
９．整理回収機構	54
10．第二日本承継銀行	55
11．産業再生機構	56

．資料編

１．預金保険制度	58
（１）預金保険制度の概要	58
（２）預金保険制度の拡充・整備経過	66
（３）協定銀行、特定協定銀行及び債権処理会社に関する特例措置の 拡充・整備経過	68
（４）定額保護下における破綻処理スキーム	70
（５）資金援助スキーム	71
（６）金融機能強化法に基づく金融機関の資本増強スキーム	72
（７）責任追及体制	75
（８）回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係	76
２．業務実績	77
（１）主な出来事（平成１７年度中）	77
（参考１）理事長談話「資本増強のために引受け等を行った 優先株式等の処分に係る当面の対応について」	78
（参考２）理事長談話（旧日本長期信用銀行及び旧日本債券信用 銀行から買取った株式の当機構への移管について）	83
（２）運営委員会の開催状況（平成１７年度中）	85
（３）資金援助等の実施及び回収等の状況	86
（４）破綻金融機関の処理に係る資金援助	87

（５）金融再生法第５３条に基づく資産買取り実績等	99
（６）整理回収機構の回収実績	100
（７）整理回収機構における企業再生案件の状況	101
（８）金融機関の資本増強	102
（第１表）旧安定化法に基づく資本増強実績一覧	104
（第２表）早期健全化法に基づく資本増強実績一覧	106
（第３表）組織再編法に基づく資本増強実績一覧	109
（第４表）預保法（危機対応）に基づく資本増強実績一覧	109
（９）告訴・告発状況	110
（１０）民事責任追及状況（提訴分）	112
（１１）立入検査の実施状況	113
（１２）資金調達の概要（平成１８年度）	118
（第１表）各勘定別資金調達の概要	118
（第２表）各年度末における資金調達残高	119
３．財務状況	120
預金保険機構の各勘定の概要	120
貸借対照表及び損益計算書	121
（１）一般勘定	121
（２）危機対応勘定	123
（３）金融再生勘定	124
（４）早期健全化勘定	126
（５）住専勘定	127
（６）産業再生勘定	128
（７）金融機能強化勘定	129
４．統計資料	130
（第１表）年度別収支状況	130
（第２表）被保険預金残高と責任準備金の推移	131
（第３表）業態別被保険預金残高の推移	132
（第４表）預金保険対象金融機関数の推移	134
５．組織、機構	135

（１）運営委員会委員、役員等一覧	135
（２）預金保険機構の役職員別定員の推移	136
（３）組織図（平成１８年７月１日現在）.....	137
（付１）預金保険機構ラウンドテーブルのプログラム及び参加者.....	138
（付２）国際預金保険協会（IADI）参加機関	140
（付３）国際業務にかかる海外往来実績	142
（付４）主要国の預金保険制度	144
（付５）経済・金融動向	145

全体注

年報内での略語は以下のとおり

〔法律名〕

- | | | |
|-----------------------------------|-------|---------|
| ○ 預金保険法 | | 預保法 |
| ○ 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律 | | 旧安定化法 |
| ○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 | | 金融再生法 |
| ○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律 | | 早期健全化法 |
| ○ 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法 | | 住専法 |
| ○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法 | | 組織再編法 |
| ○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律 | | 金融機能強化法 |
| ○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 | | 更生特例法 |
| ○ 株式会社産業再生機構法 | | 産業再生機構法 |

〔勘定名〕

- | | | |
|----------------------|-------|----------|
| ○ 金融機能早期健全化勘定 | | 早期健全化勘定 |
| ○ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定 | | 住専勘定 |
| ○ 金融機関等経営基盤強化勘定 | | 経営基盤強化勘定 |

〔組織名〕

- | | | |
|-----------------------------|-------|--------|
| ○ 預金保険機構 | | 機構 |
| ○ 株式会社整理回収機構 | | 整理回収機構 |
| ○ 株式会社住宅金融債権管理機構 | | 住管機構 |
| ○ 株式会社整理回収銀行 | | 整理回収銀行 |
| ○ 株式会社産業再生機構 | | 産業再生機構 |
| ○ 住専法で規定されている特定住宅金融専門会社（7社） | | 旧住専7社 |

．平成１７年度の業務概況

業務概要

本年報は、平成１７年４月のペイオフ解禁の実施後の預金保険機構の業務の状況について紹介している。なお、本項（業務概要）は本年報の要旨（ポイント）である。

（１）預金者保護のための破綻処理態勢の維持・整備

名寄せデータ及びシステムの整備促進

ペイオフ解禁後、定額保護を行う前提として、１預金者の複数口座を合算し保護される預金額を算定するいわゆる「名寄せ」を迅速に行うことが重要となる。

このため、預保法では、金融機関に対して、破綻時に機構へ名寄せデータを磁気テープにより遅滞なく提出すること、そのためのデータ及びシステムの整備を平時から行っておくこと、さらに、破綻時における決済用預金の円滑な払戻しを確保するため、機構から還元される名寄せ結果を自らの業務システムに速やかに反映するためのシステム対応を図っておくことが義務付けられている。

平成１７年度は、金融機関において整備している名寄せデータ及びシステムについて適切な維持管理の継続を促す観点から、機構のシステムによる二巡目のデータ検証を実施している（一巡目の検証は１６年度に終了。１８年３月末までの二巡目の検証実施２７８金融機関）。また、１６年７月に設置した研修課において名寄せデータ等の整備に関する個別金融機関への研修・助言等を積極的に実施している（１７年度の実施件数１７８件）。

立入検査

預金者保護に万全を期すため、平成１３年８月から、預保法に基づき、名寄せデータ及びシステムの整備状況等について金融機関に対する立入検査を実施している。

なお、平成 17 検査事務年度（検査事務年度は 7 月から翌年 6 月まで）に機構が検査を実施した金融機関数は、105 先であり、この結果、13 年 8 月以降、機構が検査を実施した金融機関数は累計で 423 先（18 年 6 月 30 日現在）となっている。

また、機構が実施した検査結果のフォローアップについては、機構は金融庁及び財務局等が行うヒアリングに同席し、実効性のある改善が可能となるよう助言等を行っている。

預金保険制度の周知等広報活動

預金保険制度が預金者をはじめ広く国民に正しく理解されることが重要であるとの認識の下、従来から広報活動を行ってきたところであるが、ペイオフ解禁が実施された平成 17 年度においては、定額保護下での預金保険制度の周知徹底を図るための広報活動を積極的に実施した。

また、預金者に対する制度理解のための項目を新設するなどホームページを全面的に改訂した。

定額保護下における破綻処理方式

定額保護下においても、全額保護下と同様、資金援助方式の選択を優先することになるが、付保預金以外の預金や一般債権については、破綻金融機関の財産の状況に応じて弁済がなされることから預金者や一般債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、金融機関の業務に制約を課して財産を保全することが必要になる。そのため、定額保護下の破綻処理の特徴は、銀行法等金融庁所管法令とともに裁判所の監督下に置かれる民事再生手続を活用することになる。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキームの検討を行い、機構が金融整理管財人に選任された場合を想定して破綻処理の事務手続を準備している。さらに想定した破綻処理の事務手続を的確に実施し、破綻処理に万全を期するため、定期的に破綻処理事務手続に関する実務訓練を行っている。なお、これらの実務訓練は確率的な事故に備えたものであり、特定の金融機関の破綻を想定したものではない。

(2) 過去の破綻事案等の適切かつ着実な事後処理

機構は、金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、これまで 1 8 0 件の資金援助（金銭贈与 1 8 兆 6 , 1 5 4 億円、資産買取り 6 兆 3 , 6 6 3 億円ほか）を実施し、買い取った資産については 6 兆 7 , 7 3 8 億円が回収されている（平成 1 8 年 3 月末）。回収業務の大宗は、子会社である整理回収機構に委託されているが、そうした業務の遂行を支援するため、機構は、財産調査権を活用した隠匿財産の発見に取り組むほか、回収業務の実施に必要な指導及び助言等を行っている。整理回収機構では、買取資産の回収に取り組む過程において、従来型の債権回収に加え、企業再生の手法を用いた回収や債権の流動化・証券化を活用するなど、回収手法の多様化を図ってきており、企業再生本部を設置した 1 3 年 1 1 月以降、1 7 年度末までに 4 2 5 件の企業再生を実施したほか、1 7 年度末までに個別売却、一括売却及び証券化を併せて元本総額 6 兆 3 , 1 4 2 億円の債権の流動化・証券化を行っている。

特別公的管理銀行（旧日本長期信用銀行（以下、旧長銀）、旧日本債券信用銀行（以下、旧日債銀））については、機構は、上記資金援助のほか、平成 1 7 年度末までに株式売買契約書の瑕疵担保条項に基づく債権の引き取りに関し、新生、あおぞら両行に 1 兆 2 , 2 2 6 億円を支払っているほか、同契約に基づき特別公的管理銀行が保有していた株式 2 兆 9 , 3 9 7 億円を買い取っている。当該株式については、「国民負担の最小化」及び「市場への影響の極小化」を原則として、概ね 1 0 年を目途として適切かつ円滑に処分を進めることとしている。

また、特別危機管理銀行である足利銀行から預保法第 1 2 9 条に基づき、平成 1 7 年度には 2 3 5 億円の資産買取りを実施している。なお、買取資産額の累計は 8 5 0 億円、回収等累計額は 3 6 2 億円（1 8 年 3 月末）となっている。

(3) 資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り関連業務の適切な実施

資本増強関連業務

金融機関等に対する資本増強については、旧安定化法及び早期健全

化法に基づき、平成１３年度末までに累計で１０兆４，２０９億円の優先株式等の引受け等を行っているが、返済等を控除した残高は１８年３月末現在で４兆７，８１３億円である。このほか、１５年度においては、預保法１０２条に基づき１兆９，６００億円（１８年３月末残高１兆９，５７３億円）、組織再編法に基づき６０億円（返済実績なし）の資本増強が実施された。また、１６年８月に、新たな資本増強制度として金融機能強化法が施行された（資本増強実績なし）。

健全金融機関等からの資産買取り関連業務

金融再生法に基づく健全金融機関等からの資産買取りについては、平成１７年度には、１７年３月末期限の最終申込み分の買取り（１６の金融機関等から元本金額２９９億円）を行った。これをもって、健全金融機関等からの資産買取りは終了した（金融再生法第５３条において、買取りの申込み期限は平成１７年３月末日までとなっている、但し、産業再生機構からの資産買取りについては、期限の定めがないことから引き続き可能）。なお、買い取った資産の管理及び処分については、整理回収機構において、可能な限り３年を目途としての回収・処分や企業再生に努めている。

（４）財産調査、責任追及

平成１７年度における整理回収機構が買取った債権に係る債務者の隠匿資産の発見に向けた財産調査は、２７４件の調査を実施し、約５１４億円の隠匿資産を確認した。また、破綻金融機関の経営者等に対する民事責任追及については、１５年に破綻した足利銀行の内部調査委員会にオブザーバー参加して調査に協力してきている（その結果、同銀行は当時の会計監査人等に対して損害賠償請求訴訟を提起した）。

（５）財務面での対応

機構は現状、一般勘定、危機対応勘定、金融再生勘定、早期健全化勘定、住専勘定、産業再生勘定及び金融機能強化勘定の７勘定により業務を経理している。平成１７年度において、一般勘定は、５，２２１億円

の当期利益を計上した結果、欠損金は１６年度末の２兆９，７７０億円から１７年度末には２兆４，５４９億円で減少した。その他の勘定では、１７年度末において、危機対応勘定が利益剰余金１４４億円、金融再生勘定が欠損金６，８４６億円、早期健全化勘定が利益剰余金３，４５５億円、住専勘定が欠損金２，８７３億円といった状況になっている。

（６）預金保険を巡る国際的な連携と調査研究活動

国際協力への取り組み

機構は国際協力への取り組みの一環として、預金保険制度導入を検討している中国やモンゴル等のアジア諸国を中心とする関係機関に対する技術協力を、専門役職員派遣や研修生受入等を通じ多角的に実施した。また平成１８年３月には、東京において、海外の１６の預金保険関係機関より約３０名の参加を得て、ラウンドテーブルを開催し、機構が抱える当面の重要課題につき議論した。さらに、国際預金保険協会関連活動にも引き続き積極的に参画した。

調査研究活動の強化

調査研究業務を強化実施するために平成１６年度に新設した調査室を中心として、過去の金融機関破綻処理に関する資料等を整理し取りまとめたほか、海外の預金保険制度調査等を実施した。こうした調査研究の成果については、１５年度に創刊した調査研究誌「預金保険研究」を引き続き発刊し、これに掲載し公表した。

1 . 預金者保護のための破綻処理態勢の維持・整備

(1) 名寄せデータ及びシステムの整備促進

預金保険によって保護される預金等の限度額^(注)は1金融機関ごとに預金者1人当りで規定されているため、万が一、金融機関が破綻した場合、同一預金者が保有している口座を集約し合算する「名寄せ」作業が重要となる。その名寄せは破綻金融機関から提出される預金者データをもとに機構で行うが、データが正確でなかったり、迅速に提出されないこと、保護される預金額の算定が速やかに行えず、預金等の保護を円滑に行う上で支障が生じることとなる。

(注) 限度額については〔P 59 : . 1 . (1) 〕「預金等の保護の範囲」参照

このため、預保法では、金融機関に対して、破綻時に機構へ名寄せのための預金者等データ(以下「名寄せデータ」という。)を磁気テープにより遅滞なく提出すること、そのための名寄せデータ及びシステムの整備を平時から行っておくことが義務付けられている(同法第55条の2)。さらに、破綻時における決済用預金の円滑な払戻しを確保するため、機構から還元される名寄せ結果を自らの業務システムに速やかに反映するためのシステム対応が義務付けられている(同法第58条の3)。

金融機関において整備しているデータ及びシステムについて、平成17年度は、名寄せデータ等の整備後も新規預金の受入れや預金業務システムの変更等に伴う維持管理が適切に継続されるよう促す観点から、以下のような対応を行った。

預保法第37条に基づく名寄せデータのシステム検証

機構では、金融機関破綻時の円滑な名寄せ処理を確実なものとするため、平成15年10月以降、預保法第37条に基づき金融機関から順次名寄せデータの提出を求め、それが機構指定フォーマットに沿って作成されているかなどを機構のシステムにより検証している。17年3月までに全金融機関に対する一巡目の検証を終了し、同年6月より、名寄せに係る万全な対応を維持する観点から、決済用預金データ

等に関する検証項目を追加し、二巡目の検証を実施している（１８年３月末までの二巡目の検証実施２７８金融機関）。

研修・助言等

名寄せデータ及びシステムの整備を促進するために、金融機関への研修・助言を実践する部署として平成１６年７月に研修課を設置し、個別金融機関からの研修・助言要請や協会等主催の集合研修への講師派遣に対し積極的に応じている。１７年度には１７８件の研修・助言を実施しており（個別金融機関への研修・助言１７６件、集合研修２件）、この結果、研修・助言の実施累計は、２８５件となっている（個別金融機関への研修・助言２６７件、集合研修１８件）。

この間、名寄せデータ等の整備促進の観点から、名寄せデータのシステム検証結果等をも踏まえ、整備に関する留意点を金融機関に対し文書を送付している。

（参考）名寄せ等に関する機構システムの整備

金融機関が破綻した際に機構が行う名寄せ等事務に用いる電算システムについては、機器の更新時期が平成１９年度に到来する機を捉え、データ授受の迅速化、セキュリティ、障害・災害対応、ソフトのメンテナンスの容易性（メンテナビリティ）、費用等の観点を踏まえた改善策を講じることとし、１７年度は、改善内容の詳細検討や機器等に関する業者選定等の作業を行っている。

（２）立入検査

立入検査

預保法では、同法の円滑な実施を確保するために、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）が必要であると認めるときは、機構に金融機関に対する立入検査を行わせることができると規定している。

機構が行う検査については、同法第１３７条第６項に規定されており、保険料の納付が適正に行われていること（第１号）、金融機関に義務付けられている名寄せデータ及びシステムの整備が講ぜられて

いること（第２号）、及び 金融機関が破綻したときの預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額（第３号）の３項目を検査対象としている。なお、検査に対する忌避等については、罰則（同法第１４３条第２項）が設けられている。

機構においては、平成１３年８月から名寄せ等検査（第２号検査）を実施しているが、名寄せデータの精度の維持・向上を図るため、引き続き効率的かつ効果的に検査を実施することとしている。

また、名寄せ等検査に加え、平成１５年１月からは保険料検査（第１号検査）を実施しており、安定した預金保険制度の運営のために必要不可欠な保険料の適正な納付を確保し、もって納付者たる金融機関の間の公平性が維持されるよう努めることとしている。更に概算払率算定のための検査（第３号検査）については、金融機関が破綻した際に概算払を適切に行うため、必要に応じ実施することとなっている。

機構は、これら検査実施内容の拡充に伴い、平成１５年７月に検査部を設置する等、検査を的確に実施するための態勢整備を図ってきたところである。

なお、平成１７検査事務年度（検査事務年度は７月から翌年６月まで）において機構が検査を実施した金融機関数は１０５先であり、この結果、１３年８月以降、機構が検査を実施した金融機関数は、累計で４２３先（１８年６月３０日現在）となっている。

〔Ｐ１１３： ．２．（１１）「立入検査の実施状況」参照〕

立入検査後のフォローアップ

機構が実施した検査の指摘事項については、金融庁又は財務局等が金融機関に対し銀行法第２４条等及び預保法第１３６条に基づき改善状況の報告を求め、ヒアリングを実施しているが、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（平成１６年５月金融庁）に基づき、機構としてもこれに同席して、実効性のある改善が可能となるよう助言等を行っている。

(3) 預金保険制度の周知等広報活動

機構は、預金保険制度の内容が預金者をはじめとして広く国民に正しく理解されることが重要であるとの認識の下、従来から広報活動に力を注いできたところであるが、ペイオフ解禁が実施された平成 17 年度においては、特に、定額保護下における制度内容の周知徹底に努めるなど、金融庁、日本銀行等と連携を取りつつ、積極的な広報活動を実施した。その活動の概要は以下のとおりである。

制度の周知に関する広報

平成 17 年 4 月 1 日のペイオフ解禁の実施については、それまでもパンフレット等の発行等による積極的な事前広報を行ってきたところであるが、解禁実施後の 17 年度においては、理事長が各種団体主催の講演会にてペイオフ解禁に関連した預金保険制度についての講演を行ったほか、金融機関や各協会等が主催する研修会等へ職員を講師として派遣し、預金保険制度の説明等を実施、金融専門誌に役員による預金保険制度等に関するインタビュー記事等を掲載、新聞社、テレビ局等マスコミ各社に対して積極的に取材協力、情報提供を行い、マスメディアを通じて預金保険制度の周知に注力、など制度の周知の広報活動を積極的に行った。

ホームページの改訂

機構のホームページは、平成 11 年に開設以来、その役割として機構の組織・業務内容、活動状況、財務状況等について幅広く紹介を行ってきたところであるが、17 年 4 月 1 日のペイオフ解禁の実施により、今後は、一層、預金者に預金保険制度の理解を深めてもらうことが重要となったため、預金保険制度の概要を説明した項目を新たに追加し、あわせてトップページも一新するなどホー



ムページの全面的な改訂を行った。主な改訂点は、トップページを、イメージ写真を使いカラフルなデザインとしたこと、預金者に制度についての理解を深めてもらうための基礎的知識を提供する項目「預金保険制度の概要」、「万が一金融機関が破たんした時」を新設したこと、さらに制度を親しみやすく分かりやすい漫画で解説したコーナーを設けたことなどである。



電話照会による制度説明への対応

機構では、預金保険制度を正確に理解していただくため、専用電話による預金保険制度に関する一般照会窓口を設置し、預金者をはじめとして広く国民からの質問、照会に対応している。

平成17年度の照会総件数は3,224件で、ペイオフ解禁の実施を控えた16年度の約40%と大幅に減少した。〔(参考1)参照〕

減少の要因としては、平成17年4月1日にペイオフ解禁が実施されたことに伴い、4月の照会件数は、前年同月比約177%と大幅に前年を上回る照会があったものの、金融機関の不良債権処理の進展等金融機関を取巻く環境の好転等を背景として、5月以降の照会件数は前年同月を大幅に下回って推移し、特に10月以降は100件台の照会と落ち着いた動きとなったことなどが挙げられる。

なお、平成17年度の照会内容としては、高金利の預金を取り扱う個別金融機関やインターネット専門銀行等新たな形態の金融機関などについて、預金保険の対象金融機関に該当するかどうかなどを確認する照会や全額保護される決済用預金を中心に、保護の対象となる金融商品に関するものがそれぞれ照会総件数の約16%を占めたほか、保険金支払限度額に関するものが約13%と目立った。〔(参考2)参照〕

(参考1) 一般照会件数の状況 (件数)

年度	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
個人	12,267	6,590	2,960	5,167	2,062
法人	10,001	3,225	1,812	3,034	1,162
総数	22,268	9,815	4,772	8,201	3,224

(参考2) 平成17年度内容別照会件数の状況

区 分		件 数	構 成 比 (%)
1 . 制度概要照会		4 2 2	7 . 2
	制度全般	1 9 4	3 . 3
	機構組織	1 4 2	2 . 4
	責任準備金・保険料率	8 6	1 . 5
2 . 保険金支払・買取り		4 , 2 1 2	7 1 . 8
	対象金融機関	9 4 0	1 6 . 0
	対象金融商品	9 1 9	1 5 . 7
	対象預金者	4 5 0	7 . 7
	保険金支払限度額	7 5 8	1 2 . 9
	買取制度・概算払	8 1	1 . 4
	利息	1 7 5	3 . 0
	名寄せ	5 1 8	8 . 8
	決済機能	1 6 1	2 . 7
	払戻時期	1 0 8	1 . 8
	保険金支払請求手続き等	2 8	0 . 5
	仮払金	7 4	1 . 3
3 . 資金援助		2 4	0 . 4
4 . 預金借入金相殺		2 7 1	4 . 6
5 . 資料要求・その他		9 3 9	1 6 . 0
	資料要求・ホームページ	2 4 6	4 . 2
	その他	6 9 3	1 1 . 8
事 項 別 合 計		5 , 8 6 8 (注1)	1 0 0 . 0 (注2)

(注1) 照会1件に対して複数の照会事項に該当する場合があるので、事項別合計は、(参考1)の一般照会総数と一致しない。

(注2) 各項目の構成比の割合は四捨五入している。

(4) 定額保護下における破綻処理方式

破綻処理の方法には、保険金をそれぞれの預金者等(以下「預金者」と

いう。)に直接支払う方式(保険金支払方式)と、救済金融機関に破綻した金融機関の事業の全部又は一部を移管し資金援助を行う方式(資金援助方式)がある。平成11年12月の金融審議会答申では、「金融機関が破綻した場合には、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限にとどめることが重要であり、金融機関の破綻処理方法としては、資金援助方式の選択を優先し、保険金支払方式の発動は出来るだけ回避すべきである」との方針が示された。

定期預金等について定額保護に移行した平成14年度以降、(金融危機対応措置により結果として預金等が全額保護されたケースを除き)金融機関の破綻は発生していない。定額保護下においても、全額保護下同様、資金援助方式の選択を優先することになるが、金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等(以下「付保預金」という。)以外の預金や一般債権については、破綻金融機関の財産の状況に応じて弁済がなされることから、預金者や一般債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、金融機関業務に制約を課して財産を保全することが必要になる。そのため、定額保護下の破綻処理は、裁判所の監督下に置かれる民事再生手続を活用することになる。

(注)なお、金融機関の破綻等が金融システムを揺るがすような場合には、危機対応措置として、預保法第102条に基づき、内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議を経たうえで、預金等が「全額保護」されることがある。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキームの検討を行い、機構が金融整理管財人に選任された場合を想定して破綻処理の事務手続を準備している。さらに想定した破綻処理の事務手続を的確に実施し、破綻処理に万全を期するため、定期的に破綻処理事務手続に関する実務訓練を行っている^(注)。なお、これらの実務訓練は万が一、個別の金融機関が破綻した場合に備えたものであり、特定の金融機関の破綻を想定したものではない。

〔P70： 1.(4)「定額保護下における破綻処理スキーム」参照〕

(注)訓練は定期的かつ継続的に行っているが、17年度において金融整理管財人業務の各分野をカバーして行ったものは、以下のとおりである。

17年 9月16日、20日、21日(延べ3日間)

17年12月15日、16日(延べ2日間)

○ 想定される金融整理管財人業務

内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）は、金融機関に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を行った場合、機構を金融整理管財人に選任することができる。機構が金融整理管財人に選任された場合、次のような事務手続で破綻処理が行われることを想定している。

- 1) 従来、金融機関の破綻は、週末に発生している事例が多いことから、週末の金曜日に破綻が発生するケースを想定。破綻発生と同時に、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）より、管理を命ずる処分が発動され、金融整理管財人として機構が選任される
- 2) 破綻金融機関は、民事再生手続開始を申し立てる
- 3) 土曜日から日曜日に、月曜日の営業再開に向けて準備
 - ・ 外部チャネル^{（注）}の一斉閉塞、名寄せによる付保預金確定作業、付保預金の払戻し準備、決済債務の対象から除かれる取引の抽出、預金者からの相殺等の新たな業務への準備
 - ・ 破綻金融機関職員に対する今後の業務体制等の周知
- 4) 月曜日から付保預金の払戻しや決済業務、融資業務を再開。積極的な広報活動に努めるとともに、営業再開に向けた十分な準備を行い、迅速な事務処理を図ることなどにより店頭混乱を防止する。破綻金融機関が機構の委託に基づき、できるだけ速やかに概算払を行えるよう努める
- 5) 貸出資産等の資産切り分け作業を実施
- 6) 機構は金融整理管財人として選任された当初から受皿金融機関の選定作業を開始し、受皿金融機関へ事業譲渡する。6か月を経過する場合は、暫定的な受皿金融機関である承継銀行に付保預金や健全な貸出資産等の譲渡を行なう
- 7) 管理を命ずる処分の日から約1年後を目処に、破綻金融機関の残余財産は再生計画に沿った弁済手続が開始される
- 8) 承継銀行は暫定的な受皿金融機関であり、管理を命ずる処分の日から2年以内（やむを得ない事情による場合3年以内）に最終受皿金融機関へ再承継を行う

(注)外部チャネルとは、破綻金融機関のＣＤ・ＡＴＭや、提携ＡＴＭ、インターネットバンキング等、破綻金融機関のシステムに接続する回線をいう。

２．過去の破綻事案等の適切かつ着実な事後処理

(１) 破綻金融機関等から取得した資産の管理・回収

譲受資産の回収実績

機構は、金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、これまで１８０件の資金援助を実施しており（金銭贈与１８兆６，１５４億円、資産買取り６兆３，６６３億円（阪和銀行からの買取債権含む）、資金貸付け８０億円、債務引受け４０億円）、このうち破綻金融機関から買い取った資産については、債権回収や資産の売却等により６兆７，７３８億円が回収されている（平成１８年３月末）。

なお、実際に業務（資産買取り、管理及び処分）を実施するに当たっては、業務の大宗を機構の子会社である整理回収機構に委託している。

○ 破綻金融機関等からの資産買取り（平成１８年３月末）（単位：億円）

区 分	買 取 額	回収等累計額
破綻金融機関からの資産買取り （預保法第６４条）	５１，８６５	５１，５０９
特別公的管理銀行（旧長銀、旧日債銀）からの資産買取り （金融再生法第７２条）	１１，７９８	１６，２２９
合 計	６３，６６３	６７，７３８

（注）上記資金援助としての資産買取りのほか、機構は預金保険法第１２９条に基づく特別危機管理銀行からの資産買取り〔Ｐ２０： ．２．（３）「特別危機管理銀行関連業務への対応」参照〕、金融再生法第５３条に基づく健全金融機関等からの資産買取り等（金融再生法第５３条に基づく健全金融機関等からの資産買取りの申込みは平成１７年３月３１日で終了）〔Ｐ２４： ．３．（２）「健全金融機関等からの資産買取り及び管理・処分」参照〕を行っており、同様に管理・処分に係る業務等を整理回収機構に委託している。

また、機構は、整理回収機構における機構から委託を受けて買い取った資産や破綻した旧住専７社から譲り受けた資産の管理及び回収に係る業務を支援するため、預保法、金融再生法、住専法等に基づき業

務遂行に必要な指導及び助言等を行っている。

その内容は、譲受債権等の回収、民事手続、不動産取引等に関する一般的な法令・実務に関するもののほか、機構に付与された財産調査権を活用した隠匿財産の発見による回収、破綻した金融機関の経営者等関係者に対する民事・刑事上の責任追及等に係るものを含む広範囲なものとなっている。財産調査と責任追及については〔P 25： 4 .「財産調査、責任追及」参照〕

さらに整理回収機構では、従来型の債権回収に加え、企業再生の手法を用いた回収や債権の流動化・証券化を活用するなど、回収手法の多様化を図り、回収の極大化に努めている。

整理回収機構における回収への取組み

1) 整理回収機構における回収への取組方針

整理回収機構は、公的資金を用いて買取りした破綻金融機関や旧住専の貸付債権等を適正・迅速に回収して国民負担の最小化に寄与するという役割を担っており、「契約の拘束性の追求」「人間の尊厳の確保」「企業再生の追求」の三つを回収指針として掲げている。

このため、回収極大化の観点から厳格な回収に努める一方、債務者の個々の実態を検討したうえでの話し合いを重視した回収に努めている。さらに、平成13年度以降の政府の方針等を踏まえ、再生可能性がある債務者に対してはきめ細かく対応し、企業再生を図ることで回収の極大化の達成を目指している。

2) 整理回収機構の債権回収実績

平成17年度の債権回収額は、全体で6,306億円、うち旧住管機構分が1,003億円、旧整理回収銀行分のうち破綻金融機関からの譲受け分（阪和銀行債権の回収受託分を含む。）が3,850億円、健全金融機関等からの買取り分が1,453億円となっている。

〔P 100： 2.(6)「整理回収機構の回収実績」参照〕

3) 企業再生について

イ．企業再生業務の推進

整理回収機構は、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(「骨太の方針」)と同月の金融再生法の改正を踏まえ、同年11月に、社長を本部長とする「企業再生本部」と当該業務を担当する企業再生部を設置し、14年1月には、再生の可否について専門的かつ客観的に判定するため、本部長の諮問機関として「企業再生検討委員会」を設置するなど、企業再生に取り組む組織体制を整備し、以後政府で決定された諸々の政策等^(注)に基づき、その機能の強化、組織の充実を図ってきたところである。

また、近年においては、「地域における『企業再生』研究会」を定期的に行い、整理回収機構の企業再生の実績と経験を踏まえ、地域金融機関との連携による地域経済の活性化に取り組んでいる。

さらに、平成16年12月に金融庁から公表された「金融改革プログラム」において、「中小企業の集中的再生に向けた整理回収機構の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進」等が示されたことから、整理回収機構では、公的機関として、中小企業等の再生を引続き支援する観点から、企業再生業務に取り組むこととしている。

(注)「金融再生法の改正」(14年1月)、「早急に取り組むべきデフレ対応策」(14年2月)、「改革加速のための総合対応策」・「金融再生プログラム」(14年10月)、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(15年3月)、「金融改革プログラム」(16年12月)

ロ．企業再生実績等

企業再生本部が設置された平成13年11月以降、18年3月末までに、再生計画の策定過程において整理回収機構が関与したものが425件(私的再生293件、法的再生72件、信託・ファンド60件)、再生候補案件が196件となっている。なお、平成17年度(単年度)における実績は、78件(私的再生46件、法的再生9件、信託・ファンド23件)となっている。〔P101〕

． 2 . (7) 「整理回収機構における企業再生案件の状況」参照〕

4) 信託業務について

整理回収機構は、平成 1 3 年 8 月 3 1 日に信託兼営の認可を受け、「信託業務部」を設置し、信託方式による不良債権の引受けを行うほか、信託機能を活用した不良債権の証券化や民間資金を用いた企業再生ファンドの組成に取り組んでおり、1 7 年度は元本総額 2 , 3 6 7 億円、1 8 年 3 月末までの累計で 2 兆 2 , 4 3 9 億円の債権（整理回収機構拠出分を含む。）を受託し、金融機関の不良債権の円滑な処理の促進に寄与している。

5) 債権の流動化・証券化について

平成 1 4 年 1 0 月の「金融再生プログラム」において、「整理回収機構が購入した債権に関し、回収・売却を加速するとともに企業再生ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。短期間で回収できない案件については、原則として売却する方向で早急に検討する。整理回収機構が保有する貸出債権を対象ポートフォリオとした証券化の機能を強化し、資産担保証券の売却を進める努力を継続する。」こととされた。これを受けて、同年 1 2 月に機構と整理回収機構において「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を取りまとめ、経済合理性の観点から整理回収機構が自ら回収に努めるよりも有利と判断される場合には、より一層積極的に流動化・証券化の検討を行っていくこととしたところである。

上記の方針に従い、整理回収機構は、平成 1 4 年度末から入札により複数債権を一括売却する手法（バルクセール）を採り入れ、1 7 年度には、対象債務者数 2 万 3 , 3 5 0 先、元本総額 2 兆 4 , 4 5 1 億円（累計 4 兆 3 , 9 3 4 億円）の一括売却を実施した。そのほか、1 7 6 件、元本総額 1 , 6 7 6 億円（累計 1 兆 3 , 0 4 0 億円）の個別売却、及び信託機能を用いた証券化（整理回収機構の不良債権と金融機関の不良債権を併せて証券化する「R C C トラストシリーズ」）により、元本総額 7 7 4 億円（累計 6 , 1 6 7 億円）の保有債権を流動

化した。

この結果、平成１７年度末までに、個別売却、一括売却及び証券化を併せて、元本総額６兆３，１４２億円（旧阪和銀行債権の回収受託分及び金融再生法５３条買取り分を含む。）の債権の流動化・証券化を実施した。

○ 債権流動化の実績（債権元本額）

（単位：億円）

年 度	11	12	13	14	15	16	17	累 計
個別売却	3	952	1,339	2,204	3,592	3,274	1,676	13,040
証 券 化	-	-	323	1,096	3,412	564	774	6,167
一括売却	-	-	-	2,638	3,618	13,227	24,451	43,934
計	3	952	1,662	5,938	10,622	17,064	26,901	63,142

（注）合計金額の相違は、端数調整によるもの。

６）不動産の管理処分について

整理回収機構では、旧住専７社、破綻金融機関等から譲り受けた不動産について、適切に管理するとともに、公正かつ透明なルールに従い効率的な処分に努めている。具体的には、レインズ（国土交通大臣が指定した不動産流通機構が運営する不動産情報交換のためのネットワークシステム）への登録、整理回収機構のホームページへの不動産売却情報の掲載、入札方式を用いた売却の積極的活用、地方自治体等との連携による公用・公共用地としての売却の促進等に取り組んでいる。

整理回収機構所有不動産の売却では、積極的に一括売却（セット販売）方式による売却方法を取り入れるなどの売却促進を図り、平成１７年度の売却実績は２０６件、３６１億円（旧阪和銀行所有不動産の管理等受託分を含む。）であった。この結果、これまでの累計売却実績（住管機構及び整理回収銀行が譲り受けたものを含む。）は、３，９７８件、３，２５２億円となった。

清算法人及び訴訟案件の管理

破綻金融機関が清算法人化した先（以下清算法人）は、平成１７年度に１２先が清算終了（１７年度末現在清算法人２９先）し、金銭贈与した金額の残余金約１０億円の返還を受けた。また、清算法人等が被告となっている訴訟案件の決着に伴い、約８億円の金銭贈与の増額を実施した。

（２）特別公的管理銀行関連業務への対応

債権の管理・処分

機構は、「２．（１）破綻金融機関等から取得した資産の管理・回収」に記したとおり、特別公的管理銀行（旧長銀、旧日債銀）から、金融再生法第７２条に基づき、１兆１，７９８億円の不良債権等を買取り、これまで１兆６，２２９億円の回収を行っている。

このほか、機構は、旧長銀（新生銀行）の譲渡に係る株式売買契約書及び旧日債銀（あおぞら銀行）の譲渡に係る株式売買契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき債権を引き取っており、その支払額は平成１７年度末までで新生銀行については８，９４１億円、あおぞら銀行については３，２８６億円である。また、新生銀行から取得した債権に関しては４，２０１億円、あおぞら銀行から取得した債権に関しては１，７４１億円を１７年度末までに回収している。

なお、上記瑕疵担保条項に基づき引き取った債権については、機構からの委託に基づき整理回収機構が管理・回収業務を行っている。

株式の管理・処分

機構は、平成１２年の旧長銀（新生銀行）及び旧日債銀（あおぞら銀行）に係る特別公的管理終了時に、両行が保有していた株式のうち、両行の営業上必要な株式を買い取り、それぞれ新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託した。両行の譲渡に係る株式売買契約により、５年間の信託期間中は、両行は当該株式を買い戻すことができるが、売却時に損失が発生する場合は機構が拒否できることとなっており、信託期限前１年以内に買い戻しを拒否したものについては当該株式に係

る信託期間が拒否した日から１年延長される。

このうち新生銀行分については、平成１８年２月に１年延長後の信託期間が満了し、同行によって買い戻されたものを除き全株式の機構への移管が完了した。あおぞら銀行分については、１７年８月の当初信託期間満了に際して、信託期間が１年延長されたものを除く株式が機構に移管されており、延長後の信託期間が満了する１８年８月に全株式の移管が完了する予定となっている。なお、移管された株式については、日本トラスティ・サービス信託銀行に管理を委託している。

当該株式については、「国民負担の最小化」及び「市場への影響の極小化」を原則として、概ね１０年を目途として適切かつ円滑に処分を進めることとしている。〔Ｐ８３： ．２．（１）「主な出来事（平成１７年度中）（参考２）理事長談話」参照〕

○ 買取株式概要（平成１８年３月末現在）

（単位：億円）

区 分	新生銀行分	あおぞら銀行分	合計
買 取 累 計 額	22,693	6,704	29,397
信 託 金 額 （取得簿価ベース）	13,366	5,821	19,187

（注）買取累計額と信託金額の差額は、その間の新生、あおぞら両行による買戻し、機構移管後の発行体の自己株式買取等によるもの。

（３）特別危機管理銀行関連業務への対応

足利銀行に対して、平成１５年１１月２９日に開催された金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が預保法第１０２条第１項に基づき、第３号措置（特別危機管理）を講ずる必要がある旨の認定が行われた。この認定と同時に金融庁長官により足利銀行の株式を取得することの決定がなされ、同年１２月１日に公告が行われたことをもって、機構が足利銀行の株式を取得した。また、機構は、同年１２月１６日及び２５日に金融庁長官の指名に基づき新経営陣（取締役及び監査役）の選任を行った。

平成１７年度においては、機構は、足利銀行から預保法第１２９条第１項に基づく資産買取りの申込みを受け、第３回目の資産買取り（本

資産買取りは、預保法附則第10条第1項に基づき整理回収機構に委託)を実施した。その資産買取額は、235億円(18年2月6日、簿価911億円)となり、これまでの資産買取額の累計額は、850億円(簿価5,249億円)となっている。また、回収等累計額は362億円(18年3月末)となっている。

(注)資金援助等の実施及び回収等の状況については〔P86: 2.(3)「資金援助等の実施及び回収等の状況」参照〕

3. 資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り関連業務の適切な実施

(1) 資本増強により引受けた株式等の管理と処分

機構は、下記 ~ の法律に基づいて、金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、及び の株式の引受け等の業務については、整理回収機構に委託しており、については、機構が直接株式の引受け等を行っている。

また、機構は、整理回収機構の業務に必要な資金の貸付け、整理回収機構の業務の実施により生じた利益の収納等のほか、整理回収機構が議決権その他の株主又は出資者としての権利を行使する場合や株式等の処分を行う場合には承認を行っており、機構が引受け等を行った株式については、直接、議決権の行使等を行っている。

一方、資本増強を行った株式等の処分について、機構は、平成17年10月28日に「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、その考え方を示している。

具体的には、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出を基本とし、申出があった場合には、1) 国民負担の回避、2) 金融システムの安定性、3) 金融機関の経営の健全性の観点からみて、特段の問題がない場合には、処分を行うこととしている。

また、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金の管理が求められるようになってきていること等を踏まえ、優先株式の商品性や株価の状況等から見て、処分を行うことが極めて有利な状況にある場合、

金融機関と十分に協議したうえで、金融機関による申出が見込まれない時には、金融機関の経営の健全性や市場への悪影響の回避等に留意しつつ、処分を行うこととしている。〔P 78： ．2 .(1)「主な出来事（平成 17 年度中）（参考 1）理事長談話」参照〕

旧安定化法及び早期健全化法

旧安定化法（平成 10 年 10 月に廃止）に基づく資本増強累計額 1 兆 8 , 1 5 6 億円及び早期健全化法に基づく資本増強累計額 8 兆 6 , 0 5 3 億円を併せて、機構は、総額 10 兆 4 , 2 0 9 億円の株式等の引受け等を行った。

平成 18 年 3 月 31 日までに、旧安定化法に基づき引き受けた優先株式等のうち優先株式（総額 990 億円）、劣後債（総額 1 兆 1 , 8 0 0 億円）及び劣後ローン（総額 3 , 1 4 6 億円）並びに早期健全化法に基づき引き受けた株式等のうち優先株式（総額 2 兆 8 , 2 2 0 億円）、劣後債（総額 9 , 5 4 0 億円）及び劣後ローン（総額 2 , 7 0 0 億円）について、金融機関等から譲渡その他の処分の申出が整理回収機構を通じてなされ、整理回収機構の処分承認申請に対して承認を行った。

この結果、これまでの返済分を差し引いた引受け等残高は、平成 18 年 3 月 31 日現在、旧安定化法分 2 , 2 2 0 億円、早期健全化法分 4 兆 5 , 5 9 3 億円となった。〔P 104： ．2 .(8)（第 1 表）「旧安定化法に基づく資本増強実績一覧」、P 106： ．2 .(8)（第 2 表）「早期健全化法に基づく資本増強実績一覧」参照〕

組織再編法及び金融機能強化法

金融機関等が合併等の組織再編成を行う場合、機構による資本増強を受けることができることを定めた組織再編法に基づき、平成 15 年 9 月 24 日、関東つくば銀行に対し、劣後ローン 60 億円の貸付けを行った。また、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対し公的な支援を行うことにより、地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展に資することを目的とした金融機能強

化法が16年8月1日から施行され、これにより金融機関等は、20年3月31日までに、機構に対し株式等の引受け等に係る申込みを行うことができることとなった。〔P109： 2.(8)(第3表)「組織再編法に基づく資本増強実績一覧」参照〕

預保法

預保法に基づき機構が行う資本増強には、金融危機に対応するための株式等の引受け等(預保法第102条)と、資金援助の一環として、事業譲受け・合併等を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等(以下「救済金融機関等」という。)に対する優先株式等の引受け等(受皿資本増強)がある。

金融危機への対応については、内閣総理大臣による必要性の認定等を受けて、機構は株式等の引受け等を行うことができることとなっている。機構は、りそな銀行に対して、平成15年5月17日に開催された金融危機対応会議の議を経て、同年6月30日に、優先株式及び普通株式の引受けによる総額1兆9,600億円の資本増強を実施した(その後、りそなホールディングスが発行した株式と株式交換を行っている)。17年2月1日に、りそなホールディングスからの申出により、機構は、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)及び財務大臣の承認を受け、普通株式の一部(総額27億円)を処分した。これにより18年3月31日現在の引受け等残高は、1兆9,573億円となっている。

一方、受皿資本増強は、金融機関の破綻処理に際して、破綻処理に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もって信用秩序の維持に資することを目的とし、救済金融機関等が行う破綻金融機関との合併等により減少する自己資本比率を回復させるものであるが、これまで実績はない。〔P109： 2.(8)(第4表)「預保法(危機対応)に基づく資本増強実績一覧」参照〕

(2) 健全金融機関等からの資産買取り及び管理・処分

制度の概要

金融再生法第 5 3 条において、我が国の金融機能の安定及びその再生を図る方策の一つとして、金融機関等の資産買取りに関する緊急措置の制度が設けられている。機構は、健全金融機関等からの買取りの申込みに対し、機構内に設置された買取価格審査会に価格等を諮問した上で、内閣総理大臣の承認（平成 1 3 年 1 月の金融再生委員会廃止までは金融再生委員会が承認）を得て、資産買取りを実施してきた。

同制度については、金融再生法制定時には資産買取りの申込期限は平成 1 3 年 3 月末までとされたが、同年 6 月の法改正で「緊急経済対策」に盛り込まれた金融機関の不良債権問題等の解決策の一つとして、健全金融機関等については 1 6 年 3 月末まで延長された。また、1 4 年 1 月の法改正では、政府の「改革先行プログラム」（1 3 年 1 0 月 2 6 日）等を踏まえ、金融機関等の不良債権の処理を一層促進するため、買取価格を時価とする価格算定方式の弾力化、入札への参加を可能とする買取方法の多様化が図られたほか、機構と整理回収機構との協定に買い取った不良債権の処理に関する規定が新設された（具体的には、処分方法の多様化、可能な限り 3 年を目途としての回収・処分、債務者の再生可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること）。

さらに、平成 1 5 年 4 月に施行された株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、産業再生機構からの買取りが可能になったほか、健全金融機関等からの資産買取りの申込み期限が 1 7 年 3 月末まで延長された（健全金融機関等からの申込み期限終了以降は、金融機関等からの資産買取りの対象は産業再生機構からの申込み分のみとなった。）。

買取実績

健全金融機関等からの資産買取りについては、平成 1 7 年度には、1 7 年 3 月末期限の最終申込み分の買取り（金融機関数 1 6、債権元本 2 9 9 億円、買取価格 5 2 億円）を行った。累計では金融機関数

１９２、債権元本４兆４１億円、買取価格３，５３３億円となった。

買取実績の年度別推移をみると、主要行を中心に金融機関の不良債権処理が進み、また、民間の不良債権流通市場が育ってきたこともあり、本制度の利用は平成１４年度をピークに減少している。

○ 健全金融機関等からの資産買取実績

(単位：件、億円)

年 度	11	12	13	14	15	16	17	合計
金 融 機 関	91	95	87	110	89	60	16	192
買取債権元本	4,510	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,041
買 取 価 格	217	126	206	2,057	641	233	52	3,533

〔 P 9 9 : . 2 . (5) 「金融再生法第５３条に基づく資産買取り実績等」参照〕

買取後の管理・処分

機構は、資産買取り業務を委託している特定協定銀行（整理回収機構）に対して、当該業務に必要とする資金の貸付け等を行っているほか、当該業務の実施により特定協定銀行に生じた利益の収納等を行っている。また、特定協定銀行との協定の定めによる業務に対して指導・助言を行っている。

買い取った資産の管理及び処分については、特定協定銀行において、可能な限り３年を目途としての回収・処分や企業再生に努めている。

（なお、具体的な管理・処分の内容については〔 P 1 5 : . 2 . (1) 「整理回収機構における回収への取組み」参照〕）

（注）資金援助等の実施及び回収等の状況については〔 P 8 6 : . 2 . (3) 「資金援助等の実施及び回収等の状況」参照〕

４．財産調査、責任追及

（１）財産調査

機構は、整理回収機構における譲受債権等の回収業務を支援するための指導・助言を行っており、財産を隠ぺいしていると認められる悪質な債務者等に対しては、住専法、預保法及び金融再生法に規定された財産

調査権を行使し、隠匿財産の発見に取り組む等、整理回収機構が債権回収の極大化を図ることができるよう強力に支援している。

機構が平成 17 年度に実施した財産調査件数は 274 件であり、そのうち立入調査件数は 29 件、確認された隠匿資産額は約 514 億円である。また、機構に財産調査権が付与された 8 年 6 月以来の確認財産額の累計は、約 6,497 億円である。

調査の内容としては、金融機関調査、債務者及び関係箇所への立入調査並びに債務者及び関係者に対する質問調査が主たるものであり、調査に対する妨害や忌避等があった場合は、罰則が適用される場合もある。

最近では、財産隠匿の手口も一段と悪質巧妙化してきているが、機構が行う財産調査により判明した財産隠匿方法の最近の傾向としては、債務者が実質経営者となっている会社（登記上の役員等は第三者名義）を利用して、又は、家族名義等の第三者名義を利用して財産を隠匿している事例が多く見受けられ、具体的事例としては、債務者 A 社が関連法人 B 社に対し有していた貸付債権を、コンサルタント会社 C 社に対し極端に低額で譲渡しており、仮装売買の疑いあり。A 社、B 社及び C 社に対し立入調査を実施し、当事者から取引の経緯を聴取するとともに、債権譲渡に係る資金の流れを解明したところ、A 社は整理回収機構による債権回収を免れるため、B 社、C 社と通謀し架空の債権譲渡契約書を作成していた例、債務者 D 社が所有していた不動産の任意売却において、売却代金の流れを調査したところ、代金の一部が D 社の関連法人 E 社の預金口座に入金。D 社に対し立入調査を実施した結果、事務所内から売買金額の異なる 2 通の売買契約書を発見したため、D 社の代表者に説明を求めたところ、二重契約書を作成したうえ整理回収機構に対して低い売買金額の契約書を提示し、差額を E 社の事業資金に流用していた例、

金融機関調査により把握した保証人に帰属する借名預金等を仮差押え。仮差押えの通知を受けた保証人は、機構の立入調査を恐れ、借名口座で行っていた有価証券取引を全て手仕舞いし、現金出金することにより保全逃れを図っていた。また、ダミー名義で豪邸を取得する等、悪質な財産隠匿の疑いが濃厚であったため、債務法人の事務所・保証人の自宅等に立入調査を実施。その結果、多額の現金を把握するとともに、保

証人が自らの不動産をダミー法人の名義に変更する方法で財産を隠匿していた例、などがある。

このような状況の下、機構では、創意工夫を凝らし綿密かつ徹底した調査を推進し、悪質債務者の実態を暴くことにより、整理回収機構の不良債権回収を強力に支援しており、とりわけ回収が困難とされている担保外財産からの回収が図られているのは、機構が行う財産調査によるところが大きい。

(参考)財産調査実績

区 分	平成 1 7 年 度	平成 8 年 6 月 以来の 累計
調 査 件 数	2 7 4 件	2 , 3 5 0 件
上記のうち立入調査件数	2 9 件	3 6 8 件
確 認 (隠 匿) 資 産	5 1 4 億円	6 , 4 9 7 億円

(注) 機構の特別業務部(東京)及び大阪業務部には、それぞれ特別調査第一課～特別調査第三課を置き、調査体制の充実を図っている。

なお、特別調査課の人員構成は、国税庁及び金融機関出身者を中心として、検察・警察・税関等の各省庁出身者によって構成されている。

(2) 刑事責任の追及

刑事責任の追及については、機構及び整理回収機構として、平成 1 7 年度中 1 7 件(被告発(訴)人 4 3 名)を告発(訴)した。8 年 6 月以降の累計では 2 9 4 件(同 6 1 3 名)である。〔P 1 1 0 : . 2 . (9) 「告訴・告発状況」参照〕

破綻金融機関の経営者に対するものはなかったが、借り手側の責任追及としての告発(訴)は、競売妨害罪 5 件、詐欺罪 5 件、強制執行妨害罪 4 件などであった。具体的には、は裁判所の執行官に対して虚偽の事実を申告するなどして競売の公正を害するもの、は抵当物件を任意売却するに当たり売却価格を実際より廉価であるかのように装って抵当権者に申告し抵当権を抹消させるもの(いわゆる中抜き詐欺)、は強制執行を免れるため資産を隠匿したり仮装譲渡するものである。例えば、債務者である会社役員が、銀行に有していた会社名義の預金の仮差押えを受けたことから強制執行を受けるおそれを察知し、他行の預金

を引き出して隠匿した強制執行妨害や、競売物件の競落後、暴力団幹部が競落人に対し、ことさら暴力団である旨強調し、暴力団の威力を示して買受けを断念させた競売妨害事案があった。

(3) 民事責任の追及

機構及び整理回収機構は、住専・破綻金融機関の旧経営者らに対し、提訴又は提訴前の和解・調停により、その破綻に関する民事責任（経営者責任）を追及するほか、住専に不正な融資媒介をした金融機関の民事責任を（紹介者責任）追及してきた。

これを提訴主体別に分類すると、おおよそ 機構が自ら原告となって提訴し訴訟を遂行する場合、住専・破綻金融機関が提訴し（金融整理管財人として機構が関与する場合とそれ以外の場合とがある。）その後整理回収機構が同訴訟を引受承継して遂行する場合、整理回収機構（整理回収銀行、住管機構を含む。）が自ら原告となり提訴し訴訟を遂行する場合に分けられる。

その大半は、不正融資に関する旧経営者らの善管注意義務違反・忠実義務違反による損害賠償請求訴訟である。

これまで機構及び整理回収機構が行った提訴は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日時点で、合計 1 2 4 件、提訴対象者数（法人を含む。）延べ 4 8 4 名（うち経営者 4 4 6 名）、請求金額合計 約 1 , 2 5 3 億円となっている。

〔 P 1 1 2 : . 2 . (1 0) 「民事責任追及状況(提訴分)」参照 〕

このほか、平成 1 5 年 1 1 月に破綻して特別危機管理銀行となった足利銀行について、機構は旧経営者等の法的責任追及のために同銀行に設置された内部調査委員会にオブザーバーとして参加するなど調査に協力し、その結果、同銀行は、1 3 年 3 月期決算における違法配当案件等につき、昨年度、旧経営陣 1 3 名を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しているが、これに引き続き、当時の会計監査人及び監査役を提訴した。

また、借り手側の責任追及としては、債権回収の極めて困難な案件（いわゆる岩盤案件）について、破産法に基づく債権者破産手続の申立てや保全処分等の法的手段も積極的に活用した。

○ 回収困難案件（いわゆる岩盤案件）事例

大口債務者が占有する担保物件につき保全処分を行った事例



機構と整理回収機構の申立てにより京都市に所在する明治時代に作庭された名庭を占有し、建物登記変更などの手段を用いて競売を妨害し続けていた建設会社社長に対して立ち退きと、裁判所の管理下におく保全処分がなされた。

暴力団が事務所として占有する担保物件につき保全処分を行った事例



機構と整理回収機構の申立てにより、暴力団が組事務所として占有していた和歌山県内の競売物件について、その占有を排除し、執行の際には和歌山県警察の機動隊が警戒に当たって、裁判所の管理下におく保全処分がなされた。

5 . 財務面での対応

(1) 財務状況

機構の財務は、各業務別に区分経理しており、平成 17 年度においては、一般勘定、危機対応勘定、金融再生勘定、早期健全化勘定、住専勘定、産業再生勘定及び金融機能強化勘定の 7 勘定により業務を経理している。

一般勘定においては、金融機関破綻時のペイオフコスト^(注)内での保険金の支払いや資金援助等の業務を経理している。また、同勘定の財政については、当該業務に要する費用の予想額に照らし長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められた保険料率により計算された保険料収入により賄われ、収益から費用等を差し引いた金額を責任準備金として積み立てなければならないとされている。しかし、業務の遂行に際し発生した不足資金については、借入れ又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行により資金調達をすることが可能である。

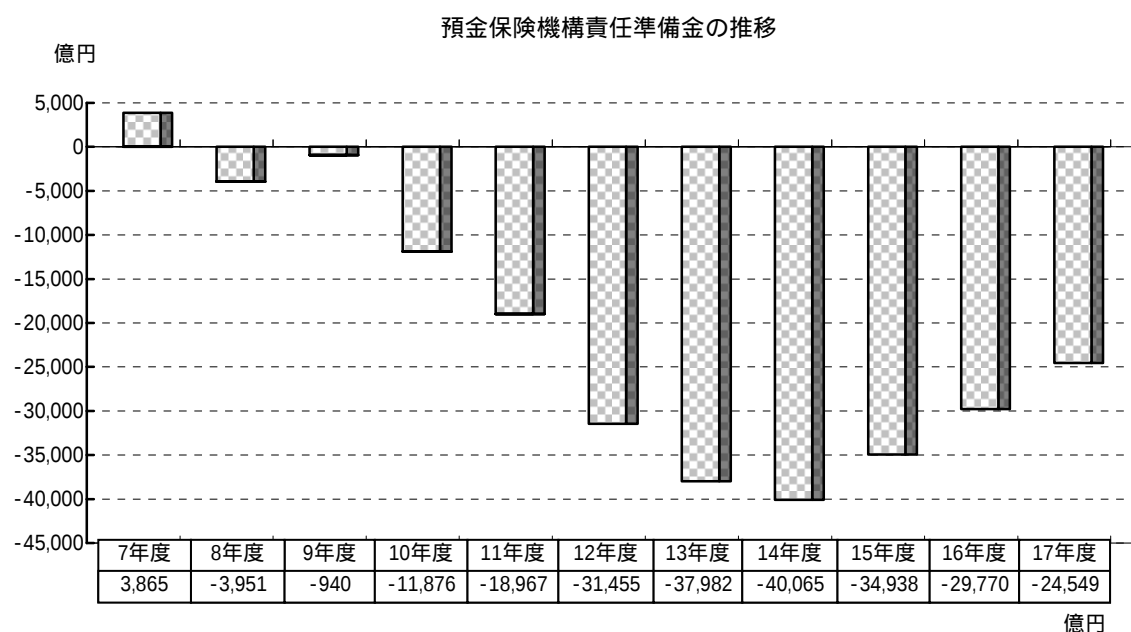
一般勘定の責任準備金は、平成 6 年度まで毎年積み立てられていたが、7 年度以降、多数の金融機関破綻処理により減少し、8 年度からは欠損金として計上されている。

欠損金は、平成 14 年度末には 4 兆 65 億円にまで膨らんだが、その後は新たな金融機関破綻処理に伴う多額の金銭贈与が行なわれていないことなどから減少している(17 年度末現在 2 兆 4,549 億円)。

(注) ペイオフコストとは、破綻した金融機関の預金者に保険金を支払った場合(保険金支払の実施)に要すると見込まれる費用(コスト)のこと。

具体的には、保険金支払見込額に保険金の支払に要する経費見込額を加えたものから、金融機関の倒産手続により機構が回収できる「破産配当見込額」を控除することにより算定する。

- $\text{ペイオフコスト} = \text{保険金支払見込額} + \text{保険金支払経費見込額} - \text{破産配当見込額}$



その他、勘定別の平成17年度末における概要は、以下のとおりである。

(単位：億円)

区 分	資産残高	当期利益金又は 当期損失金()	剰余金又は欠損 金()
一般勘定	8 , 1 8 8	5 , 2 2 1	2 4 , 5 4 9
危機対応勘定	1 9 , 5 9 5	8 5	1 4 4
金融再生勘定	2 5 , 8 7 5	1 , 6 5 0	6 , 8 4 6
早期健全化勘定	4 9 , 4 7 1	1 , 9 8 3	3 , 4 5 5
住専勘定	2 3 , 1 8 4	6 2 7	2 , 8 7 3
産業再生勘定	4 9 7	0 . 0 4	0 . 1 3
金融機能強化勘定(注)	6 2	2	2

(注1) 平成16年度末をもって廃止された経営基盤強化勘定の資産及び負債は、金融機能強化勘定に承継されている。

(注2) 各勘定の詳細については〔P43：「各勘定別の財務状況」参照〕

(注3) 上記の表の該当科目については、〔P121：「3.財務状況」〕の貸借対照表及び損益計算書に網掛けで記載。

(2) 資金調達

機構は、業務の遂行に際し発生した不足資金につき、各勘定ごとに政令で定められた金額の範囲内で、借入れ又は債券の発行により調達する

ことが認められている(ただし、住専勘定は借入れのみ)。住専勘定以外の勘定においては、法令に基づき、機構の借入れ又は債券の発行に対して所要の政府保証措置が講じられている(予算総則上の政府保証限度額の総額は平成１７年度５８．１５兆円、１８年度５０．１５兆円)。

〔Ｐ１１８： ．２．(１２)「資金調達の概要(平成１８年度)」(第１表)参照〕

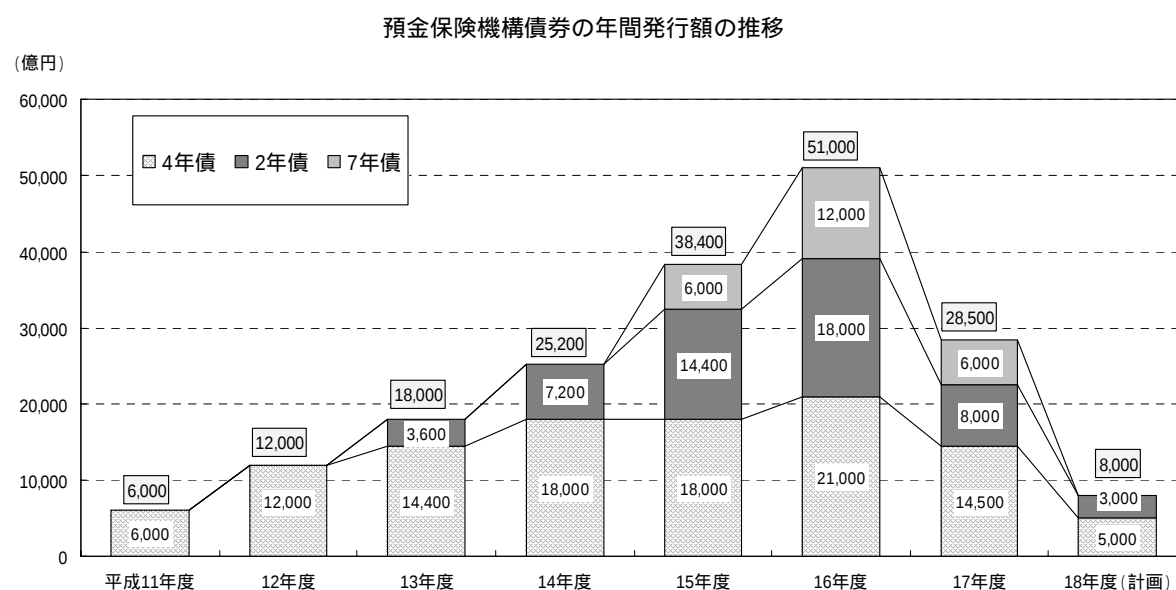
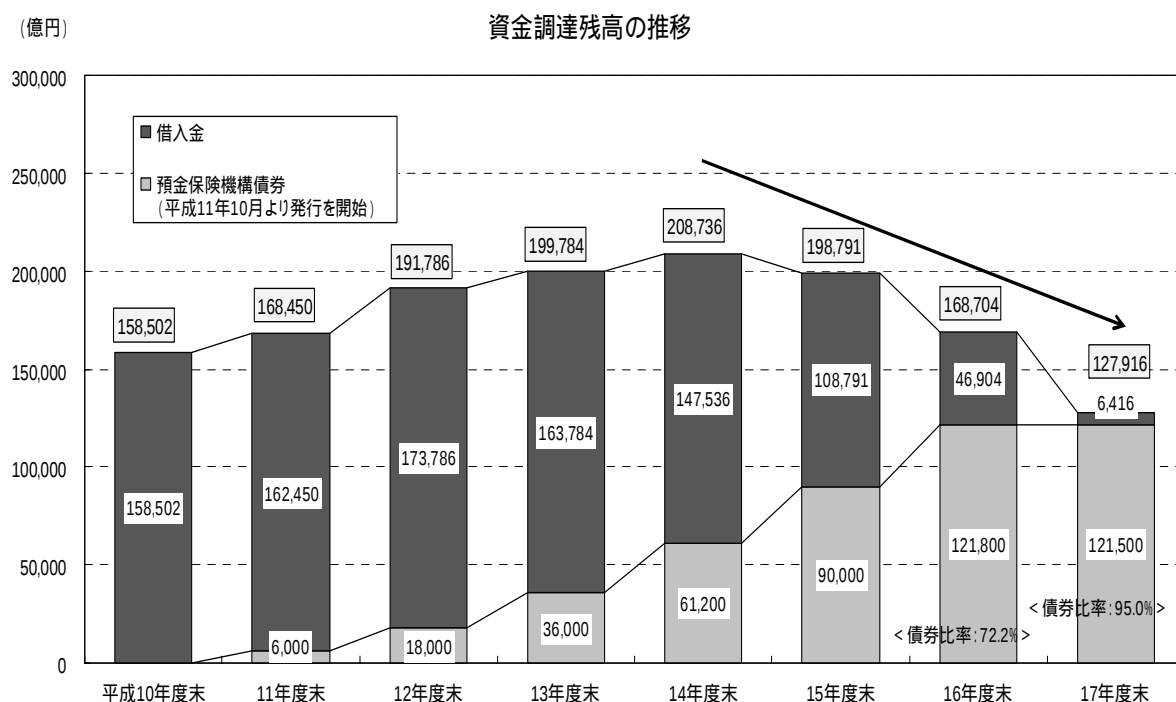
機構の資金調達残高(年度末ベース)は、平成１４年度をピークに減少しており、１７年度は約１３兆円となっている。〔Ｐ１１９： ．２．(１２)「資金調達の概要(平成１８年度)」(第２表)参照〕

機構では、中長期性の資産等に見合う資金調達について、資金の安定的調達と将来の金利変動への備えの観点から、借入れから債券発行への切替えを進めてきており、平成１７年度の資金調達残高約１３兆円のうち債券発行によるものが９５％を占めるにいたっている。

○ 資金調達残高(平成１７年度末)

単位：億円、()内はシェア

		資金調達残高		
			うち借入れ	うち債券
合 計		127,916 (100.0%)	6,416 (5.0%)	121,500 (95.0%)
	一般勘定	29,720	2,920	26,800
	危機対応勘定	19,436	3,436	16,000
	金融再生勘定	32,700	—	32,700
	早期健全化勘定	46,000	—	46,000
	金融機能強化勘定	60	60	—
	産業再生勘定	—	—	—
	住専勘定	—	—	—



また、機構では、一般債振替制度^(注)のスタートにあたり、機構債券の特性に応じて元利金支払手数料を引き下げたほか、振替債受託会社の選定に当たってさらに競争的な入札を行うため入札参加資格を緩和するなど、より適切な資金調達に努めている。

(注) 社債、地方債、公庫・公団債、円建外債などの権利移転を完全ペーパーレスにより行う決済制度。機構は、同制度開始初日(平成18年1月10日)に振替債(4年債)の入札を実施した。

○ 資金調達に係る主な動き

平成 11 年 10 月	・ 早期健全化勘定において債券発行を開始（4 年債）。
平成 13 年 6 月	・ 早期健全化勘定において 2 年債の発行を開始（4 年債→2 年・4 年債）。
平成 14 年 3 月	・ 日銀が、機構に対する政府保証付証書貸付債権を適格担保として承認（適格担保掛け目は残存元本額の 80 %）。
12 月	・ 日銀が、当初貸付期間 1 年以内の上記証書貸付債権の掛け目を引上げ（残存元本額の 80 %→96 %。17 年 9 月には 97 %に再引き上げ）。
平成 15 年 4 月	・ 早期健全化勘定において 7 年債の発行を開始（2 年・4 年債→2 年・4 年・7 年債）。
	・ 一般勘定及び金融再生勘定においても 2 年・4 年債の発行を開始。
平成 16 年 3 月	・ 無担保コール借入を開始。
4 月	・ 危機対応勘定において、4 年・7 年債の発行を開始。
	・ 金利スワップ取引を開始。
	・ 債券の入札方式を変更（総額引受方式→イールドダッチ方式 ^{（注）} ）。
	（注）応札された札のうち、利回りの低い札から順に、発行予定額に達する利回り（＝落札最高利回り）までを落札とし、落札最高利回りを発行条件とする入札方式。
7 月	・ 借入入札結果の公表時刻を半日繰上げ（入札日の翌営業日の午後 4 時→午前 9 時 30 分）。
平成 18 年 1 月	・ 一般債振替制度のスタートに伴い、振替債の入札を実施。元利金支払手数料を引き下げ。
3 月	・ 借入入札結果の公表時刻を半日繰上げ（入札日の翌営業日の午前 9 時 30 分→入札日の午後 5 時）。

○ 資金調達金利（平成 17 年度中実行分）

	借入金利 （政府保証付）	債券応募者利回り （政府保証付）			無担保コール 借入金利
		2 年債	4 年債	7 年債	
平均 ^{（注）}	0.022%	0.156%	0.486%	0.949%	0.001%
ピーク	0.115%	0.300%	0.766%	1.146%	0.002%
ボトム	0.001%	0.069%	0.320%	0.750%	0.000%

（注）金額加重平均。

(3) 預金保険料率の設定

平成 18 年度適用の保険料率については、18 年 3 月 23 日開催の機構の運営委員会において、「決済用預金」は 0.110% (17 年度 0.115%)、「一般預金等」は 0.080% (同 0.083%) と定め、3 月 31 日に内閣総理大臣 (金融庁長官に法定委任) と財務大臣の認可を得て、4 月 3 日付けで公告した。

〔 P 60 : 1. (1) 「保険料」参照 〕

この保険料率は、預金保護の枠組みが変わらない中で、平成 17 年に「一般預金等」から「決済用預金」へ預金シフトがみられ、預金保険料算定対象預金の残高が変化している状況等を踏まえ、次のような事情を総合的に勘案して定めたものである。

当機構の財務状況が多額の欠損状態にあること (平成 17 年度欠損金見込、約 2.5 兆円)、預金保険対象金融機関の保険料負担が依然として相応の水準にあることを踏まえ、全体の実効料率については、現状の 0.084% (年間保険料収入見込、約 5 千億円強) の水準維持が適当 (注) であること。

全額保護の「決済用預金」と定額保護の「一般預金等」については、預金保護の範囲が異なることから、金融審議会答申等を踏まえ、保険料率に格差を設けることが適当であること。

「決済用預金」と「一般預金等」との料率格差の設定については、連続性にも配慮して、現行同様『両預金につき付保預金 1 円当たりの保険料負担が均一』という考え方にに基づき保険料率を算出することが適当であること。

(注) 表面的には両方の保険料率が下がっているが、全体の保険料額は前年同水準を維持しており、実質的な引下げではない。これは「一般預金等」から保険料率の高い「決済用預金」に預金シフトがみられ、結果的に全体の『付保預金 1 円当たりの保険料負担』が低下したことによるものである。

6 . 預金保険を巡る国際的な連携と調査研究活動

(1) 国際協力への取組み

技術協力

1) 海外への専門役職員派遣

イ. 中国向け預金保険制度導入支援

金融セーフティネットの整備・強化の一環として預金保険制度の導入を検討している中国人民銀行の要請に基づき、機構は、中国の金融システムの中長期的安定が、わが国の金融システムにとっても重要であるとの認識から中国の金融制度改革に協力すべく、これまで積極的に技術協力を行ってきた。

平成17年9月に大連において開催された中国人民銀行主催「国際預金保険セミナー」(海外預金保険関係機関計14機関、中国政府・金融関係者約100名参加)では、機構から専門役職員を派遣し、「預金保険制度・機関の設計」、「預金保険基金の運営」をテーマに講演した。中国側としては今後とも日本や米国を中心とした諸外国の経験や教訓にかかる助言を得つつ、中国独自の預金保険制度構築に向けた努力を鋭意継続することとなった。

また、平成17年12月に北京において開催された中国社会科学院・日本財務省主催「日中共同ワークショップ」では、機構から専門役職員を派遣し、「日本の金融システムにおける預金保険制度の変遷」及び「預金保険制度の設計と預金保険機関の設立」をテーマに講演した。中国側から今後預金保険導入関連法案に関わる国務院関係者の参加を得たことから、今後の中国における預金保険制度の円滑な導入に寄与したと考える。

ロ. モンゴル向け預金保険制度導入支援

モンゴルでは、1991年の市場経済移行後、金融セクターにおいても国営銀行の民営化、銀行の資本力強化等の改革が実施されてきた。近年、経済の高成長に伴い預金残高が急速に増加する中、中央銀行であるモンゴル銀行は、金融安定化及び個人預金者保護を目的とした預金保険制度の導入やマネーロンダリング防止に関する法案を国会へ提出すべく準備中である。

機構は金融庁と連携し、モンゴル銀行からの要請を受け、モンゴルの金融安定化に協力する目的で、平成17年5月、専門職員を派

遣し、ウランバートルにおいて２日間にわたりワークショップを開催した。モンゴル銀行、関係省庁、金融関係機関、在モンゴル国際機関等約６０名に対し、日本側より預金保険基金の運営方法、ペイオフの実施方法、マネーロンダリング対策等に関する具体的解説及び助言を行った。

なお、本ワークショップ後、モンゴル銀行は、預金保険制度導入法案を作成し、平成１８年に預金保険基金を設立すべく準備中である。

ハ．その他

機構は、平成１７年５月にカザフスタン預金保険基金、ＩＡＤＩ、欧州復興開発銀行、米国国際開発庁共催「早期警戒システム・コンファランス」に対しカザフスタン（アルマティ）に専門職員を派遣し、わが国の経験を伝達した。また、国際協力機構主催「金融制度強化セミナー」の現地フォローアップ研修として、インドネシアからの要請により、１７年１１月にジャカルタへ専門職員を派遣し、金融セーフティーネット法案作成にかかる助言を行った。

２）海外研修生受入

イ．金融庁主催「預金保険セミナー」

金融庁は平成１７年度より、預金保険制度導入直前・直後のアジア諸国（インドネシア、タイ、中国、バングラデシュ、モンゴル）を対象に、金融セーフティーネット構築を支援する目的で、機構と連携して「預金保険セミナー」を東京にて開催することを決定した。

第１回目は平成１８年３月、約１週間にわたり、対象国の預金保険関係機関より７名を招聘し、金融庁及び機構の専門職員が講師となり、「預金保険制度の役割・運営」や「関連機関との連携」等の基本事項をテーマに研修を実施した。また、研修生は「預金保険機構ラウンドテーブル」（後述）にも参加し、各国の預金保険制度設計・運営につき多角的な知識を習得した。

ロ.その他

機構は、国内他機関との連携の一環として、上記イ.に加え、国際協力機構主催「第2回金融制度強化セミナー」、IMF・国際金融情報センター共催「マクロ経済政策と日本の経済発展の経験セミナー」等日本で開催された計6回のセミナーへ専門職員を派遣し、預金保険制度に関するわが国の経験等につきアジア諸国を中心に幅広く紹介した。

また、預金保険制度の機能向上を企図するタンザニア預金保険委員会の役職員を受入れ、機構独自に短期研修等を開催した。

預金保険機構ラウンドテーブルの開催

機構は平成18年3月、東京において2日間にわたり、海外の預金保険関係者の参加を得て、ラウンドテーブル（参加機関や討議テーマを限定し意見交換を行なう国際会議）を開催した。このラウンドテーブルに、アジア各国を中心に16機関より役員やマネージメントクラスを含む29名が参加した。

このラウンドテーブルの目的は、平時モードへの移行対応として機構が抱える当面の重要課題につき、機構が課題を提起しモデレーターとなり、各課題に精通し豊富な経験を有する米国、カナダ、アジア諸国の主要預金保険機関等より専門



役職員がケーススタディー発表者やコメンテーターとして参加し、討議・意見交換を行うことにより、将来の機構業務の参考とするとともに、アジア諸国（とりわけ制度導入直前・後の国）に対する情報提供（知的協力）、さらには預金保険関係機関相互の連携強化を図ることを目的とした。

討議内容は、「定額保護下での円滑・効果的な金融機関破綻処理」、

及び「金融システムの安定に必要な財源確保の持続可能な枠組み」の２つから構成され、参加者の経験を踏まえた発表を通じ様々な意見交換が行われた。

海外からは各討議課題に精通した参加者に恵まれ、積極的な意見や助言が出された。金融機関破綻処理については、処理手続の簡素化や情報の適時適切な共有・公開の重要性等が強調され、一方、財源確保の持続可能な枠組については、基金積立における公正なプライシング、市場からの資金調達の柔軟性確保、可変保険料制度の効果等が議論され、機構の将来業務の参考となった。

〔 P 1 3 8 : 付 1 「預金保険機構ラウンドテーブルのプログラム及び参加者」参照 〕

国際交流

1) 国際預金保険協会 (I A D I)

国際預金保険協会 (I A D I : International Association of Deposit Insurers) は、平成 1 4 年 5 月に世界各国の預金保険機関・関係当局等により、各国預金保険機関等の相互協力の拡大を通じ、金融システムの安定化に資することを目的として設立された。I A D I はその目的の達成のため、預金保険制度に関わる共通の関心事項・問題点についての理解を深めること、預金保険制度の実効性を高めるためのガイダンスを策定すること、預金保険の諸問題に関する専門知識・情報を交換・共有すること、預金保険制度に関する研究・調査活動を行うことをその主な活動分野としている。設立以来、I A D I 参加機関は年々増加しており、1 8 年 3 月末時点で、4 9 カ国/地域から、6 0 機関が参加している。

〔 P 1 4 0 : 付 2 「国際預金保険協会 (I A D I) 参加機関」参照 〕

機構は設立メンバーとして、その当初より I A D I に参加し、各国預金保険機関との協力関係を維持・強化し、海外の預金保険にかかる情報収集を行なっている。

平成 1 7 年 9 月に台湾 (台北) で開催された第 4 回 I A D I 年次総会において、最高意思決定機関である業務執行委員会の初の改選

選挙が行われたが、機構の代表者は候補者中最高得票数で当選し、I A D I 設立以来引き続き、機構は同委員会委員の職務を担うこととなった。

I A D I には各地域の利益を協会全体の活動に反映させることを主な目的として地域委員会が設置されている。機構は、アジア地域の預金保険関係機関により構成されるアジア地域委員会（A R C）の設立以来、同委員会の議長を務めている。議長機関として機構は、平成 17 年 9 月には台湾（台北）にて第 3 回 A R C 年次会合（I A D I 総会と同時開催）、18 年 2 月にはフィリピン（マニラ）において第 4 回 A R C 会合を開催し、「定額保護への移行」「資金調達」（第 3 回）、「金融監督機能の統合」（第 4 回）などのアジア地域内の預金保険に関する諸問題について活発な意見交換、議論を行った。特に第 4 回のマニラ会合では、アジア開発銀行の支援と協力を得て、預金保険機関が主催する国際会議として、国際金融機関との連携を成功させた最初の事例となった。

また機構は、A R C 議長機関として、メンバーシップ・コミュニケーション委員会のアジア地域における参加機関拡大活動を主導し、平成 17 年度は、インド、インドネシア、バングラデシュの I A D I 加盟を実現した。

2) 海外関係機関訪問

機構は、海外関係機関との意見交換や海外事情調査も継続的に実施しており、理事長が平成 17 年 9 月に台北にて開催された I A D I 総会（上述）に出席し参加主要機関と、また 18 年 1 月にジャカルタにて設立直後のインドネシア預金保険公社と北京にて預金保険制度導入準備中の中国人民銀行と継続的な技術協力等を通じた友好関係強化にかかるトップ・レベ



ルでの協議を行った。また、海外の預金保険制度についても現地調査等を引き続き実施した。

３）海外調査団受入

１９９０年代半ばのアジア諸国等の金融危機を契機に、金融システムの安定と預金者保護への関心が世界的に強まっており、アジア地域においても預金保険制度の導入・整備の動きが広がっている。

こうした状況を背景として、わが国の預金保険制度、破綻金融機関の処理、債権回収等に対する諸外国の関心が引き続き高まっており、平成１７年度に機構は、韓国と台湾から合計４回の調査団の来訪を受け入れた。

〔Ｐ１４２：付３「国際業務にかかる海外往来実績」参照〕

〔Ｐ１４４：付４「主要国の預金保険制度」参照〕

（２）調査研究活動の強化

調査研究体制の充実強化

預金者保護と金融システムの安定に向けたセーフティ・ネットとしての預金保険制度のあり方等をより深く検討するため、平成１６年度に調査室を新設し国内外の預金保険制度の調査研究等を強化実施した。

平成１７年度には、過去の金融機関破綻処理に関する資料等の整理を取りまとめ発表したほか、海外の預金保険制度の調査研究として、韓国の預金保険制度及び米国の預金保険制度の改革の動向を調査した。

調査研究誌「預金保険研究」の発刊

機構が進めている調査研究の成果を公表するものとして、平成１６年３月に調査研究誌「預金保険研究」を創刊したところであるが、１７年度においても、これまでの機構の多様な経験等を踏まえつつ、１７年９月に第４号、１０月に第５号、１８年３月に第６号を発刊した^{（注）}。このうち、１７年９月の第４号は、過去の金融機関破綻処理に関する資料等の整理を取りまとめたものであり、「特集：平成金融危機

への対応」との副題が付された。

(注1) 調査研究誌「預金保険研究」への掲載論文・資料

創刊号(16年3月)

- ・「預金保険研究」の発刊にあたって

- ・預金保険料制度の国際比較

- ・米国及びカナダの預金保険料制度

第2号(16年9月)

- ・欧州4カ国の預金保険制度

- ・第二回 ASEM バリ・イニシアティブワークショップ(預金保険制度)

- ・預金保険国際セミナー

- ・預金保険料率研究会中間報告

第3号(17年3月)

- ・アジア諸国の預金保険制度(1)

- ・預金保険制度の財政構造について——中期的な視点から

- ・台湾における定額保護移行後のリスクマネジメントセミナー

- ・中国における預金保険ワークショップ

- ・預金保険制度における主要な枠組みの変遷について

第4号(17年9月)——特集：平成金融危機への対応

- ・金融機関破綻に関する定量分析

- ・破綻処理手法の進化と関連法の整備(金融再生法以前)

- ・破綻処理手法の進化と関連法の整備(金融再生法以降)

- ・破綻処理財源の変遷と預金保険機構の財務構造のあり方

- ・破綻金融機関等の関与者に対する責任追及概観

- ・金融機関に対する監督制度等変遷

- ・破綻金融機関情報一覧表

第5号(17年10月)

- ・バブルの原因再考(上)

- ・金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの資産買取について

- ・アジア諸国の預金保険制度(2)(インド、ベトナム、インドネシア)

- ・モンゴルにおける預金保険及びマネーロンダリング対策に関するワークショップ

- ・「早期警告システム」に関するコンファレンス

第6号(18年3月)

- ・米国の預金保険法の改正

- ・アメリカ合衆国における破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及活動の歴史と現状——我が国との比較

- ・韓国の預金保険制度

- ・国際預金保険協会/アジア地域委員会リサーチ小委員会報告(1)「全額保護から定額保護への移行(仮訳)」

(注2) 当該資料は機構ホームページにおいて、閲覧可能。アドレス：<http://www.dic.go.jp/>

．各勘定別の財務状況

１．一般勘定

本勘定は、金融機関破綻時のペイオフコスト内の保険金支払、資金援助等の業務を経理する勘定である。なお、ペイオフコスト超の特別資金援助等の業務を経理していた特例業務勘定は、平成１４年度末をもって廃止され、同勘定に係る資産及び負債は、本勘定に承継されている。

平成１７年度における収益は、金融機関からの保険料収入５，３７７億円、協定銀行（整理回収機構）の買取資産に係る収益の納付金収入１，５５２億円、協定銀行からの貸付金利息収入１５億円、金銭贈与返納金９億円など、合計７，４０１億円となっている。

一方、費用は、協定銀行から収納した簿価超回収益相当額等の国庫納付金１，５６５億円、協定銀行の預保法第１２９条に基づく買取資産に係る損失補填金４０億円、協定銀行への貸付金等のための資金調達（借入金及び債券）に係る支払利息等１０３億円など、合計２，１８０億円となっている。

この結果、当期利益金は５，２２１億円となり、年度末における欠損金は、平成１６年度の２兆９，７７０億円から２兆４，５４９億円へ減少した。

また、年度末の資金調達残高は２兆９，７２０億円となっており、その内訳は、借入金２，９２０億円、債券２兆６，８００億円である。

〔Ｐ１２０： ．３．「財務状況」参照。以下の各勘定においても同じ。〕

２．危機対応勘定

本勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務を経理する勘定である。

平成１７年度における収益は、１５年度に取得したりそなホールディングス株式に係る配当金９７億円など、合計１０１億円となっている。

一方、費用は、りそなホールディングス株式の取得のための資金調達（借入金及び債券）に係る支払利息等１６億円など、合計１６億円となっている。

この結果、当期利益金は８５億円となり、年度末における利益剰余金は、平成

16年度の58億円から144億円へ増加した。

また、年度末の資金調達残高は1兆9,436億円となっており、その内訳は、借入金3,436億円、債券1兆6,000億円である。

(注)平成17年度末現在、りそなホールディングスに対する資本増強残高は、危機対応勘定1兆9,573億円、早期健全化勘定9,680億円、合計2兆9,253億円である。

3．金融再生勘定

本勘定は、特別公的管理銀行（旧長銀、旧日債銀）に係る処理や金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの資産の買取り等の業務を経理する勘定である。なお、旧安定化法（平成10年10月23日廃止）に基づく資本増強業務に係る資産及び負債は、本勘定に承継されている。

平成17年度における収益は、旧長銀及び旧日債銀から買い取った株式等に係る配当金収入等の資産買取事業収入1,179億円、健全金融機関等から特定協定銀行（整理回収機構）が買い取った資産に係る収益の納付金収入691億円、貸倒引当金戻入2,850億円など、合計4,728億円となっている。

一方、費用は、旧長銀及び旧日債銀から買い取った株式等の償却損及び整理回収機構に対する買取資産事務委託等の資産買取事業費530億円、資本増強業務に係る協定銀行（整理回収機構）に対する損失補填金283億円、貸倒引当金繰入2,132億円、特定協定銀行及び協定銀行への貸付金等のための資金調達（借入金及び債券）に係る支払利息等125億円など、合計3,077億円となっている。

この結果、当期利益金は1,650億円となり、年度末における欠損金は、平成16年度の8,496億円から6,846億円へ減少した。

また、年度末の資金調達残高は3兆2,700億円となっており、全て債券発行に係るものである。

4．早期健全化勘定

本勘定は、早期健全化法に基づく資本増強業務に係る協定銀行（整理回収機構）に対する資金の貸付け等の業務を経理する勘定である。

平成17年度における収益は、資本増強業務に係る収益の協定銀行からの納付金収入1,999億円、協定銀行からの貸付金利息収入228億円など、合計

2,227億円となっている。

一方、費用は、協定銀行への貸付金のための資金調達（借入金及び債券）に係る支払利息等243億円など、合計244億円となっている。

この結果、当期利益金は1,983億円となり、年度末における利益剰余金は、平成16年度の1,471億円から3,455億円へ増加した。

また、年度末の資金調達残高は4兆6,000億円となっており、全て債券発行に係るものである。

5. 住専勘定

本勘定は、旧住専7社から譲り受けた貸付債権等の管理、回収及び処分等の業務を行う債権処理会社（整理回収機構）への助成金の交付、借入に係る債務の保証、納付金の収納等の業務を経理する勘定である。

平成17年度における収益は、金融安定化拠出基金^{（注1）}の運用益160億円など、合計323億円となっている。

一方、費用は、債権処理会社において平成16年度に発生した二次損失の2分の1相当額等に係る住専法第10条に基づく業務推進助成金787億円など、合計951億円となっている。

この結果、当期損失金は627億円となり、年度末における欠損金は、平成16年度の2,245億円から2,873億円へ増加した。

なお、業務推進助成金は、金融安定化拠出基金の運用益を充てているが、平成17年度の運用益は160億円にとどまっており、その結果、当年度末における業務推進助成金に係る未払金の累計額は2,873億円となっている^{（注2）}。

（注1）金融安定化拠出基金は、平成8年1月30日の閣議了解（「住専処理方策の具体化について」に基づき、債権処理会社（整理回収機構）に対する出資、業務推進助成金の交付及び債務保証の履行を行なうために預金保険機構に設けられた基金（1兆70億円）。

機構では、上記基金のうち旧住宅金融債権管理機構（現整理回収機構）への出資分（1,000億円）を除く9,070億円を、「安全性」、「収益性」、「流動性」のバランスの確保に十分に留意しつつ運用している。具体的には、法令等に従い、国債、政府保証債、地方債、担保付社債等で運用しており、平成17年度中は、一部の保有国債を売却し、国債比利回りの高い財投機関債の購入を行った。この結果、運用益は160億円に増加し、運用利回りは1.764%に上昇した。

（注2）なお、住専法第8条において、二次損失の残りの2分の1相当額から債権取得簿価超の回収による利益等を控除した額について、政府の補助金の額の範囲内で、機構は債権処理会社に対し、助成金を交付することができる」とされている。

○ 金融安定化拠出基金の運用状況

単位：億円、%

	平成 1 7 年 3 月末		平成 1 8 年 3 月末	
	残高	シェア	残高	シェア
運用額合計	9,070	100.0	9,070	100.0
長期債	9,053	99.8	9,064	99.9
国債	3,594	39.6	2,535	28.0
政府保証債	1,880	20.7	1,880	20.7
地方債	511	5.6	511	5.6
担保付社債	2,698	29.7	2,698	29.7
財投機関債	370	4.1	1,440	15.9
政府短期証券等	17	0.2	6	0.1

単位：億円、%

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度
運用益	157	160
運用利回り	1.728	1.764

6．産業再生勘定

本勘定は、産業再生機構に対する出資及びこれに付帯する業務を経理する勘定である。

平成 1 7 年度においては、事務コストとして 4 百万円の支出があり、同額の当期損失金の発生となった。この結果、年度末の欠損金は、1 6 年度の 9 百万円から 1 7 年度の 1 3 百万円へ増加した。

7．金融機能強化勘定

本勘定は、金融機能強化法に基づく資本増強業務に係る協定銀行（整理回収機構）に対する資金の貸付け等の業務を経理する勘定である。なお、組織再編法に基づく資本増強業務に係る協定銀行（整理回収機構）に対する資金の貸付け等の業務を経

理していた経営基盤強化勘定は、平成１６年度末をもって廃止され、同勘定に係る資産及び負債は、本勘定に承継されている。

平成１７年度における収益は、資本増強業務に係る収益の協定銀行からの納付金収入２３０百万円など、合計２３１百万円となっている。

一方、費用は、事務費コストなど２９百万円となっている。

この結果、当期利益金は２０１百万円となり、年度末における利益剰余金は、平成１６年度の５５百万円から１７年度の２５７百万円へ増加した。

また、年度末の資金調達残高は６０億円となっており、全て借入金である。

なお、平成１７年度において、金融機能強化法に基づく資本増強業務の実績はなかった。

．組織の概要

1 ．設立、役割

（１）設立

機構は、預金保険制度の運営のため、預保法に基づき昭和４６年に設立された認可法人である。

設立の経緯をみると、昭和４５年７月、金融制度調査会による一般民間金融機関のあり方等に関する答申の中で預金保険制度が取り上げられ、預金者保護の見地から、制度創設の必要性が強調されるとともにその基本的方向が提示された。これに基づき、昭和４６年３月、預保法が制定され（同年４月１日に公布・施行）、同年７月１日、政府、日本銀行及び民間金融機関の出資により設立された。

機構の資本金は、設立当初は４億５，０００万円（政府、日本銀行及び民間金融機関がそれぞれ１億５，０００万円）であったが、昭和６１年７月に労働金庫が加盟したことにより５００万円増額され、さらに平成８年７月には住専勘定に政府から５０億円の出資を受けたため、現在は５４億５，５００万円となっている。

（２）役割

預保法の目的は、同法第１条により、「預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること」と定められている。

機構は、この法律の目的等を達成するために、次のような業務を担っている。すなわち、保険料の収納業務、保険金及び仮払金の支払業務、破綻金融機関の合併等に対する資金援助業務、預金等債権の買取業務、金融整理管財人等に関する業務、承継銀行の経営管理に関

する業務、金融危機への対応のための業務、金融機関に対する立入検査業務、健全金融機関等からの資産買取り関連業務、金融機関等の株式等の引受け等業務（資本増強業務）、整理回収機構の整理回収業務に対する指導・助言業務、整理回収機構の債務者に係る財産調査業務、破綻金融機関の旧経営者等の民事・刑事上の責任追及に関する業務などである。

２．運営委員会

機構の運営に関する重要事項の議決を行う意思決定機関として「運営委員会」が設けられており、運営委員（８名以内）及び機構の理事長、理事をもって構成されている。運営委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から機構の理事長が内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の認可を得て任命することとされており、現在の委員は、金融界から５名及び金融界以外から３名の計８名が任命されている。

〔Ｐ１３５：５．（１）「運営委員会委員、役員等一覧」参照〕

委員会の議決を経る事項は、定款により、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び資金計画、決算、保険料率の決定及び変更、保険金及び仮払金の支払の決定、資金援助の決定、預金等債権の買取りの決定などが定められており、平成１７年度は４回開催された。〔Ｐ８５：

５．２．（２）「運営委員会の開催状況（平成１７年度中）」参照〕



運営委員会での審議の様様

3 . 責任説明委員会

平成 10 年 2 月の預保法の改正により、機構の理事長は、整理回収業務に関する協定に基づく業務を効率的に実施するために必要な体制整備を図る旨の規定が設けられ、従来以上に責任追及への法的要請が強められた。

これを受けて、同月、破綻金融機関及び旧住専等の経営者、債務者等の刑事・民事上の責任の所在を明らかにし、刑事告発・損害賠償請求その他の措置を的確に行うため、理事長を委員長、役職員を委員とする責任説明委員会を設置して活動を行ってきた。同委員会は、17 年度中に 2 回開催され、責任追及案件を審議した。

また、責任説明委員会には現在 3 名の外部有職者が特別顧問に就任して、上記所要の措置を的確になすための意見申述を行っている。

○ 責任説明委員会特別顧問（平成 18 年 7 月 1 日現在）

神 谷 尚 男（元検事総長）

小 堀 樹（元日本弁護士連合会会長）

安 藤 忠 夫（元警視總監）

4 . 買取価格審査会

金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等からの資産の買取り制度を適正に運用するため、平成 11 年 6 月、機構の理事長の諮問機関として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士の外部有識者 3 名からなる買取価格審査会を設置した。

その後、平成 14 年 1 月の改正金融再生法の施行により時価による買取りを行うこととなったことに伴い、買取価格の合理性を担保するため、買取価格審査会に新たに 2 名の委員を加え（計 5 名の委員で構成）同審査会の体制強化を図った。同法改正以降は、従来年 2 回であった定例相対買取りを年 4 回にしたほか、新たに入札への参加も可能となった。

健全金融機関等からの資産買取りにかかる申込み期限を平成 17 年 3 月に迎えたことから、買取価格審査会は、最終申込み分の買取りについて

の価格審査を行った第59回(17年6月開催)以降の開催はない。但し、産業再生機構からの買取り(同条第1項第1号ホ)が発生する場合は、同審査会を開催し、買取りについての価格審査を行うことになる。

○ 買取価格審査会委員(平成18年7月1日現在)

委員長	藤村 義徳(弁護士)
委員長代理	長場 信夫(不動産鑑定士)
委員	竹原 相光(公認会計士)
委員	倉都 康行(金融実務家)
委員	日向野 幹也(学識経験者)

5. 優先株式等処分審査会

公的資金による資本増強のために引受け等を行った優先株式等について、譲渡その他の処分を行うに際し、公正・中立な手続による適正な価格の決定に資する目的で、平成16年6月、理事長の諮問機関として、処分価格審査会を設置した。

同審査会は、平成17年10月28日に公表した「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を踏まえ、18年2月23日に、金融機関からの処分の申出が見込まれない場合に対応するため、新たに「処分の実施」「処分方法」「処分金額」を審議項目に追加するとともに、その名称を「優先株式等処分審査会」に改称した。

同審査会は、平成17年度中に9回開催された。

○ 優先株式等処分審査会委員(平成18年7月1日現在)

委員長	小宮山 賢(公認会計士)
委員長代理	倉都 康行(金融実務家)
委員	薄井 彰(学識経験者)
委員	川北 英隆(学識経験者)

6 . 業績評価委員会

機構における役員の適正な退職手当の支給に資することを目的として、退職役員の退職手当に係る業績勘案率を決定するため、平成16年4月、運営委員会の金融界以外の委員3名と非常勤監事1名からなる業績評価委員会を設置した。同委員会は、17年度中に1回開催された。

○ 業績評価委員会委員（平成18年7月1日現在）

委員長	成田正路（運営委員会委員）
委員	吉井毅（運営委員会委員）
委員	吉野直行（運営委員会委員）
委員	高橋瞳（預金保険機構監事）

7 . 各部の業務

（1）総務部

総務部は、機構の事務の総合調整、運営委員会等の開催、広報、情報公開、個人情報の保護、人事、組織、定員、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構との連絡調整、産業再生機構への出資等に関する事務、国際関係業務及び内外調査等の事務並びに他の部の所掌に属さない事務を所掌している。

なお、総務部には、総務課、人事課、広報・情報管理室、企画調整課、管理課、国際室及び調査室の4課3室が置かれている。

（2）財務部

財務部は、機構の予算、決算、経理、会計監査、資産管理、資金計画、資金調達・管理及び保険料の収納事務を所掌している。

なお、財務部には、財務企画課、経理第一課、経理第二課、経理第三課、資金第一課及び資金第二課の6課が置かれている。

(3) 金融再生部

金融再生部は、金融整理管財人等の業務、破綻した金融機関の業務承継、金融危機への対応、銀行の特別公的管理、金融機関等からの資産の買取り及び企業再生並びに金融機関等の資本増強等に関する事務を所掌している。

なお、金融再生部には、企画管理課、業務課及び金融整理課の3課が置かれている。

(4) 預金保険部

預金保険部は、保険金等の支払、資金援助(金融危機への対応を含む。)、預金等債権の買取り、システムの開発・運営、名寄せデータ・システム整備等に関する金融機関等への研修・助言及び更生特例法に基づく預金者表の作成等に関する事務を所掌している。

なお、預金保険部には、企画課、資金援助課、研修課及びシステム課の4課が置かれている。

(5) 特別業務部

特別業務部は、刑事・民事の責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の財産調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務を所掌している。

なお、特別業務部には、管理課、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課及び特別調査第三課の6課が置かれている。

(6) 検査部

検査部は、金融機関に対する保険料確認検査、名寄せ等確認検査及び概算払率算定検査に関する事務を所掌している。

なお、検査部には、検査企画課、審査課、検査第一課及び検査第二課の4課が置かれている。

（ 7 ） 大阪業務部

大阪業務部は、保険金等の支払、資金援助、預金等債権の買取り等、金融整理管財人等の業務、刑事・民事の責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の財産調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務のうち、主として関西以西の地区に係るものを所掌している。

なお、大阪業務部には、総務管理課、金融整理室、資金援助課、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課及び特別調査第三課の 7 課 1 室が置かれている。

（ 8 ） 法務統括室（平成 1 8 年 4 月設置）

法務統括室は、機構の業務執行上の法律問題の総括、機構のコンプライアンスの総括に関する事務を所掌している。

8 . 組織改正

平成 1 8 年度の組織改正については、金融情勢の新たな平時への移行など機構を取り巻く金融環境の変化に伴う業務量の変動等に対応した事務運営体制及び機構の業務執行の適法性並びにコンプライアンスの確保のための体制整備を図るとともに、スリム化を推進するとの基本方針の下に見直しを行い、法務統括室を新設したほか、全体の要員数の縮減を図ることとした。この結果、1 8 年度の定員（職員）は、対前年度 1 3 名減の 3 7 3 名となっている。

9 . 整理回収機構

整理回収機構は、平成 1 0 年 1 0 月の預保法及び住専法の改正により、公正・透明な手法をもって不良債権の早期かつ効率的な回収に努め、投入される公的資金を最小化することを目的として設立されることとなった組織であり、1 1 年 4 月 1 日に住管機構と整理回収銀行が合併し、機構全

額出資（資本金 2,120 億円）の株式会社として発足した。

平成 18 年 4 月現在の体制は、役員 9 人（取締役 6 人、監査役 3 人）、職員 1,382 人となっている。組織としては、本社のほか 25 支店、2 分室を有し、回収担当を 5 つの業務部、統合支店部及びローン業務部並びに東京・大阪の特別回収部で編成している。

事業内容は、旧住専 7 社から譲り受けた債権等の回収、破綻金融機関からの不良債権等の買取り・回収、金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等からの不良債権の買取り・回収（資産買取申込みは平成 17 年 3 月 31 日で終了）、金融機能強化法等による資本増強のための株式等の引受け等を主な業務としているほか、11 年 6 月、債権管理回収業の許可に基づくサービサー業務を開始しており、13 年 4 月、農水産業協同組合貯金保険機構との間で農水産業協同組合貯金保険法に基づく「回収業務に関する協定」を締結し、協定債権回収会社となっている。また、同年 8 月には信託兼営の認可を受け、信託方式による不良債権の引受け、及び信託を活用した不良債権の証券化、さらには民間の資金を用いた企業再生ファンドの組成を進めている。

〔P76：1.(8)「回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係」参照〕

10．第二日本承継銀行

第二日本承継銀行は、平成 16 年 2 月 26 日の金融庁長官による設立決定を受けて、機構の全額出資（21 億 2,000 万円）により設立され、16 年 3 月 8 日、銀行業及び担保附社債信託業の免許を取得した。

第二日本承継銀行は、金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が現われない場合のために、金融整理管財人による管理下におかれた破綻金融機関の付保預金や健全資産等を引き継ぎ、業務の暫定的な維持・継続を図るとともに、その業務の受皿となる金融機関（再承継金融機関）を探し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としている。

なお、平成 18 年 3 月末現在で、破綻金融機関からの営業（事業）譲受の実績はない。

1 1 . 産業再生機構

産業再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し金融機関等が有する債権の買取り等の実施による事業の再生の支援を営むことを目的に、平成 1 5 年 4 月 9 日の産業再生機構法の施行、同 1 4 日の内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣による設立の認可を受けて、同 1 6 日、機構が全額出資（資本金 4 9 4 億 8 0 0 万円）する株式会社として設立された。その後 5 月 2 0 日の機構及び農林中央金庫を引受人とする増資により資本金 5 0 5 億 7 0 0 万円（機構 4 9 7 億 5 , 7 0 0 万円、農林中央金庫 7 億 5 , 0 0 0 万円）となった。

産業再生機構は、産業再生機構法第 1 9 条の規定に基づき、

再生支援をする旨の決定を行った事業者（以下「対象事業者」という。）に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）

債権買取り等を行った債権に係る債務者に対する

イ 資金の貸付け、

ロ 金融機関等からの資金の借入に係る債務の保証、

ハ 出資、

債権の管理や譲渡、出資に係る持分の譲渡及びその他の処分、

対象事業者に対する助言や上記各業務に関連して必要な交渉や調査及び附帯する業務、

などの業務を行うこととされている。

具体的な事業再生については、事業者及びメインバンク等からの申込みを受けた案件に対して、法令で定められた支援基準・手続き等に従い検討を行い、最終的には、主務大臣等の意見を聴取した上で産業再生委員会において支援決定、買取決定等を行うこととされている。

債権買取りの申込みは、産業再生機構法第 2 3 条により平成 1 7 年 3 月末で終了したが、この間、産業再生機構では、地場産業から大手上場企業

まで規模の大小を問わず、幅広い業種にわたり、民間の事業再生を補完しつつ、今後の事業再生のモデルとなるものを提示する形で取り組んだ結果、最終的な支援決定件数は41件となった。具体的には、地方経済の活性化にもつながる老舗百貨店、温泉旅館に係る案件、民間ベースでの取扱いが難しい公的機関の協力を取り付けた案件、民事再生手続との併用により、事業価値の毀損を最小限化するスキームで私的再生と法的再生との隙間を埋める機能を果たした案件等が特徴的なものとして挙げられる。

これら支援決定された案件については、買取り後着実に処理が進み、平成18年3月末までに、25件が完了している。

(注) 債権の買取は平成17年3月末をもって期限を満了している。産業再生機構法第29条においては、買取決定の日から3年以内に、対象事業者の全ての債権等の処分を行なうよう努めなければならないとされている。

．資料編

1．預金保険制度

(1) 預金保険制度の概要^(脚注)

対象金融機関

本制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある次の金融機関であり、これらの金融機関が下記 の対象預金等を受け入れた時点で、機構、金融機関と預金者の間で自動的に保険関係が成立することとなる。

イ．銀行法に規定する銀行、ロ．長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、
ハ．信用金庫、ニ．信用組合、ホ．労働金庫、ヘ．信金中央金庫、
ト．全国信用協同組合連合会、チ．労働金庫連合会

(注) ・上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は本制度の対象外。
・農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入。
・日本郵政公社の郵便貯金は政府により保証(郵政民営化に伴い平成19年10月から預金保険制度に加入予定)。証券会社は「投資者保護基金」、生命・損害保険会社はそれぞれ「保険契約者保護機構」に加入。

対象預金等

本制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりである。

イ．預金、ロ．定期積金、ハ．掛金、ニ．元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む)、ホ．金融債(保護預り専用商品に限る)、ヘ．イ～ホの預金等を用いた積立・財形貯蓄商品、ト．確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等

ただし、次の預金等は対象から除外される。

イ．外貨預金、ロ．譲渡性預金、ハ．特別国際金融取引勘定において経理された預金(オフショア預金)、ニ．日本銀行からの預金等(国庫金を除く)、ホ．対象金融機関からの預金等(確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等を除く)、ヘ．機構からの預金等、ト．無記名預金等、チ．他人・架空名義預金等、リ．導入預金等、ヌ．元本補てん契約のない金銭信託、ル．金融債(保護預り専用商品以外)

(脚注) 上記 ～ の詳細・経緯等については、「預金保険制度における主要な枠組みの変遷について」(『預金保険研究』第3号<機構、平成17年3月>)参照。(『預金保険研究』は機構ホームページ(アドレス <http://www.dic.go.jp/>)から閲覧できる)

預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等の額は、平成14年12月の預保法改正により、15年4月以降2年間は、14年度と同様、保険の対象となる預金等のうち、当座預金、普通預金、別段預金については元本と利息の全額、それ以外の定期預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額となっていた。

平成17年4月以降は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額保護となり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全 額 保 護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^(注1) は全額保護（恒久措置）
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等		合算して元本1,000万円 ^(注2) までとその利息等 ^(注3) を保護 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる （一部カットされることがある）
預金等 対象外	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる （一部カットされることがある）	

（注1）決済用預金という。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもの。

（注2）当分の間、金融機関が合併を行ったり、事業の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となる（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

（注3）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護される。

決済債務の保護

金融機関が行う資金決済に係る取引（為替取引、手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の提示に基づき行われる取引、金融機関が自

己宛に振り出した小切手に係る取引)に関し金融機関が負担する債務を決済債務^(注)という。例えば、金融機関が破綻前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

決済債務は、全額保護される。

(注) 金融機関自身や金融業を営む者の委託に起因する取引による債務は、原則として決済債務に該当しない。ただし、金融機関が業として行う取引に関する債務でない場合等は決済債務に該当する。

なお、決済債務のうち、決済用預金として受入れられていないものを「特定決済債務」という。例えば、決済債務のうち、金融機関預金や仮受金等として受入れられているものが、これに該当する。

保険料

保険料は、平成8年度から13年度までは、一般の保険料と特別保険料^(注)(預金等全額保護のため)の2種類があったが、13年度限りで特別保険料は廃止された。一般の保険料は、ペイオフコスト内での資金援助や保険金支払等の業務の原資となる。

(注) 特別保険料は、預金等の全額保護の特例措置に対応するため、ペイオフコストを超える資金援助(特別資金援助)の実施等の特例業務を行うことを目的に特別に設けられた勘定の原資。

預金保険対象金融機関は、特別保険料(料率は政令により0.036%と定められていた)を納付することが義務付けられていたもの。

保険料率は、運営委員会の議決を経たうえで、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)と財務大臣の認可を得て、公告する手順をとることになっている。

なお、保険料は、前年度の預金保険対象預金残高(平成14年度から、それまでの前年度末残から前年度営業日平残に移行)に保険料率を乗じて算出することとなっており、預金保険対象金融機関は毎事業年度開始後3か月以内に機構に納付することが義務付けられている(半年毎の分割納付も可能)。

平成14年度の保険料率は、「特定預金」(当座・普通・別段預金)が引き続き全額保護される一方、「その他預金等」(定期預金等)が定額保護に移行し、預金等の保護される範囲が異なるようになる中で、特別保険料の廃止、預保法や11年12月の金融審議会の答申の趣旨を勘案し、「特定預金」は0.094%に、「その他預金等」は0.080%と定められた。

平成15年度以降の保険料率は、14年12月に改正された預保法の規定により、新たに定めることとなった。ただし、15・16年度の2年間は、これまでの「特定預金」が「決済用預金」とみなされて引き続き全額保護され、「そ

の他預金等」が「一般預金等」となり定額保護されるなど、預金保護の枠組みは実質的に１４年度と変わらなかった。このため、「決済用預金」と「一般預金等」の料率格差の設定は、連続性にも配慮し、『付保預金１円当たりの保険料負担が同じとなるように算定した場合の料率』と『両者とも一律０．０８４％とした場合の料率』との加重平均値とすることが適切であると考え、預保法や１１年１２月及び１４年９月の金融審議会答申の趣旨を勘案し、「決済用預金」は０．０９０％、「一般預金等」は０．０８０％と定められた。

なお、平成１６年度については、機構財政状況のほか、他の要因の状況等には大きな変化はみられないため不変とした。

平成１７年度の保険料率は、１７年４月以降、いわゆるペイオフ解禁が実施され、預金保護の枠組みが変わることを踏まえ、『全体の実効料率は現行の０．０８４％を維持し、付保預金１円当たりの保険料負担が均一』という考え方に基づき保険料率を算出し、「決済用預金」は０．１１５％、「一般預金等」は０．０８３％と定められた。

平成１８年度適用の保険料率は、預金保護の枠組みが変わらない中で、１７年に「一般預金等」から「決済用預金」への預金シフトがみられ、預金保険料算定対象預金の残高が変化している状況等を踏まえ、前年度と同じ考え方に基づき保険料率を算出し、「決済用預金」は０．１１０％「一般預金等」は０．０８０％と定められた。

〔詳細はＰ３５：５．（３）「預金保険料率の設定」参照〕

○ 預金保険料率の推移

	保険料率		特別保険料率*	
昭和４６年（制度発足時）～	０．００６％		なし	
昭和５７年度～	０．００８％		なし	
昭和６１年度～	０．０１２％		なし	計（ ＋ ）
平成８年度～	０．０４８％		０．０３６％	０．０８４％
平成１３年度	特定預金	その他預金等	０．０３６％	０．０８４％
	０．０４８％	０．０４８％		
平成１４年度	０．０９４％	０．０８０％	なし	
平成１５年度～	決済用預金	一般預金等	なし	
	０．０９０％	０．０８０％		
平成１７年度	０．１１５％	０．０８３％	なし	
平成１８年度以降	０．１１０％	０．０８０％	なし	

*平成８年度～１３年度の間に限定（預金保険法附則第１９条第１項）

金融機関の破綻処理

1) 資金援助

イ. 概要

資金援助とは、金融機関が破綻した場合、機構が、事業譲渡・合併等を行う救済金融機関等や破綻金融機関に対し、その合併等を容易にするよう援助を行うものである。資金援助によって、合併等は円滑に行われ、破綻金融機関の付保預金は救済金融機関に引き継がれる等により保護されることとなる。資金援助の方法としては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証、債務の引受け、優先株式等の引受け等、損害担保(いわゆるロスシェアリング)がある。

事業譲渡に係る資金援助は、預金等の全額保護下においては、事業の全部譲渡の場合に限られていたが、平成14年度以降の預金等の定額保護下においては、原則としてペイオフコストの範囲内で行われ、救済金融機関に付保預金と健全資産等を内容とする事業の一部を譲渡する場合が中心となる。

事業の一部譲渡の場合、事業譲渡されなかった債権者に対する清算配当額を確保する目的で、機構が破綻金融機関に対し債権者間の衡平を図るための資金援助(金銭の贈与に限る。)を行うことができることとされている。

ロ. 資金援助の手順

内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)による合併等に関する適格性の認定^(注)あるいは合併等のあっせんを受けた救済金融機関等は、破綻金融機関と連名で機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決(その際、運営委員会は機構の財務状況、資金援助見込額、ペイオフコストを考慮し、機構資産の効率的利用に配慮することとされている。)を経て、資金援助の可否、資金援助の額及び方法等を決定する。機構は、この決定をしたときは、救済金融機関等や破綻金融機関と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

(注)適格性の認定は、次の3要件をすべて満たす場合に限り、行うことができることとされている。

- 当該合併等が行われることが預金者その他の債権者の保護に資すること。
- 機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること。
- 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障を生ずるおそれがあること。

2) 保険金の支払

機構による保険金支払の原因となる保険事故には次の2種類があり、保険金の支払は保険事故が発生した金融機関の預金口座の名寄せ等の準備が整い次第、預金者からの請求に基づいて行われる。

第一種保険事故： 金融機関の預金等の払戻しの停止

この場合、機構は保険事故発生後1か月以内（必要に応じて1か月以内で延長が可能）に、保険金の支払を行うかどうかについて運営委員会の議決を経て決定する。

第二種保険事故： 金融機関の営業免許の取消し、破産手続開始の決定又は解散の決議

この場合、機構による決定を要することなく、当然に保険金の支払が行われる。

預金者に支払われる保険金の額は、保険事故発生日に当該金融機関に預入している付保預金の元本とその利息等の合計額で、元本の額は、決済用預金は全額、一般預金等は政令により預金者1人当たり1,000万円までと定められている（ただし、担保預金等については、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまで、保険金の支払を保留することがある）。

機構は、第一種保険事故が発生した場合、保険金の支払及び公告事項（保険金の支払期間、支払場所、支払方法、支払取扱時間等）を運営委員会の議決を経て決定し、公告事項を官報に掲載し、預金者に周知徹底を図ることとなっている。なお、第二種保険事故の場合には、運営委員会の議決を経ることなく保険金を支払うこととなるので、機構は公告事項を定め、公告する手順のみを行う。

3) 仮払金の支払

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払又は付保預金の払戻しの開始までにかかりの日数を要すると見込まれるような場合、破綻金融機関の預金者の当座の生活資金等に充てるため支払われるものである。機構が仮払金の支払を行うためには、保険事故発生日から1週間以内に、運営委員会の議決を経て決定をすることが必要とされている。

仮払金は、政令の定めにより、各預金者の普通預金残高(元本のみ)について、1口座につき60万円を限度として支払われる。なお、後に保険金等が支払われるときには、この仮払金支払額はその預金者の保険金の額等から控除されることになる。

また、仮払金を支払う場合には、公告等について保険金の支払と同様の手続をとることとなっている。

4) 預金等債権の買取り

保険対象預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び外貨預金並びにこれらの利息等については、機構が概算払の実施を決定した場合には、預金者からの請求に基づいて、当該債権を配当金の見込額等を考慮して決定した一定の率(概算払率)を乗じた金額により買い取る形で支払うことができるようになっている(ただし、担保権が設定されている預金等は除く)。この制度によって、預金者は弁済金・配当金の受取りを待たずに、早期にその一部の回収が可能となる。この概算払は、資金援助方式及び保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。

なお、機構では、買い取った預金等債権の回収額が買取りに要した費用を控除しても、概算払額を超えるときは、その超える部分の金額を預金者に支払うこととなっている(精算払)。

機構が預金等債権の買取りを行う場合には、概算払率について運営委員会の議決を経て、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)及び財務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所、支払方法等を定め、公告することとなっている。

○ 金融機関が破綻した場合の預金等の取扱概念図（平成１７年４月以降）

（太線内が預金保険によって保護される）

		1,000万円まで	1,000万円超		
預金保険の対象預金等	決 済 用 預 金 〔 当 座 預 金 無利息普通預金等 〕	全額保護 元本全額を保護（恒久措置）			
	決済用預金以外 〔 有利息普通預金 定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等 〕	定額保護 元本1,000万円までと その利息等を保護	概算払 元本1,000万円を 超える部分及び 外貨預金と これらの利息等 × 概算払率	精算払	一部カットの可能性
対象外 預金等	外 貨 預 金 譲 渡 性 預 金 ヒ ッ ト 等	破綻金融機関の財産の状況に応じて支払			

５）更生特例法に基づく手続

機構は、更生特例法により、破綻した金融機関の更生・再生・破産手続を円滑に進めるため、預金者に代わって、更生・再生・破産債権の届出（預金者表を作成のうえ裁判所に提出）、更生・再生計画案に関する議決権の行使などを行うことになっている。機構が議決権を行使するときは、同意しようとする更生・再生計画案の内容をあらかじめ預金者に通知、公告する。

(2) 預金保険制度の拡充・整備経過

	昭和46年制度発足時	～昭和61年7月～	～平成8年6月～
1. 対象金融機関 [法律] [認可]	銀行、相銀 ^{*1} 信金、信組	<昭61/7月> 券金が加入	
2. 資本金	4.5億円 政府 1.5億円 日銀 1.5億円 民間 1.5億円	<昭61/7月> 4.55億円 券金が出資 (0.05億円)	<平8/7月> 54.55億円 政府が出資[住専勘定] 50億円
3. 役員 理事長、理事、監事 [(平10/10月)両議院同意・内閣 総理大臣任命] [法律]	理事長(日銀副総裁) 理事1名 監事1名		(大蔵大臣任命) → (両議院同意・内閣総理大臣任命) <平8/6月> <平10/10月> 3名以内 → 4名以内 <平8/6月> <平10/10月>
4. 保険料率 一般[認可] 特別[政令]	0.006%	<昭57年度> <昭61年度> 0.008% → 0.012%	<平8年度> 0.048% 導入0.036%
5. 保険料納付期日 [法律]	年度開始後3か月以内		年度開始後3か月以内、(ただし1/2 は年度開始6か月後3か月以内で可)
6. 保険金支払限度額 [政令]	元本100万円	<昭49/6月><昭61/7月> 300万円 → 1,000万円	
7. 預金等全額保護の 特例措置 [法律]			導入
8. 預金設定方式による 保険金の支払 [法律]			導入
9. 仮払金支払制度 同限度額 [政令]		<昭61/7月> 導入 20万円	
10. 預金等債権買取り制度 [法律]			導入<平9/4月>
11. 預金者代理制度 ^{*2} [法律]			導入<平9/4月>
12. 資金援助制度 [法律]		<昭61/7月> 導入	
13. 破綻金融機関等からの 資産買取り [法律]		救済金融機関からの 資産買取り<昭61/7月>	破綻金融機関からの 資産買取り 平8/6月 → 特別公的管理銀行等から の資産買取り 平10/10月
14. 借入金等(一般) (1)借入限度額 ^{*3} (2)日銀借入返済のため 金融機関借入 [法律]	500億円	5,000億円 <昭61/7月> 導入<昭61/7月>	1兆円 → 2兆円 → 4兆円 <平8/6月> <平11/4月> <平12/4月> 金融機関、その他の者 平10/10月

*1 相互銀行(相銀)は、平成元年2月以降、逐次普通銀行に転換(平成5年4月1日、相互銀行法廃止)。

*2 更生特例法

*3 昭和46年から平成13年3月末までの間は、日銀からの借入限度額。平成13年4月以降は借入限度額に改正。

*4 なお、当座預金、普通預金及び別段預金は平成14年度末まで全額保護、平成16年度末まで決済用預金とみなされた。

平成 1 2 年 5 月以降の変更又は追加事項	平成 8 年 6 月の法改正により導入された主な特例業務等
<平12/6月>	・特別資金援助
➡ 信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、郵便貯金銀行が加入予定	・預金等債権の特別買取り } 預金等全額保護の特例措置 （平成 1 2 年度末まで）
	・特別保険料の収納 }
	・協定銀行に対する出資、損失補てん、債務保証、指導・助言等
	・協定銀行が譲り受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査、債権取立て
	・破綻信用協同組合資産の買取りの協定銀行への業務委託
	・破綻信用協同組合に係る特例業務の実施のための日本銀行又は金融機関等からの借入れに係る政府による債務保証
	平成 9 年 1 2 月の預保法改正の主要点等
	・資金援助の申込みを行うことができる合併等に、新設合併を追加
	・特定合併に係る資金援助（時限的措置）
	平成 1 0 年 2 月の法改正の主要点等
<平13年度> <平14年度> <平15年度> <平17年度> <平18年度>	・一般金融機関及び信用協同組合の各特別勘定の区分を廃止し、特例業務勘定を設置
➡ 特定預金 0.048% 0.094% 決済用預金0.090% ➡ 0.115% ➡ 0.110% ➡	・整理回収銀行に一般金融機関受皿銀行としての機能拡充
その他預金等0.048% 0.080% 一般預金等0.080% ➡ 0.083% ➡ 0.080% ➡	・預金保険機構債券の発行
➡ 平成13年度末まで	・罰則付き財産調査権を破綻金融機関の貸付債権の回収業務にも拡大
	・特例業務基金の設置（交付国債 7 兆円を限度）
	平成 1 0 年 1 0 月制定の金融再生関連法の主要点等
<平13/4月> <平15/4月>	・金融整理管財人業務を追加
➡ 元本1,000万円 ➡ 決済用預金全額 + 一般預金等とその利息等 の元本1,000万円とその利息等	・承継銀行の設立及び経営管理等、特別公的管理、金融機関等の自己資本増強、などに関する業務を追加
➡ 平成13年度末まで * ⁴	・特別公的管理銀行や承継銀行、金融機関等、資産の買取り対象範囲を拡充
	・金融再生勘定、金融機能早期健全化勘定の設置
	平成 1 2 年 5 月の法改正の主要点等
<平13/4月> 6 0 万円	・預金等全額保護の特例措置の延長（1 3 年度末まで）
	・金融機関に名寄せに必要なデータ整備・システム対応等の義務化
	・営業譲渡等に係る仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度の導入
	・金融整理管財人業務を追加
	・承継銀行の設立及び経営管理等に関する業務を追加
	・営業の一部譲渡の場合の資金援助等を追加
	・救済金融機関に対する資本増強、損害担保を追加
	・破綻金融機関に対する付保預金の払戻し及び資産価値減少防止のための貸付けに関する業務等を追加
	・金融危機への対応に関する業務を追加（危機対応勘定の設置）
➡ 特別危機管理銀行等からの資産買取り	・特例業務勘定における交付国債の増額（7 兆円から 1 3 兆円）
	平成 1 4 年 1 2 月の法改正の主要点等
➡ 6兆円 ➡ 13兆円 ➡ 19兆円 ➡ 20.14兆円 ➡ 20.6兆円 ➡ 21.18兆円	・預保法の目的に「破綻金融機関に係る資金決済の確保」を追加
<平13/4月> <平14/4月> <平15/4月> <平16/4月> <平17/4月> <平18/4月>	・決済用預金の全額保護（恒久措置として）
	・仕掛り中の決済の履行確保
	・金融機関に決済用預金に係る保険金の支払等の円滑確保を図るためのシステム対応等の義務化(18年4月に決済用預金の円滑な支払等のための追加措置が制定)
	平成 1 4 年 1 2 月制定の組織再編成促進特措法の主要点等
	・合併等手続きの簡素化
	・優先株式等による資本増強
	・保険基準額の引上げ（1,000万円×合併等金融機関数、合併等後1年間）
	平成 1 6 年 6 月制定の金融機能強化法の主要点等
	・金融機関等の株式等の引受による資本増強

(3) 協定銀行、特定協定銀行及び債権処理会社に関する特例措置の拡充・整備経過

預保法関係

平成 8 年 6 月改正 (平成 8 年 6 月 21 日施行)	平成 10 年 2 月改正 (平成 10 年 2 月 18 日施行)	平成 10 年 10 月改正 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 12 年 6 月 30 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)
・協定銀行に対する出資				・整理回収業務を当分の間の措置とする
・協定銀行に対する破綻信用組合の資産買取りの委託	・委託の範囲を「破綻金融機関」へ拡大		・委託の範囲に「特例資産譲受人等」を追加 (平成 13 年 3 月 31 日まで)	・委託の範囲を「破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行)」へ拡大
・協定銀行に対する損失の補てん(資産買取りの委託に係るものに限る)	・損失補てんの範囲を「協定に基づく合併・営業譲受けに係るもの」へ拡大			
	・協定銀行に対する資金の貸付け			
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証				
	・協定銀行から納付される金銭の収納			・利益納付に関する制限の撤廃 ・利益納付、損失補てんに関する利益、損失の各項目に貸倒引当金に関する規定の追加
・協定銀行に対する指導、助言				
・協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査、債権取立て	・債務者の財産調査については、罰則で担保			
	・債権処理会社に対する取立委託の承認			→ 規定の削除
・官庁、公共団体等に対する照会、協力要請				
		・協定銀行と債権処理会社の合併に必要な措置		

金融再生法関係

平成 10 年 10 月金融再生法成立 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)	平成 13 年 6 月改正 (平成 13 年 6 月 27 日施行)	平成 13 年 12 月改正 (平成 14 年 1 月 11 日施行)	平成 15 年 4 月改正 (平成 15 年 4 月 10 日施行)
・金融機関等の資産買取りおよび特定協定銀行に対する委託	変更なし	・健全金融機関等が資産の買取りの申込みを行うことができる期限を延長 (平成 16 年 3 月 31 日まで)	・資産買取価格は時価とする ・入札への参加を可能とする ・買取資産の処分方法の多様化、迅速化、債務者の再生に勤めるとの規程を明記	・健全金融機関等が資産の買取りの申込みを行うことができる期限を延長 (平成 17 年 3 月 31 日まで) ・産業再生機構からの資産の買取りを追加
・買い取った資産の整理回収				
・特定協定銀行に対する資金の貸付け及び特定協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証				
・特定協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証				
・特定協定銀行から納付される金銭の収納				
・特定協定銀行に対する損失の補てん				
・特定協定銀行に対する実施計画及び資金計画の承認				
・特定協定銀行に対する指導、助言				
・特定協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査(罰則で担保)債権取立て				
・官庁、公共団体等に対する照会、協力要請				
・債権処理会社に対する取立委託の承認	規定の削除			

早期健全化法関係

平成 10 年 10 月早期健全化法成立 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 12 年 6 月 30 日施行)
・協定銀行に対する株式等の引受け等の委託	・「特定協同組織金融機関等」の株式等の引受け等に係る申込みについては平成 14 年 3 月 31 日までとする
・協定銀行に対する損失補てん	
・協定銀行に対する資金の貸付け	
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証	
・協定銀行から納付される金銭の収納	
・協定銀行に対する株式発行銀行が協定銀行の子会社となったときの指導・助言	

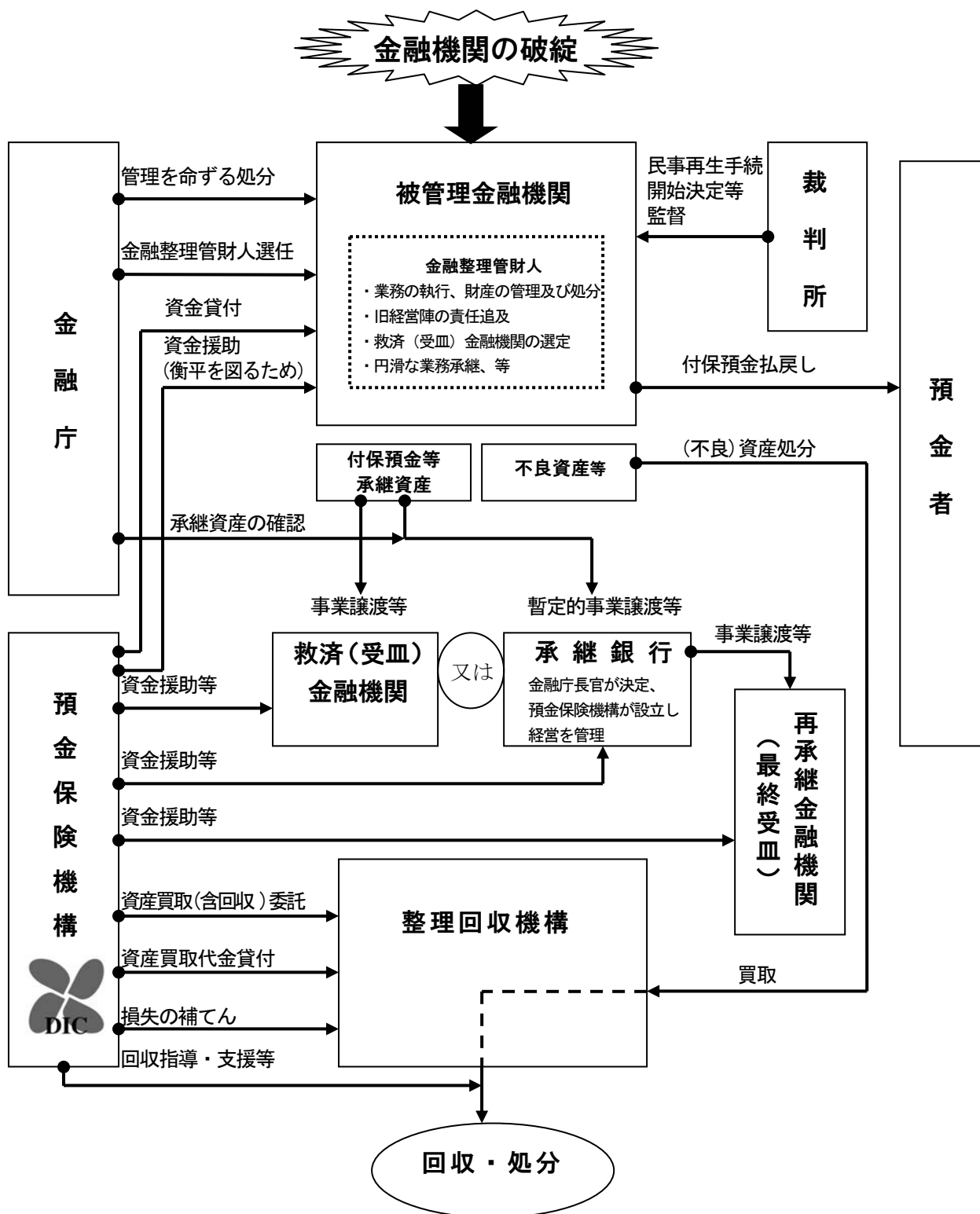
金融機能強化法関係

平成 16 年 6 月金融機能強化法成立 (平成 16 年 8 月 1 日施行)
・協定銀行に対する株式等の引受け等及び協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りの委託
・協定銀行に対する損失補てん
・協定銀行に対する資金の貸付け
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証
・協定銀行から納付される金銭の収納

住専法関係

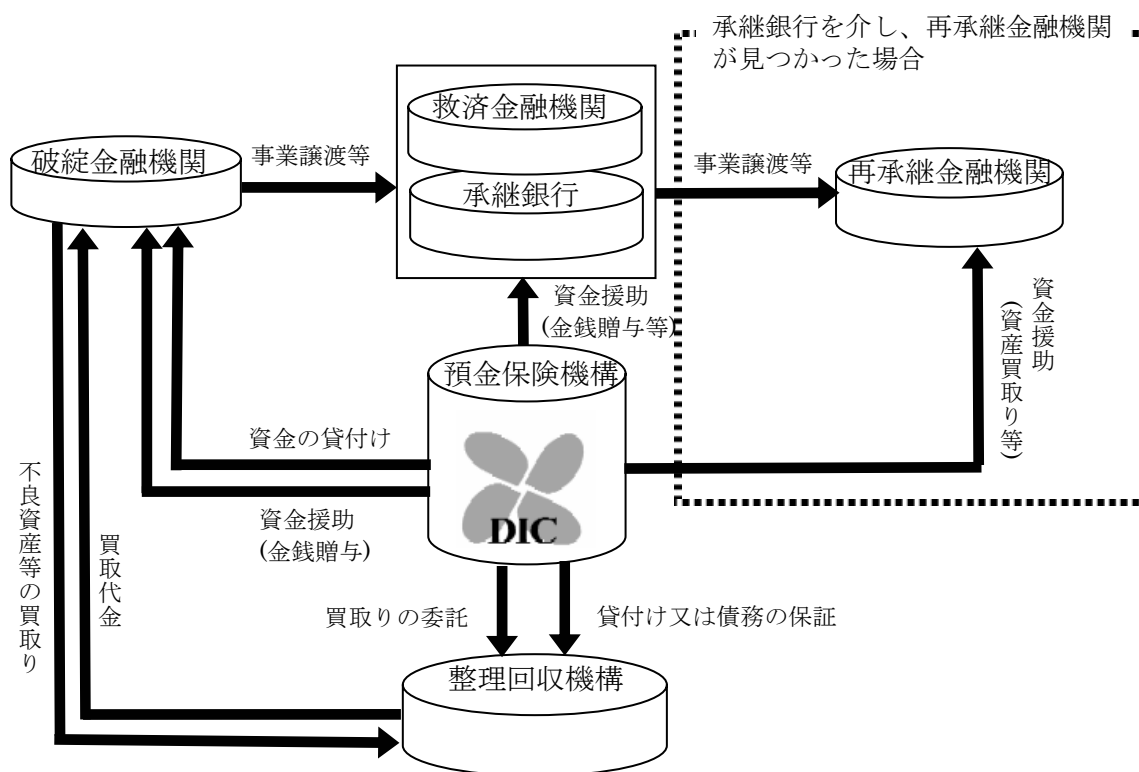
平成 8 年 6 月住専法成立 (平成 8 年 6 月 21 日施行)	平成 10 年 4 月改正 (平成 10 年 4 月 10 日施行)	平成 10 年 10 月改正 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)
・債権処理会社に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言			
・債権処理会社の譲受債権等に係る債務者の財産調査(罰則で担保、債権取立て)	・罰則付の調査範囲を「第三者担保提供不動産」まで拡大		
	・協定銀行に対する取立委託の承認		→ 規定の削除
・官庁、公共団体等に対する照会・協力要請			
・金融機関等からの借入れ(一般業務とは別枠で住専勘定への政府出資[50 億円]を限度)			
・政府補助金、日本銀行及び民間金融機関等からの拠出金の受入れ、債権処理会社の回収に係る益金の国庫納付	・債権処理会社の補助金及び回収益金の国庫納付の方法改正(毎事業年度において回収益と 2 次損失の 1/2 相殺後、余剰金があれば国庫納付、不足があれば政府補助金に基づく補助金を交付)		
・政府による連絡協議会の設立			
		・債権処理会社と協定銀行の合併に必要な措置	

(4) 定額保護下における破綻処理スキーム

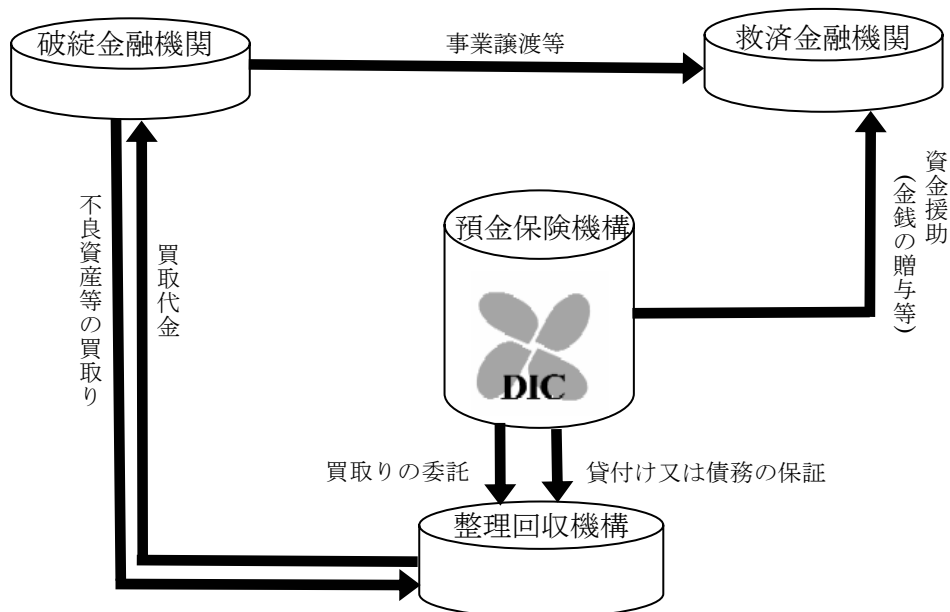


(5) 資金援助スキーム

①通常の資金援助



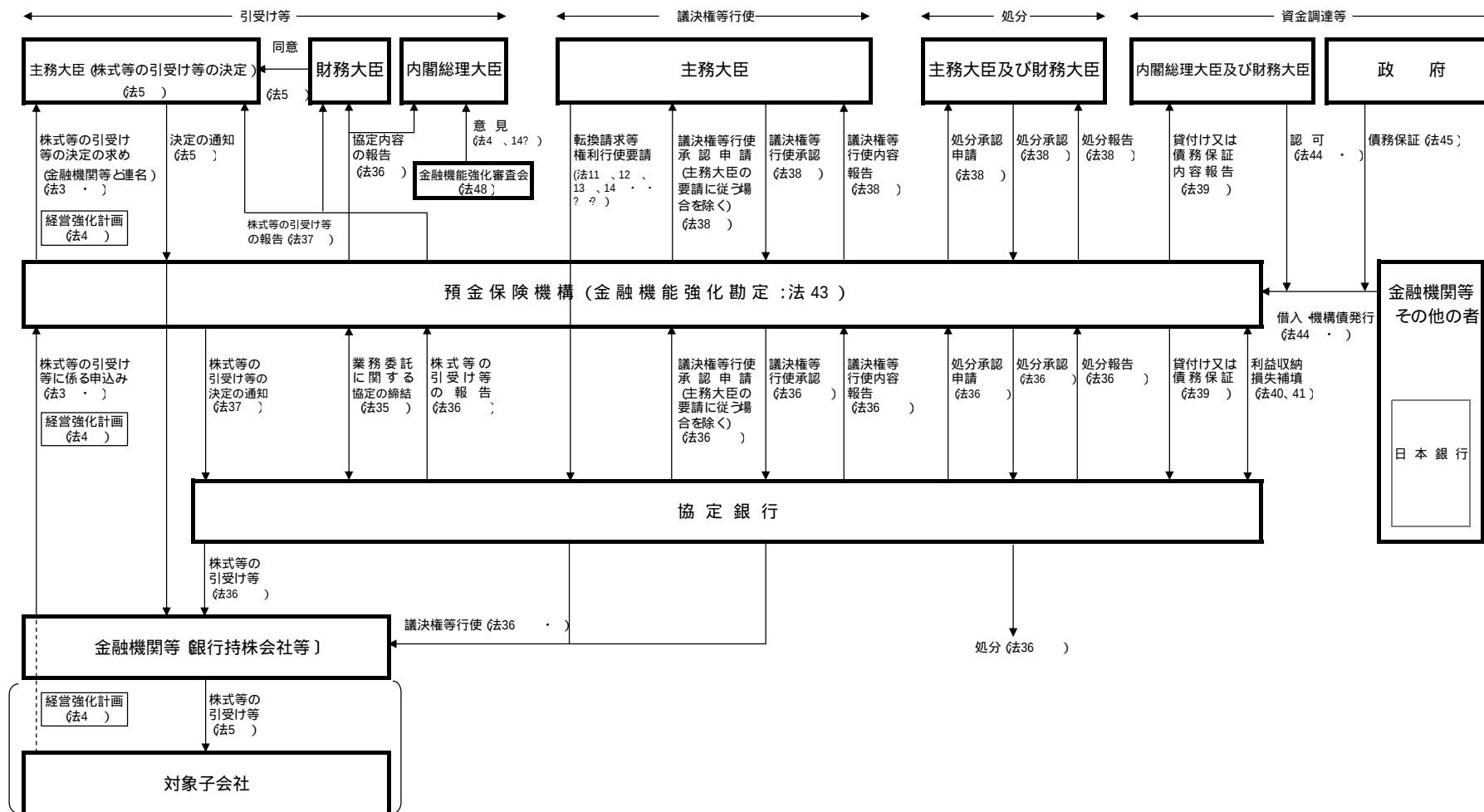
②金融危機対応時の資金援助 (第二号措置の例)



(6) 金融機能強化法に基づく金融機関の資本増強スキーム

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

～ 株式等の引受け等のスキーム概要 ～



(注)

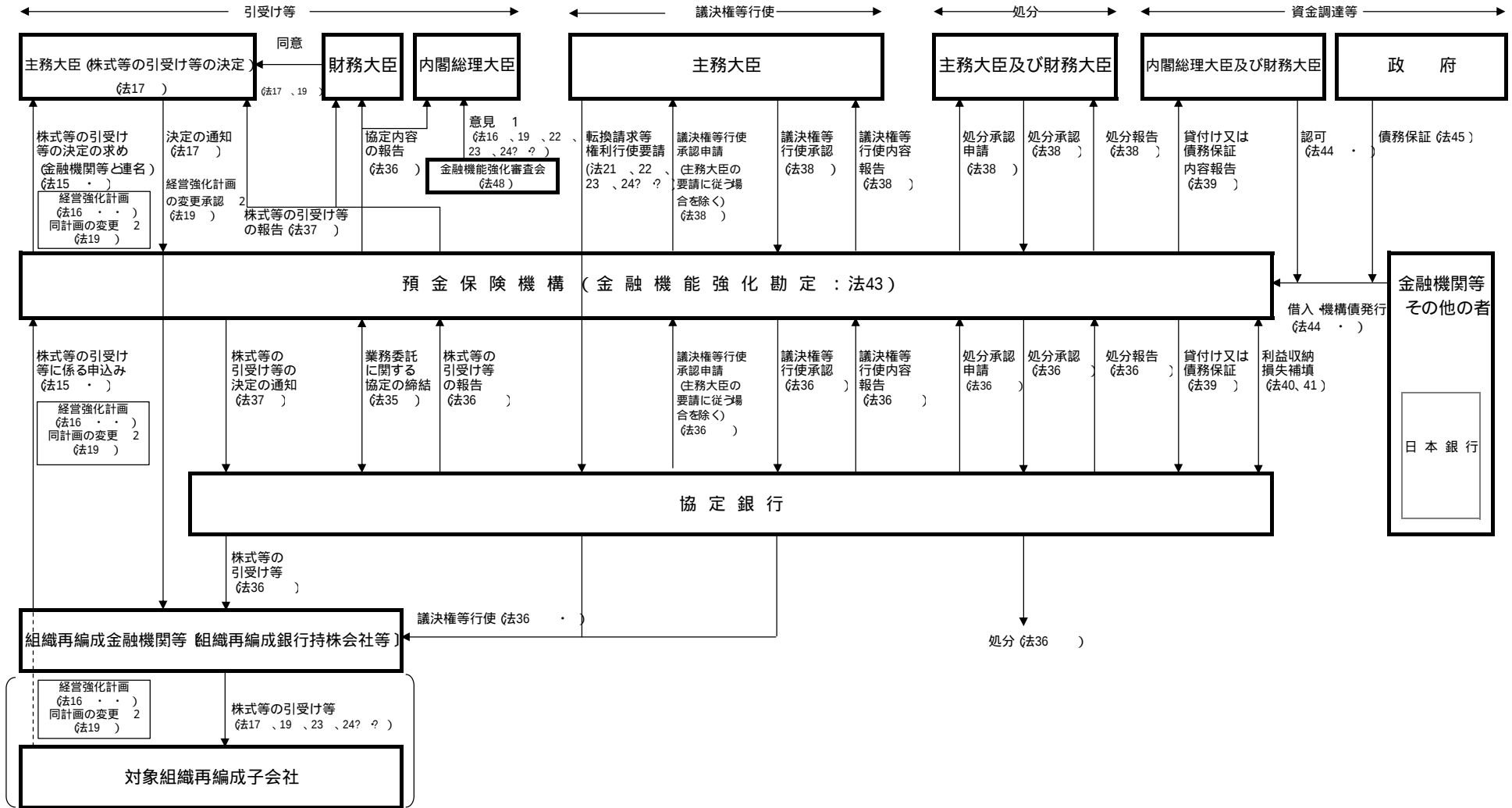
本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。

主務大臣は、経営強化計画の履行状況のフォローを行う。
括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す(アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」)。

株式等の引受け等の申込みをする金融機関等が銀行等の場合は、当該株式等の引受け等は株式の引受けに限る。

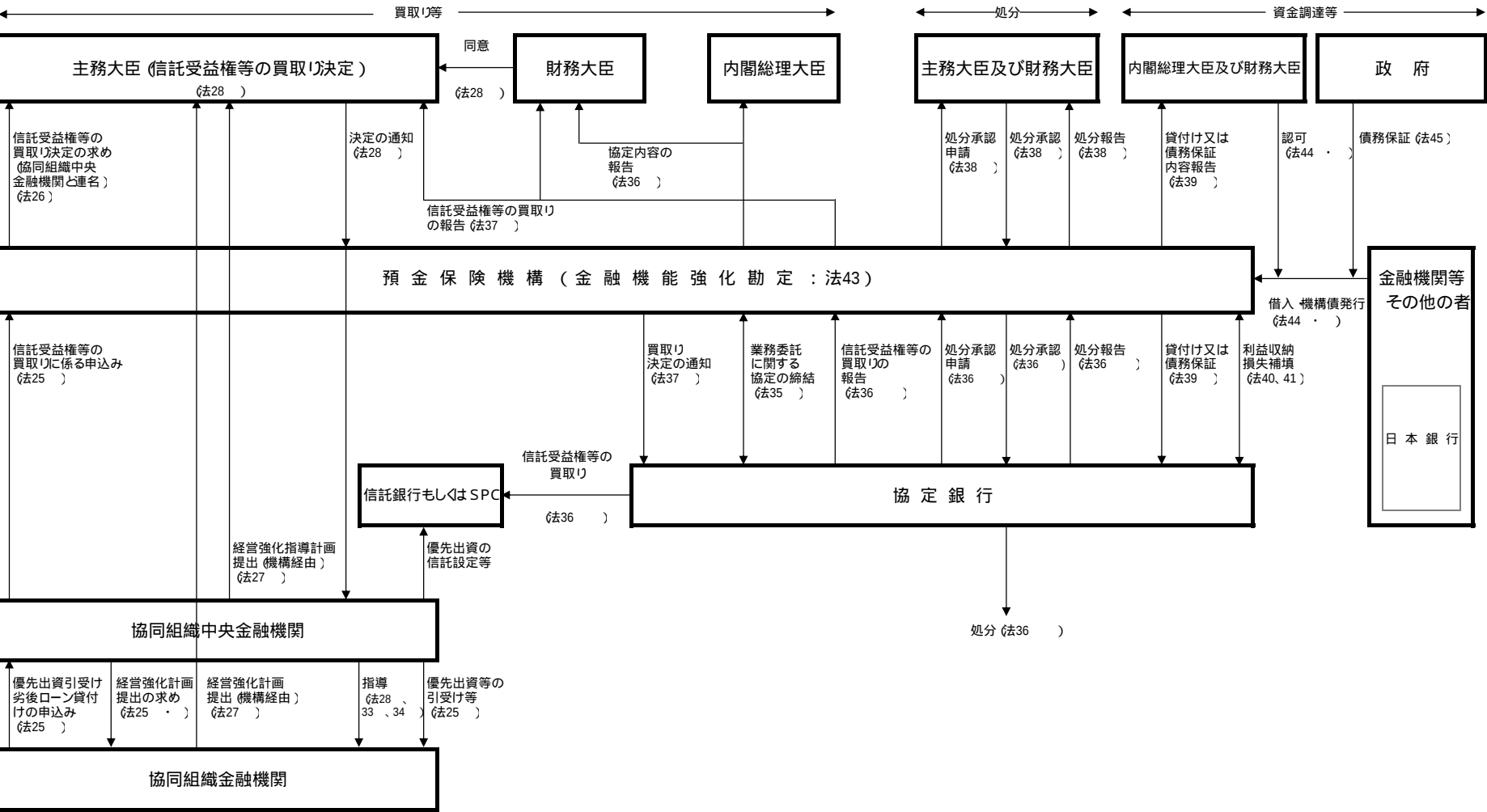
株式等の引受け等が株式の引受けである場合は、当該株式の引受けは、議決権制限等株式による(特定の場合を除く)。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律
～組織再編成金融機関の株式等の引受け等のスキーム概要～



(注)
本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。
主務大臣は、経営強化計画の履行状況のフォローを行う。
括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す（アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」）。
株式等の引受け等の申込みをする金融機関等が銀行等の場合は、当該株式等の引受け等は株式の引受けに限る。
株式等の引受け等が株式の引受けである場合は、当該株式の引受けは、議決権制限等株式による（特定の場合を除く）。
・ 1は、必要があると認めるとき。
・ 2は、特定の事項の変更に係る場合。

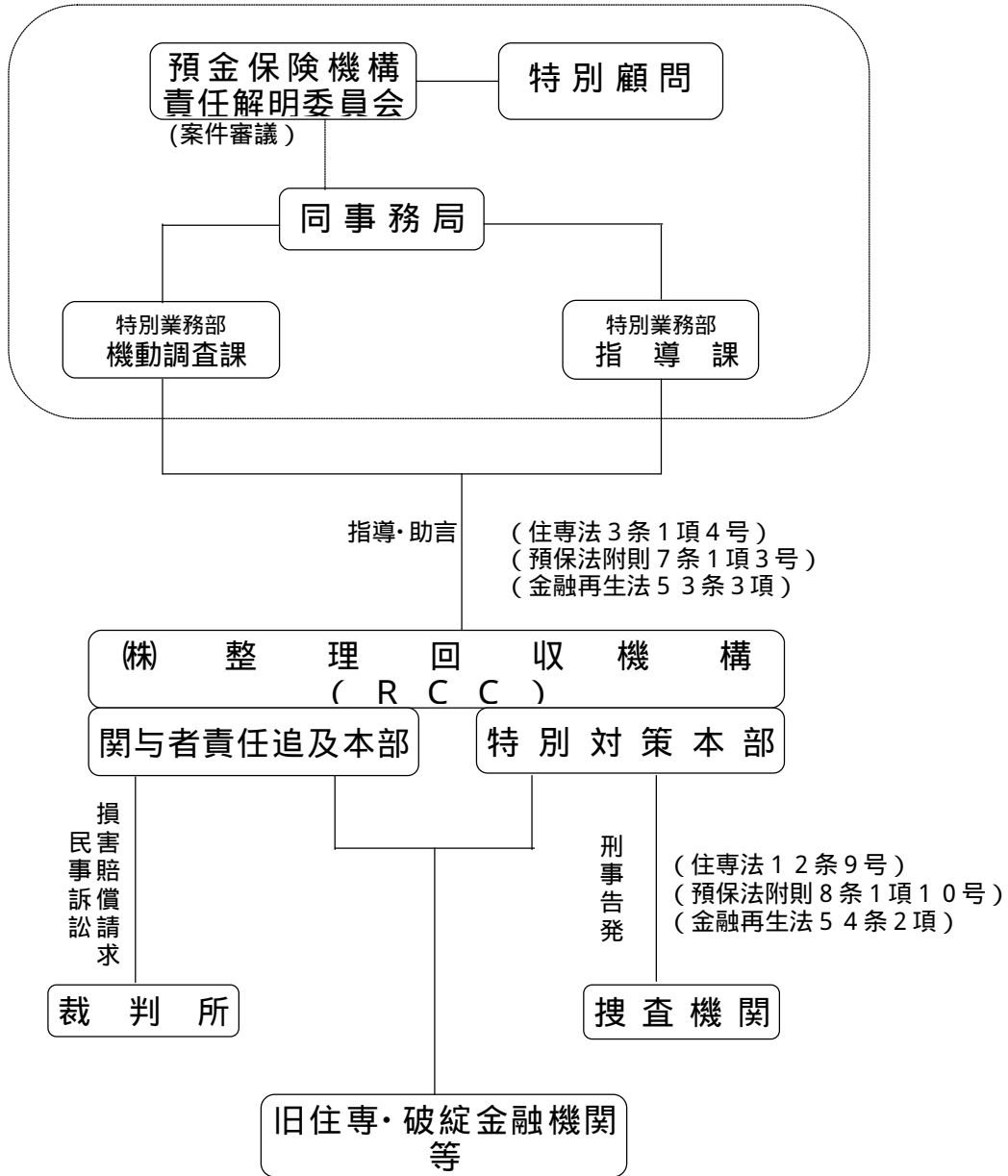
金融機能の強化のための特別措置に関する法律
～ 信託受益権等の買取りスキーム（協同組織中央金融機関介在型）概要～



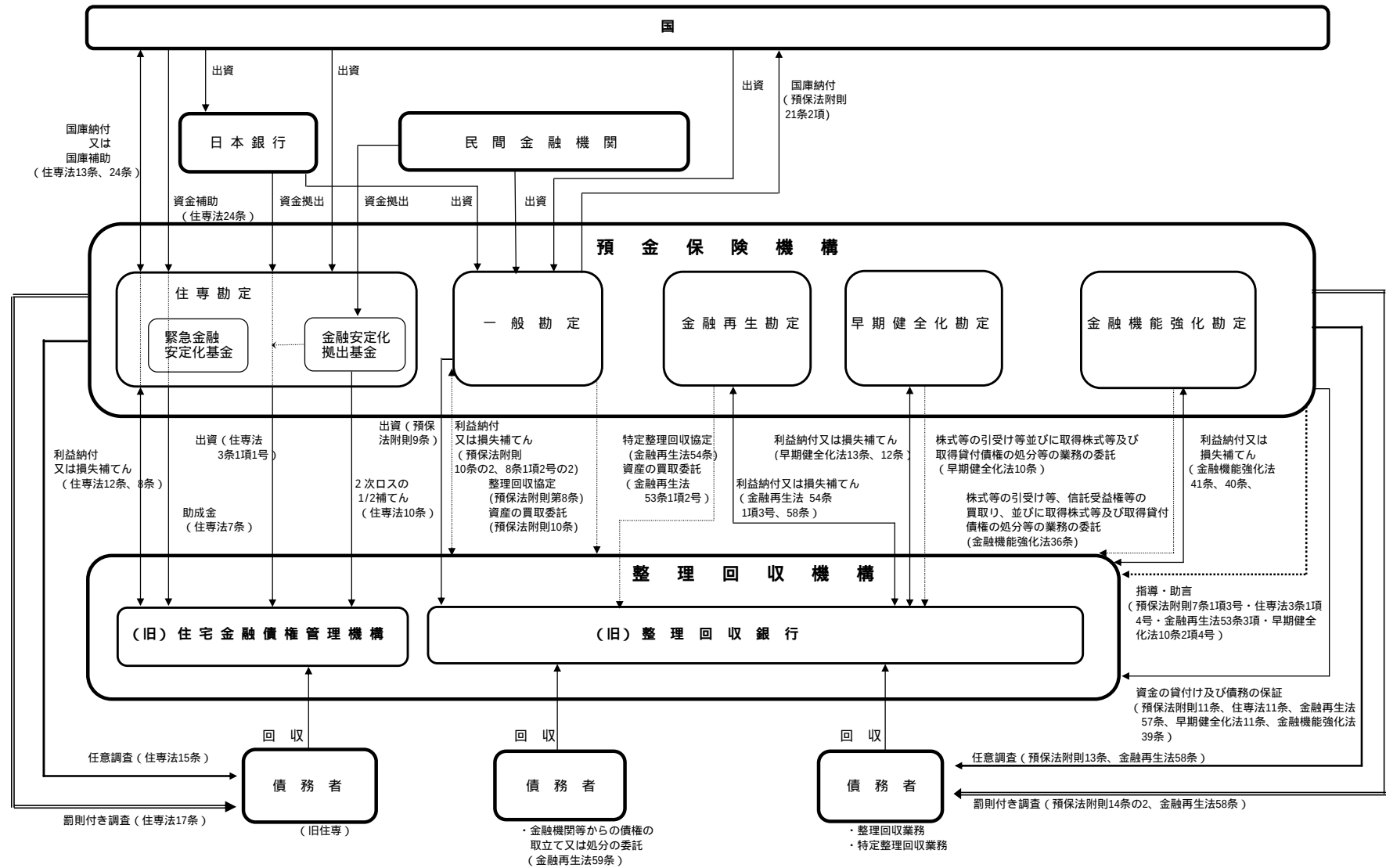
(注)
本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。
主務大臣は、経営強化計画、経営強化指導計画の履行状況のフォローを行う。
括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す（アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」）。

(7) 責任追及体制

預金保険機構



(8) 回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係



2. 業務実績

(1) 主な出来事(平成17年度中)

・17.6.28	○健全金融機関等からの資産買取の実施(17年3月末期限の最終申込分)
・17.8.23	○ 理事長談話を発表 (みずほフィナンシャルグループの4優先株式(計6,164億円)の譲渡に係る承認(17.8.29実施))
・17.9.1	○ 理事長談話を発表 (旧日本長期信用銀行(新生銀行)及び旧日本債券信用銀行(あおぞら銀行)に係る特別公的管理終了時に、両行が保有していた株式で、当機構が買い取ったものについては、それぞれ新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託しているが、平成17年8月31日にあおぞら信託銀行分について株式売買契約に基づく当初信託期間が満了したことに伴い、信託期間が1年延長されたものを除いた株式(取得簿価ベース、約2,100億円)を当機構に移管)
・17.9.27	○ 理事長談話を発表 (りそなホールディングスの2永久劣後ローン(計2,000億円)、北陸銀行の永久劣後ローン(100億円(一部弁済))、もみじホールディングスの永久劣後ローン(200億円)、UFJホールディングスの永久劣後債(1,000億円)の任意弁済・期限前償還に係る承認(17.9.30実施(りそなホールディングスのうち1,000億円分は10月3日に実施))
・17.10.4	○ 理事長談話を発表 (三菱UFJフィナンシャル・グループの2優先株式(計3,236億円)の普通株式への転換、転換後の処分(TOSTNET-2による売却)に係る承認(17.10.5実施))
・17.10.6	○ 理事長談話を発表 (みずほフィナンシャルグループの優先株式(2,500億円)の強制償還条項に基づく権利行使に係る承認(17.10.12実施))
・17.10.28	○ 理事長談話を発表 (「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について」を改定し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示すため、「資本増強のために引受け等を行なった優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表)
・17.12.6	○ 理事長談話を発表 (三菱UFJフィナンシャル・グループの2優先株式(計1,804億円)の普通株式への転換、転換後の処分(TOSTNET-2による売却)に係る承認(17.12.7実施)。三菱UFJファイナンシャル・グループの2優先株式(755億円)と和歌山銀行の優先株式(120億円)の第三者への売却に係る承認(実施日 三菱UFJフィナンシャル・グループ:17.12.9、和歌山銀行:17.12.12))
・17.12.16	○ 理事長談話を発表 (もみじホールディングスの優先株式(200億円)の第三者への売却(170億円)及び譲渡(30億円)に係る承認(17.12.21実施))
・18.1.27	○ 理事長談話を発表 (特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第129条第1項の資産買取りに係る申込みを受けて、運営委員会を開催し、当該資産235億円(簿価911億円)の買取りを行う旨決定(18.2.6買取))
・18.2.27	○ 理事長談話を発表 (旧日本長期信用銀行(新生銀行)に係る特別公的管理終了時に、同行が保有していた株式で、当機構が買い取り新生信託銀行に信託していたもののうち、信託期間が1年延長された株式(取得簿価ベース、約1兆2千億円)を期間満了に伴い当機構に移管(それ以外は17.3.2移管済み))
・18.2.28	○ 理事長談話を発表 (三菱UFJフィナンシャル・グループの2優先株式(計1,803億円)の普通株式への転換、転換後の処分(TOSTNET-2による売却)に係る承認(18.3.1実施)。三菱UFJフィナンシャル・グループの優先株式(1,362億円)の第三者への売却に係る承認(18.3.3実施))
	○ 理事長談話を発表 (「資本増強のために引受け等を行なった優先株式等の処分に係る当面の対応について」を踏まえ、「処分価格審査会」の機能拡充、委員の増員に併せ、「優先株式等処分審査会」に改称(18.2.23実施))
・18.3.3	○ 理事長談話を発表 (北陸銀行の永久劣後ローン(100億円)の任意弁済に係る承認(18.3.30実施))
・18.3.17	○ 理事長談話を発表 (八千代銀行の優先株式(350億円)の第三者への売却に係る承認(18.3.24実施))
・18.3.31	○ 理事長談話を発表 (平成18年度適用の預金保険料率(「決済用預金」は0.110%、「一般預金等」は0.080%)に係る金融庁長官及び財務大臣の認可)

(注) 理事長談話及びその他の情報の詳細はホームページに掲載されております。(アドレス: <http://www.dic.go.jp/>)

(参考 1)

平成 17 年 10 月 28 日
預 金 保 険 機 構

理事長談話

「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る
当面の対応について」

1．金融庁は本日、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表した。
すなわち、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「『納税者の利益』の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ」、「公的資本増強行の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本」とするとの考えを示している。

当機構に対しても、公的資本増強行を巡る局面の変化に応じ、「今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行うようにしておく」よう求めている。

2．当機構としては、これを踏まえ、今般、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について（平成 16 年 7 月 8 日）」を改定し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示すため、別添「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表することとした。

3．すなわち、公的資本増強行の経営健全化が進み市場環境も好転し、総じて法の期待する早期処分の可能性が高まってきている局面変化を踏まえ、今後の処分に当たっては、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本とすることに変わりはないが、新たに、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏ま

え、金融機関とその処分について検討し、適切かつ柔軟な対応も行えるようにするものである。

その際、金融機関の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意するのは従前の通りである。

具体的な対応に当たっては、金融機関の資本政策を尊重する観点から、事前に金融機関の意向を確認し、適切な手続に基づき十分協議を行うものとする。

平成 17 年 10 月 28 日
預 金 保 険 機 構

資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分 に係る当面の対応について

資本増強のために整理回収機構等が引受け等を行った優先株式や劣後特約付社債等（以下、「優先株式等」という。）の処分（処分を前提とした転換権の行使を含む）について、当面、以下により対応するものとする。

1．基本的な考え方

当初の資本増強以来、金融機関の健全性が着実に向上し、また、民間からの資本調達も概ね可能となる等、公的資本増強行を巡る局面が変化してきているなか、「納税者の利益」の立場により重きを置いた公的資金（優先株式等）の管理が求められるようになってきている。

このような状況において、預金保険機構では、今後とも資本増強を受けた金融機関からの申出による処分を基本とし、あわせて、経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避を前提としつつ、優先株式等の商品性や株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行うこととする。

2．資本増強を受けた金融機関より第三者への処分（市場での売却を含む）の申出があった場合

（１）考え方

優先株式等の第三者への処分の場合には、原則として自己資本比率の低下を招かないこと等に鑑み、以下の判断基準からみて特段の問題がなければ、金融機関からの申出に応じ処分を行うこととする。

なお、優先株式等の第三者への処分の方法は、公正であることが求められる。また、処分にあたっては、優先株式等により資本増強が行われた趣旨に鑑み、これを発行した金融機関の経営の独立性に十分配慮する。

また、市場での売却を行う場合には、株式市場の動向・消化能力等を十分見極めつつ対応することとする。

(2) 判断基準

国民負担を回避すること

取得価格以上の適正な価格で処分可能か。

金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないか。

金融機関の経営の健全性を損なわないこと

経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題はないか。

3 . 資本増強を受けた金融機関より公的資金の返済等の申出があった場合

(1) 考え方

十分な自己資本比率の確保が可能か等以下の判断基準からみて特段の問題がなければ、処分を行うこととする。

(2) 判断基準

金融機関の経営の健全性を損なわないこと

イ . 処分の後においても当該金融機関が十分な自己資本比率を確保できるか。

ロ . 経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題がないか。

国民負担を回避すること

取得価格以上の適正な価格で処分が可能か。

金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないか。

4 . 商品性や株価の状況等から見て処分を行うことが極めて有利な状況にある場合

(1) 考え方

商品性や株価の状況等から見て、その時点で処分を行うことが極めて有利である場合で、資本増強を受けた金融機関との協議を経てもなお申出が見込まれないときには、金融機関の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、公的資金から生じる利益を確実に回収することが適切であることに鑑み、以下の判断基準からみて適当と判断される場合には、特段の問題がな

ければ、処分を行うこととする。

なお、処分の検討にあたっては、金融機関の資本政策を尊重する観点から、事前に金融機関の申出の意向を確認し、十分協議を行うものとする。

(2) 判断基準

優先株式等の商品性や株価の状況等から見て、適正な価格による処分により確実に利益が見込まれ、かつ、その時点で処分を行うことが極めて有利な状況にあること

(注) 優先株式については、普通株式の株価が転換価格の 150% 程度以上で概ね 30 連続取引日推移していれば、処分により確実に利益が見込まれる状況にあると判断することとする。

金融システムの安定性を損なわないこと

当該処分が方法、規模等から見て市場に悪影響を与えるものでないこと。

金融機関の経営の健全性を損なわないこと

経営健全化計画の履行状況、市場の評価等に問題がないこと。

なお、転換や売却の時期、規模等については、転換価格の修正時期等を考慮しつつ、市場への悪影響を回避するために、株式市場の動向・消化能力等を十分見極めつつ対応することとする。

また、優先株式等の処分の方法は、公正であることが求められる。更に、転換^(注)や売却にあたっては、優先株式等により資本増強が行われた趣旨に鑑み、これを発行した金融機関の経営の独立性に十分配慮する。

(注) 転換は、財産管理上の観点から行うものである。

(参考 2)

平成 18 年 2 月 27 日
預 金 保 険 機 構

理 事 長 談 話

(旧日本長期信用銀行及び旧日本債券信用銀行から
買取った株式の当機構への移管について)

1. 旧日本長期信用銀行 (新生銀行)及び旧日本債券信用銀行 (あおぞら銀行)に係る特別公的管理終了時に、両行が保有していた株式で、当機構が買い取り、それぞれ新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託していたものについては、当初契約期間終了に伴い契約期間が1年延長されたものを除き、それぞれ平成 17 年 3 月 2 日、9 月 1 日に当機構に移管された。

本日、信託期間が延長された株式のうち、新生信託銀行分 (取得簿価ベース、約 1 兆 2 千億円)が、延長後の期間満了に伴って当機構に移管された。

残るあおぞら信託銀行分については、平成 18 年 8 月 28 日に信託期間が満了し当機構に移管される予定となっている。

2. 本件株式については、「国民負担の最小化」及び「市場への影響の極小化」を原則として処分することとし、現在、専門家の意見も踏まえて基本方針を策定中である。株式の処分は、当該方針を定めた後、概ね 10年を目途として適切かつ円滑に進めることとする。

なお、本件株式の処分については、当該業務に関して専門性を有する金融機関 (以下、「処分委託先」という)を選定した上で処分を委託することを基本とする。

3. 処分委託先が決まり、適切かつ円滑な処分が行える状況になるまでの間は、次に該当する場合に処分を行うこととする。

- (1) 発行体からの自己株式取得の要請があった場合
(ただし、当機構に損失が生じない場合に限る)
- (2) 単元未満株等を取得した場合
- (3) 証券取引所の定めにより監理ポスト、整理ポストに割当てられた場合

4. 本件株式の議決権については、次に掲げる方針の下、管理を委託している信託銀行に行使させるものとする。

- (1)当機構の経済的利益を増大することを目的とすること
- (2)株主の利益を最大にするような企業経営が行われること

記

本件株式の概要

	新生信託銀行 (旧日本長期信用銀行分)	あおぞら信託銀行 (旧日本債券信用銀行)
延長後の信託期限	平成 18 年 2 月 24 日	平成 18 年 8 月 28 日
買取累計額	22,693 億円	6,704 億円
平成 18 年 1 月末現在残高 (既移管分を含む)	13,615 億円	5,834 億円
うち既移管分 (当初移管額)	1,025 億円 (1,205 億円)	2,066 億円 (2,093 億円)
今回移管額	12,354 億円	

(注) 1.金額はいずれも取得簿価ベース

2.買取累計額と 1 月末現在残高との間等各時点間の差額は、その間の新生、あおぞら両行による買戻し、発行体の自己株式買取等によるもの。

3.既移管分にかかる当初移管額は、当初信託期間終了に伴って、新生信託銀行については平成 17 年 3 月 2 日、あおぞら信託銀行については同年 9 月 1 日に当機構に移管された額をいう。

以 上

(2) 運営委員会の開催状況 (平成 1 7 年度中)

	年 月 日	主 な 議 題
第 183 回運営委員会	17 年 6 月 22 日	○ 平成 16 事業年度決算に関する件 ○ 株式会社みなと銀行が承継した係争案件の確定に伴う株式会社みなと銀行に対する金銭の贈与の増額の件 ○ 株式会社幸福銀行の係争案件の確定に伴う株式会社関西アーバン銀行に対する金銭の贈与の増額の件 ○ 株式会社整理回収機構への業務推進助成金交付の件
第 184 回運営委員会	17 年 10 月 7 日	○ 委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定める件
第 185 回運営委員会	18 年 1 月 27 日	○ 足利銀行が保有する資産の買取りの件 ○ 足利銀行からの資産の買取りを整理回収機構に委託する場合の条件に関する件 ○ 整理回収機構に対する資金の貸付け及び債務の保証の限度額の変更にに関する件 ○ 株式会社東京スター銀行による解決金支払についての和解承認申請を承認する件
第 186 回運営委員会	18 年 3 月 23 日	○ 預金保険料率を定める件 ○ 平成 18 事業年度予算及び資金計画に関する件 ○ 預金保険機構定款の変更にに関する件 ○ 預金保険機構業務方法書の変更にに関する件 ○ 千葉県商工信用組合の係争案件の確定に伴う株式会社東京スター銀行に対する金銭の贈与の増額の件 ○ 大阪信用金庫が承継した係争案件の確定に伴う大阪信用金庫に対する金銭の贈与の増額の件 ○ 京滋信用組合が承継した係争案件の確定に伴う京滋信用組合に対する金銭の贈与の増額の件

(3) 資金援助等の実施及び回収等の状況 (平成18年3月末現在)

(単位: 億円)

資金援助等項目	資金援助等実施額	回収等累計額 (注1)
金銭贈与	186,154	(注2) —
うち 特別公的管理銀行に対する金銭贈与	63,764	—
資産の買取り	97,627	85,818
破綻金融機関からの資産の買取り	63,663	67,738
うち 特別公的管理銀行からの不適資産の買取り	11,798	16,229
特別公的管理銀行からの適資産 (保有株式) の買取り	29,397	12,179
特別公的管理銀行からの適資産 (貸付債権等) の買取り	24	80
特別危機管理銀行からの資産の買取り	850	362
全国信用協同組合連合会からの資産の買取り	159	224
健全金融機関等からの資産の買取り	3,533	5,236
資本増強	123,869	(注3) 61,726
旧安定化法に基づく資本増強	18,156	15,547
早期健全化法に基づく資本増強	86,053	46,068
預金保険法に基づく資本増強	19,600	111
組織再編成特別措置法に基づく資本増強	60	0
【その他】	59,667	48,060
特別公的管理銀行に対する資金の貸付け	42,000	42,000
瑕疵担保条項に基づく資産の引取り	12,226	5,942
損失補てん	5,321	—
特別公的管理銀行に対する損失補てん	4,500	—
全国信用協同組合連合会に対する損失補てん	820	—
貸付 (救済金融機関に対する貸付け)	80	80
債務引受 (救済金融機関に対する債務の引受け)	40	38

単位未満四捨五入。

(注1) 回収等累計額には、簿価部分に相当する回収額に加え、債権取立益等簿価を超える回収額、有価証券の売却益、不動産売却益等のほか、買取資産の価格調整額(*)を含み、利息、配当金等の収益は含まない。

* 買取価格調整額: 資産買取価格決定の基準となる評価基準日から、整理回収機構が実際に破綻金融機関から資産を譲り受けるまでには一定の期間を要しており、この間の回収の進捗等による資産価格の変動分については、譲受後に整理回収機構と清算法人 (破綻金融機関) の間で精査・確定のうえ精算 (買取価格調整) しており、当該買取価格調整による価格の変動相当額を買取価格調整額としている。18年3月現在の買取価格調整額は、1兆1,752億円。

(注2) 金銭贈与のうちの、10兆4,326億円については、交付国債 (13兆円) の償還 (使用) により手当て済み (現段階で国民負担として確定している)。残額のについては預金保険料により充当されることとなっており、機構が18年3月31日までに金融機関から徴収した預金保険料は累計で5兆7,168億円となっている。

** 交付国債は、14年3月末までの破綻処理においてペイオフコストを超える金銭贈与を賄うために手当てされた。(交付国債の償還は15年3月末で終了)

*** 金銭贈与の額の精査に伴う減額等が生じた場合は、国庫に納付される。

(注3) 資本増強に係る回収等累計額6兆1,726億円のうち、増強額に相当する金額は、5兆6,423億円である。

(注4) 旧安定化法に基づく資本増強に係る損失補てん金 (旧長銀・旧日債銀1,582億円、みずほFG283億円)、早期健全化法に基づく資本増強 (あしぎんFG) に係る損失補てん金 (224億円)、資産買取業務委託特別補てん金 (785億円)、特別危機管理銀行からの資産の買取りに係る損失補てん金 (41億円) については、機構が整理回収機構に対して交付した補てん金であることから、上記の表には含めていない。

(注5) あしぎんFGに係る残余財産分配額28億円は、回収等累計額に含めていない。

(4) 破綻金融機関の処理に係る資金援助 (平成 18 年 3 月末現在)

資金援助の年度別内訳

(単位 : 億円)

年 度	資金援助 の件数	資金援助の内訳			
		金銭贈与	資産買取	貸 付	債務引受
平成 4 年度	2件	200	-	80	-
平成 5 年度	2件	459	-	-	-
平成 6 年度	2件	425	-	-	-
平成 7 年度	3件	6,008	-	-	-
平成 8 年度	6件	13,160	900	-	-
平成 9 年度	7件	1,524	2,391	-	40
平成 10 年度	30件	26,842	26,815	-	-
平成 11 年度	20件	46,374	13,044	-	-
平成 12 年度	20件	51,562	8,501	-	-
平成 13 年度	37件	16,418	4,064	-	-
平成 14 年度	51件	23,182	7,949	-	-
平成 15 年度	0件	-	-	-	-
平成 16 年度	0件	-	-	-	-
平成 17 年度	0件	-	-	-	-
合 計	180件	186,154	63,663	80	40

- (注) 1. 各年度の計上は、資金援助実施日 (営業譲渡日) ベース。 (なお、金銭贈与額は、事後の減額等措置分について当初実施日の金額を修正して計上。)
2. 資金援助の件数については、日本長期信用銀行と日本債券信用銀行から資産買取を 2 回実施した。また、みどり銀行 (資産買取 10 年度、金銭贈与 11 年度) は、件数のみ 10 年度計上。
3. 破綻金融機関からの資産の買取りは、上記資金援助に預保法第 129 条に基づく資産買取り 850 億円を加えた 6 兆 4,513 億円。
4. 億円未満四捨五入しているため、合計金額が一致しないところがある。
5. 「貸付」は、東邦相互銀行の破綻に際し、当時経営不振金融機関の経営支援スキームとして低利融資による支援が一般的であったことなどから、貸付による資金援助申請があったものである。
6. 「債務引受」は、阪和銀行の破綻に際し、救済金融機関である紀伊預金管理銀行は預金の払戻しを目的とするため、紀伊預金管理銀行において承継されなかった債務を引受けたものである。

資金援助の業態別内訳

(単位 : 億円)

業 態 別	資金援助 の件数	金銭贈与		資産買取		貸 付		債務引受	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
全 体	180件	176件	186,154	167件	63,663	1件	80	1件	40
うち全額保護下	169件	166件	177,887	167件	63,663	0件	-	1件	40
銀 行	20件	16件	123,272	17件	45,758	1件	80	1件	40
うち全額保護下	17件	14件	117,372	17件	45,758	0件	-	1件	40
信用金庫	27件	27件	9,730	25件	5,500	0件	-	0件	-
うち全額保護下	25件	25件	9,270	25件	5,500	0件	-	0件	-
信用組合	133件	133件	53,152	125件	12,406	0件	-	0件	-
うち全額保護下	127件	127件	51,245	125件	12,406	0件	-	0件	-

(注) 億円未満四捨五入

資金援助の個別内訳

平成 7 年度まで

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
1	平成 4.4.1	平成 3.10.28	伊予銀行	東邦相互銀行	合併	貸 付 (5 年間)	80
2	4.10.1	4.6.1	三和銀行	東洋信用金庫	合併	金銭贈与	200
3	5.10.1	5.6.24	岩手銀行	釜石信用金庫	事業譲渡	金銭贈与	260
4	5.11.1	5.7.28 (5.10.28)	信用組合大阪弘容	大阪府民信用組合	合併	金銭贈与 (増額後)	190 (199)
5	7.3.13	6.11.25	信用組合関西興銀	信用組合岐阜商銀	合併	金銭贈与	25
6	7.3.20	7.2.9	東京共同銀行	東京協和信用組合 安全信用組合	事業譲渡	金銭贈与	400
7	7.7.31	7.5.19	神奈川県労働金庫	友愛信用組合	事業譲渡	金銭贈与	28
8	8.1.29	7.12.14	みどり銀行	兵庫銀行	営業譲渡	金銭贈与	4,730
9	8.3.25	8.2.16	東京共同銀行	コスモ信用組合	事業譲渡	金銭贈与	1,250
合 計				9件		貸 付 金銭贈与	80 7,092

平成 8 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
10	8.8.19	8.6.24 (9.1.20)	福井銀行	福井県第一信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	6 (5)
11	8.9.17	8.8.7	わかしお銀行	太平洋銀行	営業譲渡	金銭贈与	1,170
12	8.11.5	8.10.28	淡陽信用組合	山陽信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	129 33
13	8.11.5	8.10.28	淡陽信用組合	けんみん大和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	108 38
14	9.1.20	9.1.9 (12.11.1)	東海銀行	大阪信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,697 (1,704) * 829
15	9.2.24	9.2.14 (12.12.4)	整理回収銀行	木津信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	10,048 * (10,044)
合 計				6件		金銭贈与 資産買取	13,160 900

平成 9 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
16	9.4.21	9.4.11 (10.4.24)	整理回収銀行	三福信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	262 (253)
17	9.11.4	9.10.22	兵庫県信用組合	阪神労働信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	37 4
18	9.11.17	9.10.22	福岡銀行	北九州信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	40 38
19	9.11.25	9.10.22 (10.3.30)	横浜銀行	神奈川県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	192 (189) 232
20	10.1.26	10.1.14 (10.3.30)	紀伊預金管理銀行	阪和銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取 債務引受	814 ○ (812) * 2,083 40
21	10.1.26	10.1.14	十六銀行	土岐信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	43 11
22	10.2.9	10.1.14 (10.3.30)	大垣共立銀行	東海信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	155 (150) 23
合 計				7件		金銭贈与 資産買取 債務引受	1,524 2,391 40

平成 1 0 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
23	10.4.13	10.3.30 (10.6.16)	さくら銀行	田辺信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	828 ○ (816) 264
24	10.5.11	10.4.24 (11.4.16)	朝銀近畿信用組合	朝銀大阪信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,683 ○ (2,624) 476
25	10.8.24	10.8.10 (11.6.16)	第一勧業信用組合	逓信信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	22 (21) 12
26	10.9.28	10.9.9 (12.7.26)	池袋信用組合	豊信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 (98) 31
27	10.10.1	10.9.9	〔 なみはや銀行 (新設銀行) 〕	福德銀行 なにわ銀行	特定合併	資産買取	3,018
28	10.10.19	10.10.6 (11.11.9)	住友銀行	西南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	83 (82) 69
29	10.10.26	10.10.6 (11.4.16)	幸福銀行	京都共栄銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	456 ○ (436) * 581
30	10.11.9	10.10.6 (11.10.13)	大東京信用組合	品川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	171 (170) 100
31	10.11.16	10.10.29 (11.6.16)	北洋銀行 中央信託銀行	北海道拓殖銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	17,947 (17,733) * 16,166
32	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	仙台銀行 (注 7)	徳陽シティ銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,238 ○ (1,192) * 1,695

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
33	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	大阪庶民信用組合	中国信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	49 (48) 23
34	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	富士信用組合	六甲信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	76 (74) 79
35	10.12.7	10.11.25 (12.1.12)	都民信用組合	豊栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	136 (133) 76
36	10.12.14	10.11.25 (11.10.13)	成協信用組合	太平信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	178 (171) 100
37	10.12.21	10.11.25 (12.8.25)	永代信用組合	東興信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	104 (102) * 109
38	11.1.11	10.12.18 (11.10.13)	北越銀行	長岡信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	18 ° (17) 29
39	11.1.11	10.12.18 (11.10.13)	成協信用組合	大和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	518 ° (510) 174
40	11.1.18	10.12.18 (11.8.10)	南都銀行	奈良県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	113 ° (108) 40
41	11.1.25	11.1.11 (11.10.13)	横浜商銀信用組合	静岡商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (160) 22
42	11.2.8	11.1.11 (12.12.20)	厚木信用組合	湘南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	133 ° (129) * 86
43	11.2.8	11.1.11 (11.10.13)	成協信用組合	日本貯蓄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	230 ° (226) 90
44	11.2.15	11.2.1 (11.6.16)	あさひ銀行	西武信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	50 ° (49) 49
45	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	川崎信用金庫	神奈川商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	128 ° (124) 99
46	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	信用組合広島商銀	信用組合山口商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	203 ° (203) 112
47	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	信用組合広島商銀	島根商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	9 ° (9) 2
48	11.3.8	11.2.23 (11.10.13)	成協信用組合	河内信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	915 ° (895) * 289
49	11.3.8	11.2.23 (12.12.4)	八千代銀行	相模原信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	276 ° (261) 249
50	11.3.23	11.3.9	阪神銀行	みどり銀行	合併	資産買取	2,659
51	11.3.23	11.3.9 (12.8.25)	東京商銀信用組合	埼玉商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	367 ° (353) * 83
52	11.3.29	11.3.9 (12.1.12)	信用組合宮城商銀	北海商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	99 (97) * 33
合 計				30件		金銭贈与 資産買取	26,842 26,815

平成 1 1 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
-	11.4.1	11.3.9 (11.12.1)	阪神銀行	みどり銀行	合併	金銭贈与 (減額後)	7,901 ○ (7,719) *
53	11.4.5	11.3.9 (11.12.1)	滋賀県信用組合	高島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	62 ○ (57) * 27
54	11.4.19	11.3.25 (11.12.1)	大同信用組合	大阪東和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	123 ○ (118) 37
55	11.5.6	11.4.16 (12.1.12)	紀陽銀行	和歌山県商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,768 ○ (1,737) * 425
56	11.5.17	11.4.16 (11.12.1)	大同信用組合	興和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	353 (347) * 122
57	11.6.14	11.5.26 (11.12.1)	大同信用組合	福寿信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	546 ○ (537) * 194
58	11.6.28	11.6.16 (12.4.19)	大阪庶民信用組合	豊和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (155) 111
59	11.8.16	11.8.10		日本長期信用銀行		資産買取 (第1回)	4,939
60	11.8.23	11.8.10 (12.5.17)	大阪庶民信用組合	信用組合大阪弘容	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,825 ○ (1,788) * 534
61	11.10.25	11.10.13 (13.3.7)	江東信用組合	東京東和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	118 (110) 47
62	11.11.22	11.11.9		日本債券信用銀行		資産買取 (第1回)	2,987
63	11.11.22	11.11.9 (13.4.25)	都民信用組合	総武信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	66 ○ (63) * 41
64	11.11.22	11.11.9 (13.4.25)	都民信用組合	台東信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	72 (69) 39
65	11.11.29	11.11.9 (12.6.8)	八光信用金庫 (注 8)	不動信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 ○ (95) * 113
66	11.12.13	11.12.1 (13.3.7)	北央信用組合	共同信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	441 ○ (431) 62
67	11.12.13	11.12.1 (13.3.7)	北央信用組合	千歳信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	185 ○ (177) 38
68	12.1.24	12.1.12 (13.2.21)	三栄信用組合	平和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	69 ○ (65) 50
69	12.2.14	12.2.2 (13.1.22)	きのくに信用金庫	紀北信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	141 ○ (138) 34
70	12.2.28	12.2.16 (13.1.5)		日本長期信用銀行		金銭贈与 (減額後) 資産買取	32,391 (32,350) 3,048
71	12.3.21 12.3.13	12.3.1 (12.6.8)	岡山相互信用金庫	玉野信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	315 (312) * 99

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
72	12.3.21	12.3.1 (12.11.1)	百五銀行	三重県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	114 ○ (107) * 96
合 計				20件		金銭贈与 資産買取	46,374 13,044

平成12年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
73	12.5.8	12.4.19 (13.3.28)	水戸信用金庫	龍ヶ崎信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	187 (183) 124
74	12.5.22	12.4.19 (13.4.25)	都民信用組合	足立総合信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 ○ (38) 11
75	12.6.5	12.5.17 (13.3.28)	興産信用金庫	神田信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	469 (456) * 166
76	12.6.12	12.5.17 (13.3.28)	東京都職員信用組合	東京都教育信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	116 (113) 82
77	12.6.26	12.6.8 (13.3.7)	福井商銀信用組合	富山商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	26 ○ (23) 7
78	12.8.7	12.7.26 (13.5.28)	王子信用金庫	日本信販信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	539 ○ (525) 186
79	12.8.14	12.7.26 (13.9.25)	八千代銀行	国民銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,837 (1,749) * 343
80	12.8.31 12.8.28	12.8.25 (13.2.7)		日本債券信用銀行		金銭贈与 (減額後) 資産買取	31,497 (31,414) 824
81	12.11.13	12.11.1 (13.6.20)	さがみ信用金庫	西相信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	154 ○ (146) 91
82	12.12.4	12.11.1 (13.6.20)	昭和信用金庫	松沢信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	193 ○ (176) * 63
83	12.12.11	12.12.4 (14.10.2)	みなと銀行	北兵庫信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 ○ (94) 33
84	13.1.4 12.12.18	12.12.4 (14.10.2)	京都中央信用金庫	京都みやこ信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,486 (2,180) * 1,083
85	13.1.4 12.12.18	12.12.4 (14.10.2)	京都中央信用金庫	南京都信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,447 ○ (1,388) 501
86	13.1.9	12.12.20 (13.12.12)	埼玉縣信用金庫	小川信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,560 ○ (1,388) * 1,006
87	13.2.5 13.1.29	13.1.22 (13.10.24)	おかやま信用金庫	岡山市民信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	239 (223) * 108
88	13.2.13	13.2.1 (14.3.20)	大和銀行 近畿大阪銀行	なみはや銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	6,526 (6,295) * 1,905
89	13.2.26	13.2.21 (14.3.20)	関西さわやか銀行	幸福銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	4,941 (4,857) * 1,706

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
90	13.2.26	13.2.21 (13.12.12)	太陽信用金庫（注9）	わかば信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	236 ○ (209) 188
91	13.3.19	13.3.7 (14.6.27)	百十四銀行	四国貯蓄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	66 ○ (57) * 62
92	13.3.26	13.3.7 (14.3.20)	南郷信用金庫	日南信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	51 (47) 10
合 計				20件		金銭贈与 資産買取	51,562 8,501

平成13年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
93	13.4.23	13.3.28 (14.6.27)	北陸商銀信用組合	石川商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	11 ○ (10) 5
94	13.5.14	13.4.25 (14.3.6)	大光銀行（注10）	新潟中央銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	3,817 (3,560) * 1,021
95	13.5.14	13.4.25 (14.6.27)	大東京信用組合	振興信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	140 ○ (131) 56
96	13.5.28	13.5.16 (14.8.1)	近畿産業信用組合	信用組合大阪商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,605 ○ (1,594) * 226
97	13.6.11	13.5.28 (14.5.17)	東京スター銀行	東京相和銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7,626 (6,846) * 1,242
98	13.7.9	13.6.20 (14.6.27)	空知商工信用組合	道央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	58 ○ (57) 14
99	13.11.12	13.10.24 (14.8.1)	信用組合広島商銀	信用組合高知商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 ○ (28) 7
100	13.11.19	13.10.24 (14.12.25)	東濃信用金庫	瑞浪商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	20 ○ (18) 3
101	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀北東信用組合	朝銀青森信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	19 ○ (18) 7
102	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀北東信用組合	朝銀宮城信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	49 ○ (48) 7
103	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀中部信用組合	朝銀福井信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 ○ (38) 12
104	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀中部信用組合	朝銀愛知信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	903 ○ (885) * 205
105	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀島根信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	15 ○ (14) 2
106	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀広島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	167 ○ (156) * 40
107	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀山口信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	593 ○ (577) 100

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
108	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀福岡信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	866 (848) * 95
109	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀長崎信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	10 ° (9) 1
110	13.12.25	13.12.12 (14.8.1)	横浜商銀信用組合	茨城商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	37 ° (36) 16
111	14.1.15	13.12.12 (14.8.1)	長崎三菱信用組合(注11)	長崎第一信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 ° (38) 15
112	14.1.28	14.1.15 (14.12.25)	金沢中央信用組合	不動信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	25 (23) * 10
113	14.2.18	14.1.15 (14.12.25)	能登信用金庫	輪島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	5 ° (5) 1
114	14.2.25	14.2.6 (14.10.2)	栃木信用金庫(注12)	宇都宮信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	265 ° (232) 154
115	14.2.25	14.2.6 (14.12.25)	信用組合愛知商銀	信用組合三重商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	87 ° (83) 15
116	14.2.25	14.2.6 (14.12.25)	大分信用金庫	臼杵信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	48 ° (44) 9
117	14.3.4	14.2.6 (14.10.2)	小樽信用金庫	小樽商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	127 ° (124) 53
118	14.3.18	14.2.20 (14.10.2)	あすなろ信用組合	新潟商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 ° (42) 14
119	14.3.18	14.2.20 (14.10.2)	知多信用金庫	常滑信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	148 ° (132) * 85
120	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	福邦銀行	春江信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	11 ° (8) 11
121	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	岐阜信用金庫	中津川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	30 ° (27) 8
122	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	コザ信用金庫	沖縄信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 (40) 62
123	14.3.25	14.2.20 (14.10.2)	湘南信用金庫	神奈川県青果信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	18 ° (17) 13
124	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	鹿沼相互信用金庫	大日光信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 ° (38) 19
125	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	王子信用金庫(注13)	せいか信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	131 ° (118) 44
126	14.3.25	14.3.6 (15.3.26)	大阪信用金庫	大阪第一信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	114 ° (102) * 93
127	14.3.25	14.3.6 (15.2.19)	尼崎信用金庫(注14)	関西西宮信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	398 ° (354) * 359

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億 円)
128	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	大分みらい信用金庫	中津信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	105 ○ (93) 30
129	14.3.25	14.3.6 (15.2.19)	大分みらい信用金庫	佐賀関信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	27 ○ (26) 6
合 計				37件		金銭贈与 資産買取	16,418 4,064

平成14年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億 円)
130	14.4.15	14.3.6 (15.6.18)	あすか信用組合	東京商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,362 (1,250) * 362
131	14.4.22	14.3.6 (15.2.19)	金沢信用金庫(注15)	だいしん信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	32 ○ (29) 36
132	14.5.27	14.3.6 (14.12.25)	長崎三菱信用組合	松島炭鉱信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	4 ○ (3) 0
133	14.7.8	14.3.6 (14.12.25)	釧路信用組合	網走信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	97 ○ (89) 16
134	14.4.30	14.3.20 (14.12.25)	共立信用組合	大栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	208 ○ (194) 60
135	14.5.7	14.3.20 (14.12.25)	北央信用組合	旭川商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	213 ○ (205) 71
136	14.5.13	14.3.20 (15.3.26)	北國銀行	加賀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	12 (9) 21
137	14.5.20	14.3.20 (15.6.18)	九州幸銀信用組合	信用組合福岡商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	480 (471) 50
138	14.6.10	14.3.20 (14.12.25)	共立信用組合	東京富士信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	143 ○ (132) 38
139	14.6.17	14.3.20 (14.12.25)	仙台信用金庫(注16)	宮城県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	71 ○ (62) 70
140	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	黒磯信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	135 ○ (124) 43
141	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	馬頭信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	16 ○ (14) 4
142	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	小川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	22 ○ (21) * 11
143	14.7.8	14.3.20 (14.12.25)	気仙沼信用金庫	岩手信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	38 ○ (33) 21
144	14.7.8	14.3.20 (15.3.26)	トマト銀行	岡山県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	349 ○ (332) * 123
145	14.7.15	14.3.20 (15.2.19)	たちばな信用金庫	島原信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	23 ○ (21) 5

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
146	14.7.15	14.3.20 (15.2.19)	筑後信用金庫	両筑信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 ○ (22) 29
147	14.5.20	14.4.17 (14.12.25)	日新信用金庫	神栄信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 ○ (38) * 44
148	14.5.27	14.4.17 (14.12.25)	大東京信用組合	三栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	251 ○ (238) 91
149	14.5.27	14.4.17 (15.2.19)	近畿産業信用組合(注17)	信用組合京都商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	503 ○ (494) * 103
150	14.6.3	14.4.17 (15.2.19)	紀北信用金庫	長島信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 ○ (27) 4
151	14.6.10	14.4.17 (15.6.18)	大分信用金庫	佐伯信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	93 ○ (82) 28
152	14.6.17	14.4.17 (15.2.19)	荒川信用金庫(注18)	都民信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	343 ○ (306) 223
153	14.6.17	14.4.17 (15.2.19)	東京三協信用金庫	池袋信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	140 ○ (130) 63
154	14.6.17	14.4.17 (15.3.26)	近畿産業信用組合(注19)	信用組合関西興銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	6,834 (6,583) * 1,483
155	14.6.24	14.4.17 (14.12.25)	栃木銀行	栃木県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	85 ○ (76) 67
156	14.6.24	14.4.17 (14.12.25)	横浜商銀信用組合	千葉商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	54 ○ (51) 18
157	14.7.8	14.4.17 (15.2.19)	西京信用金庫(注20)	東京食品信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	127 ○ (117) 78
158	14.7.15	14.4.17 (14.12.25)	興産信用金庫(注21)	第三信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	78 ○ (77) 39
159	14.7.15	14.4.17 (14.12.25)	東京スター銀行	東京信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	69 ○ (67) 20
160	14.7.22	14.4.17 (14.12.25)	秋田信用金庫	秋田県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	40 ○ (27) * 56
161	14.7.22	14.4.17 (14.12.25)	東京スター銀行	東京中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	88 ○ (84) 10
162	14.7.22	14.4.17 (15.6.18)	北國銀行	石川たばこ信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7 ○ (5) 5
163	14.8.5	14.4.17 (15.2.19)	長野県信用組合(注22)	上田商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	163 ○ (141) 155
164	14.8.12	14.4.17 (15.2.19)	平塚信用金庫	厚木信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	84 ○ (73) 93
165	14.8.19	14.4.17 (15.6.18)	東京スター銀行(注23)	千葉県商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	331 (326) 168

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方 式	援助方式	金 額 (億円)
166	14.6.10	14.5.17 (15.12.10)	大阪信用金庫	相互信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	781 (719) * 632
167	14.6.17	14.5.17 (15.2.19)	東京東信用金庫	船橋信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	460 (400) * 351
168	14.6.17	14.5.17 (15.3.26)	新宮信用金庫	紀南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7 ° (6) 14
169	14.7.15	14.5.17 (15.3.26)	九州幸銀信用組合	大分商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	26 ° (26) 4
170	14.8.12	14.5.17 (15.2.19)	江東信用組合	暁信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	36 ° (32) 11
171	14.9.17	14.5.17 (15.2.19)	東京東信用金庫(注24)	永代信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,502 (1,142) * 450
172	14.9.24	14.5.17 (15.2.19)	水戸信用金庫	石岡信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	356 ° (311) 173
173	14.8.12	14.8.1 (15.12.10)	兵庫ひまわり信用組合(注25)	朝銀近畿信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,634 (2,572) * 622
174	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八ナ信用組合(注26)	朝銀東京信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,086 (2,067) * 210
175	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八ナ信用組合(注26)	朝銀千葉信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	330 (325) * 31
176	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八ナ信用組合(注26)	朝銀新潟信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	52 ° (51) 6
177	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八ナ信用組合(注26)	朝銀長野信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	104 ° (103) * 15
178	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八ナ信用組合(注26)	朝銀関東信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,094 (1,067) * 180
179	15.3.3	15.2.19 (16.2.26)	日本承継銀行	中部銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	944 (670) * 646
180	15.3.24	15.3.5 (16.2.26)	日本承継銀行	石川銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,809 (1,739) * 894
合 計				51件		金銭贈与 資産買取	23,182 7,949

(注) 1. 救済金融機関は資金援助申込金融機関

2. 億円未満四捨五入しているため、累計金額、合計金額とも一致しないところがある
3. 金銭贈与は支払額ベース、資産買取、貸付、債務引受は運営委員会議決ベース
4. 金額欄○印は、清算法人の結了報告に伴い残余財産の一部返還等金銭贈与額を減額したもの
金額欄*印は、資金援助実施日又は減額措置日以降に運営委員会議決に基づく支払をしたもの
5. No 12～26、28、30～36、38～61、63～86、88～112、114～118、120、121、
124～127、129～131、133～135、137～138、140、142～145、147～150、
152～159、161、163、165、166、169～180は特別資金援助
6. 平成11年度のみどり銀行は平成10年度に資産買取実行のため、金銭贈与額のみ計上
7. 徳陽シティ銀行の救済金融機関は、仙台銀行・七十七銀行・北日本銀行・福島銀行・栃木銀行・武蔵野銀行・東日本銀行・仙台信用金庫・宮城第一信用金庫・石巻信用金庫・仙南信用金庫・塩竈信用金庫・気仙沼信用金庫の13行庫
8. 不動産信用金庫の救済金融機関は、八光信用金庫・大阪信用金庫・大阪厚生信用金庫・大阪市信用金庫・永和信用金庫・泉陽信用金庫・阪奈信用金庫・枚方信用金庫・摂津信用金庫の9信用金庫
9. わかば信用金庫の救済金融機関は、太陽信用金庫・朝日信用金庫・同栄信用金庫・芝信用金庫・昭和信用金庫・目黒信用金庫・東調布信用金庫・王子信用金庫・多摩中央信用金庫の9信用金庫
10. 新潟中央銀行の救済金融機関は、大光銀行・第四銀行・八十二銀行・東日本銀行・群馬銀行・東和銀行の6銀行
11. 長崎第一信用組合の救済金融機関は、長崎三菱信用組合・十八銀行
12. 宇都宮信用金庫の救済金融機関は、栃木信用金庫・烏山信用金庫・鹿沼相互信用金庫・小山信用金庫・大田原信用金庫の5信用金庫
13. せいか信用組合の救済金融機関は、王子信用金庫・興産信用金庫
14. 関西西宮信用金庫の救済金融機関は、尼崎信用金庫・神戸信用金庫・姫路信用金庫・兵庫信用金庫の4信用金庫
15. だいしん信用組合の救済金融機関は、金沢信用金庫・北陸信用金庫
16. 宮城中央信用組合の救済金融機関は、仙台信用金庫・宮城第一信用金庫
17. 信用組合京都商銀の救済金融機関は、近畿産業信用組合・整理回収機構
18. 都民信用組合の救済金融機関は、荒川信用金庫・日興信用金庫・西京信用金庫・第一勧業信用組合の4金融機関
19. 信用組合関西興銀の救済金融機関は、近畿産業信用組合・整理回収機構
20. 東京食品信用組合の救済金融機関は、西京信用金庫・朝日信用金庫・興産信用金庫・東京産業信用金庫の4信用金庫
21. 第三信用組合の救済金融機関は、興産信用金庫・大東京信用組合
22. 上田商工信用組合の救済金融機関は、長野県信用組合・美駒信用組合・長野信用金庫・上田信用金庫・八十二銀行の5金融機関
23. 千葉県商工信用組合の救済金融機関は、東京スター銀行・銚子商工信用組合
24. 永代信用組合の救済金融機関は、東京東信用金庫・昭和信用金庫
25. 朝銀近畿信用組合の救済金融機関は、兵庫ひまわり信用組合・京滋信用組合・ミレ信用組合・整理回収機構
26. 朝銀東京信用組合、朝銀千葉信用組合、朝銀新潟信用組合、朝銀長野信用組合及び朝銀関東信用組合の救済金融機関は、
ハナ信用組合及び整理回収機構

(5)金融再生法第53条に基づく資産買取り実績等

健全金融機関等からの資産買取り実績

○金融機関数

単位:件

年度	11	12	13	14	15	16	17	合計
都長銀信託	16	12	11	12	8	7	5	20(13)
地銀	39	40	32	36	35	19	5	59(59)
第二地銀	19	22	23	24	19	14	1	41(35)
信金 信組等	17	21	21	38	27	20	5	72(66)
合計	91	95	87	110	89	60	16	192(173)

注)重複分をカウントせず。()内は17年6月までの合併等による消滅金融機関数を控除。

○債権数

単位:件

年度	11	12	13	14	15	16	17	合計
都長銀信託	948	712	1,750	10,248	3,159	1,264	334	18,415
地銀	2,306	2,476	1,600	2,872	1,508	1,372	115	12,249
第二地銀	993	2,156	730	1,729	550	305	33	6,496
信金 信組等	718	747	795	1,192	381	836	19	4,688
合計	4,965	6,091	4,875	16,041	5,598	3,777	501	41,848

○買取債権元本金額

単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17	合計
都長銀信託	2,521	965	2,036	18,676	2,905	1,009	204	28,316
地銀	1,135	1,312	647	1,379	791	380	84	5,728
第二地銀	521	2,649	293	505	194	173	4	4,340
信金 信組等	333	296	326	325	164	206	7	1,657
合計	4,510	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,041

○買取価格

単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17	合計
都長銀信託	96	31	131	1,848	540	183	43	2,873
地銀	69	57	44	129	69	28	8	404
第二地銀	23	29	13	33	22	18	0	137
信金 信組等	29	9	18	47	11	4	1	119
合計	217	126	206	2,057	641	233	52	3,533

特定協定銀行による回収実績

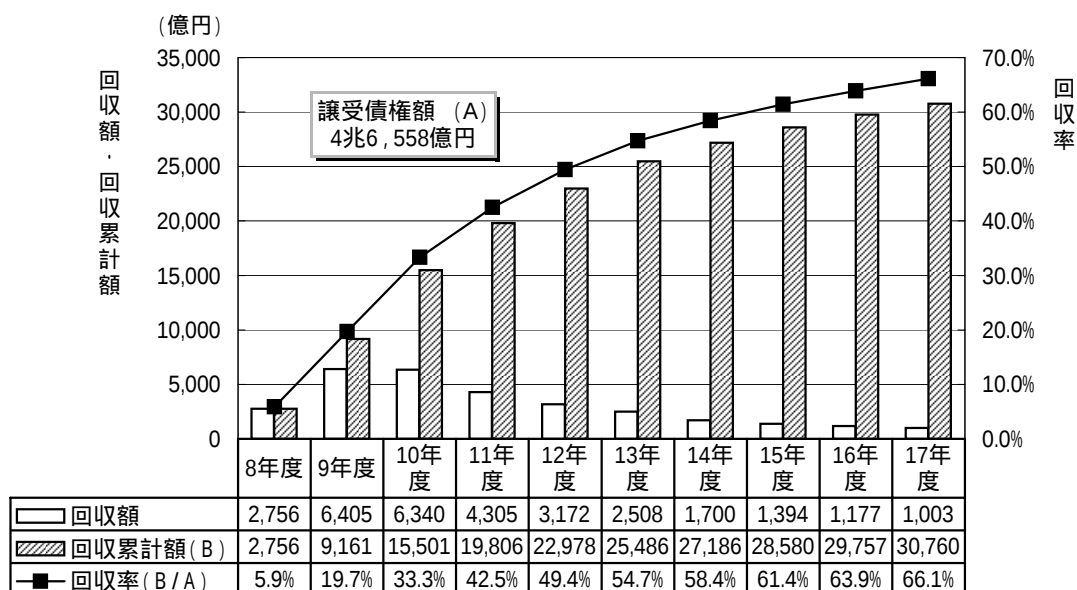
単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17	合計
買取債権元本	4,930	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,460
買取価格	241	126	206	2,057	641	233	52	3,557
債権回収額	42	217	304	394	1,260	1,635	1,454	5,304

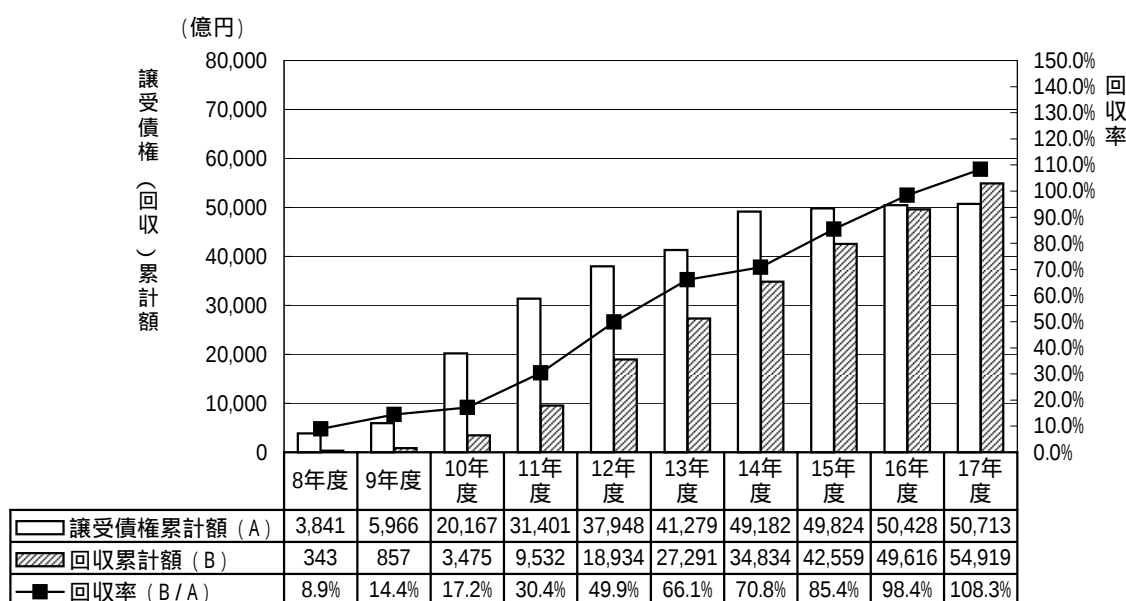
注)特別公的管理銀行から金融再生法第53条に基づき買い取った資産(株式を除く)の買取実績(元本419億円、買取価格24億円)及び回収実績を含む。

(6) 整理回収機構の回収実績

○ 旧住管機構(平成8年7月26日設立)分



○ 旧整理回収銀行(平成8年9月2日改組)分



旧整理回収銀行の平成8年度の実績は、平成7年度と平成8年度の合計額である。
 北海道拓殖銀行の譲受債権から信託スキームは除く。
 阪和銀行からの譲受債権(当機構の回収委託分)、預保法129条買取分及び再生法53条買取分を含む。
 譲受債権額は買取価格調整等により変動する場合がある。

○ 整理回収機構における預金保険機構への納付金(累計額 平成17年度末)

(単位: 億円)

旧住専会社から譲り受けた資産に係るもの (住専法第12条10号)	35
破綻金融機関等から買い取った資産に係るもの (預保法附則第8条2の2号)	6,302
健全金融機関等から買い取った資産に係るもの (金融再生法第54条1項3号)	2,201

整理回収機構の18年3月期決算に計上されているものを含む(預金保険機構においては18年度に計上)。
 上記のほか資本増強に係る納付金が3,937億円ある。

(7) 整理回収機構における企業再生案件の状況

(H13年11月企業再生本部発足以降 ; H18年3月末現在)

(単位 : 債務者数)

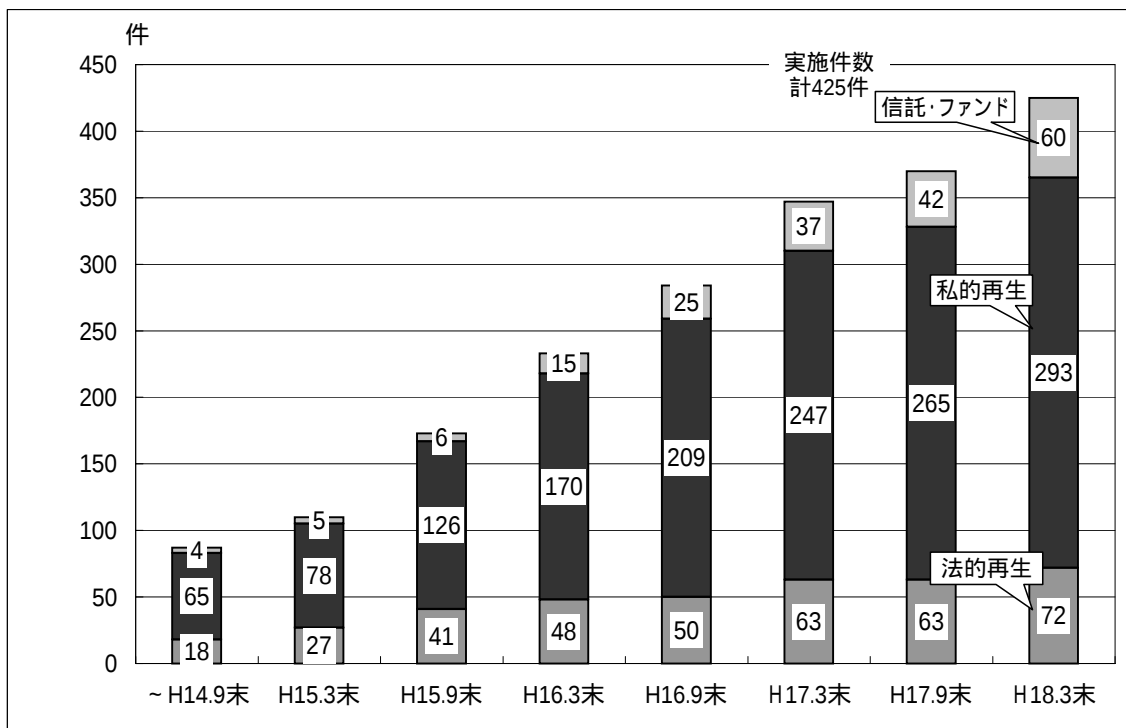
1. 企業再生実施案件		
	内 訳	件 数
	(1)法的再生	72
	(2)私的再生	293
	(3)信託・ファンド等活用の私的再生	60
	小 計	425

(注)RCCが再生計画の作成過程において関与したもの。

2. 企業再生候補案件		
	内 訳	件 数
	(1)RCC保有等債権	178
	(2)信託・ファンド等債権	18
	小 計	196

合 計		621
-----	--	-----

企業再生実施案件(累計)の推移



企業再生実施案件(13年11月以降)

(累計 : 件)

	~ H14.9末	H15.3末	H15.9末	H16.3末	H16.9末	H17.3末	H17.9末	H18.3末
信 託 ・ フ ァ ン ド	4	5	6	15	25	37	42	60
私 的 再 生	65	78	126	170	209	247	265	293
法 的 再 生	18	27	41	48	50	63	63	72
計	87	110	173	233	284	347	370	425

(8) 金融機関の資本増強

資本増強及び処分の状況 (平成18年3月末現在)

(単位 : 件、億円)

根拠法令	資本増強の目的		資本増強の時期等	金融機関数	資本増強の内容		
					優先株式・普通株式	劣後債・劣後口ソ	合 計
旧安定化法	信用秩序の維持等を図り、経済の健全な発展に資すること		平成10年3月	2 1 3	3,210 2,220	14,946 0	18,156 2,220
早期健全化法	金融システムの再構築と経済の活性化に資すること		平成11年3月～14年3月	3 2 1 6	72,813 44,593	13,240 1,000	86,053 45,593
組織再編法	金融機関等の組織再編成を促進し、経済の活性化等に資すること		平成15年9月	1 1	-	60 60	60 60
金融機能強化法	信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資すること		平成20年3月まで	0	〔 事 例 な し 〕		
預 保 法	信用秩序の維持に資すること	金融危機対応資本注入 (1号措置)	恒久措置 (平成15年6月)	1 1	19,600 (2,964) 19,573	-	19,600 (2,964) 19,573
	合併等の援助に資すること	受皿資本注入	恒久措置	0	〔 事 例 な し 〕		
合 計				3 5 < 1 7 >	95,623 (2,964) <66,386>	28,246 <1,060>	123,869 (2,964) <67,446>
11年度処分額					0	1,000	1,000
12年度処分額					2,000	1,500	3,500
13年度処分額					0	0	0
14年度処分額					0	6,746	6,746
15年度処分額					1,080	8,390	9,470
16年度処分額					7,863 (27)	6,150	14,013 (27)
17年度処分額					18,294	3,400	21,694
処分額累計					29,237 (27)	27,186	56,423 (27)
資本増強残高					66,386 (2,937)	1,060	67,446 (2,937)

(注)
 単位未満四捨五入
 金額は資本増強額ベース
 ()内書きは、普通株式を記載
 書きは、平成18年3月末の残高を記載
 処分額には、あしぎんFG (1,050億円) は含んでいない

金融機関別資本増強・処分・残高一覧（H18年3月末現在）

単位：億円

金融機関名	注入額	(内訳)		累計処分額 (うち今期処分額)				H18.3.31現在	
		種類(商品)	金額		(内訳)		(内訳)	残額	(内訳)
みずほ FG	29,490	優先株	19,490	23,490	13,490	8,664	8,664	6,000	6,000
		劣後債	10,000		10,000		0		0
三井住友 FG	15,010	優先株	13,010	4,010	2,010	0	0	11,000	11,000
		普通株	—		(2,010) 注2		0	0	0
		劣後債	2,000		2,000		0		0
三菱UFJ FG	22,000	優先株	16,000	16,960	10,960	9,960	8,960	5,040	5,040
		普通株	—		(6,843) 注2		(6,843) 注2	0	0
		劣後債	6,000		6,000		1,000		0
りそな HD	31,280	優先株	25,316	2,027	0	2,000	0	29,253	25,316
		普通株	2,964		27		0		2,937
		劣後D-ソ	3,000		2,000		2,000		1,000
三井トラスト HD	7,103	優先株	4,323	2,780	0	0	0	4,323	4,323
		劣後債	1,000		1,000		0		0
		劣後D-ソ	1,780		1,780		0		0
ほくほく FG	1,400	優先株#	1,200	200	0	200	0	1,200	1,200
		劣後D-ソ	200		200		200		0
新生銀行	4,166	優先株	3,700	466	0	0	0	3,700	3,700
		劣後D-ソ	466		466		0		0
あおぞら銀行	3,200	優先株	3,200	0	0	0	0	3,200	3,200
あしぎん FG (足利銀行)	1,350	優先株	1,050	300	0	0	0	1,050	1,050
		劣後債	300		300		0		0
琉球銀行	400	優先株*	400	0	0	0	0	400	400
熊本ファミリー銀行	300	優先株	300	0	0	0	0	300	300
千葉興業銀行	600	優先株	600	0	0	0	0	600	600
東日本銀行	200	優先株	200	0	0	0	0	200	200
岐阜銀行	120	優先株	120	0	0	0	0	120	120
西日本シティ銀行	700	優先株*	700	0	0	0	0	700	700
九州親和 HD	300	優先株*	300	0	0	0	0	300	300
関東つくば銀行	60	劣後D-ソ	60	0	0	0	0	60	60
住友信託銀行	3,000	優先株	1,000	3,000	1,000	0	0	0	0
		劣後債	2,000		2,000		0		0
横浜銀行	2,200	優先株	1,000	2,200	1,000	0	0	0	0
		普通株	—		(550) 注2		0	0	0
		劣後D-ソ	1,200		1,200		0		0
もみじ HD	400	優先株	200	400	200	400	200	0	0
		劣後D-ソ	200		200		200		0
八千代銀行	350	優先株*	350	350	350	350	350	0	0
関西さわやか銀行	120	優先株	80	120	80	0	0	0	0
		劣後債	40		40		0		0
和歌山銀行	120	優先株*	120	120	120	120	120	0	0
注入額計		123,869	処分額計	56,423	同処分額計	21,694	残額計	67,446	
種類(商品)別 注入額内訳			同 処分額内訳		同 内訳		同 残額内訳		
優先株式		92,659		29,210		18,294		63,449	
普通株式		2,964	(9,403) 注2	27	(6,843) 注2	0		2,937	
劣後債		21,340		21,340		1,000		0	
劣後D-ソ		6,906		5,846		2,400		1,060	

注1：優先株のうち#の450（旧北海道銀分）分及び*は、注入時劣後債。注2：優先株を普通株に転換して処分。

(第1表) 旧安定化法に基づく資本増強実績一覧

(平成18年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン				
		種類	金額	承認レート	転換開始時期	種類	金額	承認レート(Lは6ヵ月物円LIBOR)		年限
								0～5年	6年目以降	
みずほ FG (旧第一勧業銀行)	1998/3	転換型	990	0.75	1998/7/1	—	—	—	—	—
みずほ FG (旧富士銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 1.10	L + 2.60	永久
みずほ FG (旧日本興業銀行)	1998/3	—	—	—	—	期限付劣後債	1,000	L + 0.55	L + 1.25	10年
みずほ FG (旧安田信託銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,500	L + 2.45	L + 3.95	永久
三井住友 FG (旧さくら銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 1.20	L + 2.70	永久
三井住友 FG (旧住友銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
三菱UFJ FG (旧東京三菱銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
三菱UFJ FG (旧三菱信託銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	500	L + 1.10	L + 2.60	永久
三菱UFJ FG (旧三和銀行)	1998/3	—	—	—	—	期限付劣後債	1,000	L + 0.55	L + 1.25	10年
三菱UFJ FG (旧東海銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
三菱UFJ FG (旧東洋信託銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	500	L + 1.10	L + 2.60	永久
りそな HD (旧あさひ銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	1,000	L + 1.00	L + 2.50	永久
りそな HD (旧大和銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	1,000	L + 2.70	L + 2.70	永久
住友信託銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 1.10	L + 2.60	永久
三井トラスト HD (旧三井信託銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	1,000	L + 1.45	L + 2.95	永久
三井トラスト HD (旧中央信託銀行)	1998/3	転換型	320	2.50	1998/7/1	永久劣後ローン	280	L + 2.45	L + 3.95	永久
横浜銀行	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	200	L + 1.10	L + 2.60	永久
ほくほく FG (北陸銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後ローン	200	L + 2.45	L + 3.95	永久
あしぎん FG (足利銀行)	1998/3	—	—	—	—	永久劣後債	300	L + 2.95	L + 4.45	永久
新生銀行	1998/3	転換型	1,300	1.00	1998/10/1	永久劣後ローン	466	L + 2.45	L + 3.95	永久
あおぞら銀行	1998/3	転換型	600	1.00	1998/10/1	—	—	—	—	—

注入合計額	18,156
償還・消却等返済合計	15,936
残高	2,220

は返済済みのもの。

旧安定化法に基づく資本増強実績一覧 注記

- (注) 1. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）の優先株式は平成10年10月28日に、あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）の優先株式は平成10年12月17日に、特別公的管理開始決定により預金保険機構が取得している。また、新生銀行の優先株式は、平成12年3月31日に1億株中25,472千株減資。同じく、あおぞら銀行は、平成12年10月3日に120,000千株中71,856千株減資し、配当率の引き下げ（3%→1%）も実施している。
2. りそなHD（旧大和銀行）の永久劣後ローンのみ承認レートのLが3ヵ月物円LIBOR。ステップアップも他と異なり平成20年7月1日以降3.95%。ただし、任意弁済のコールは平成15年3月30日以降の各利払日。
3. 三菱UFJFG（旧東海銀行）の永久劣後債は、平成13年5月21日に永久劣後ローンから永久劣後債に変更されている。
4. 三菱UFJFG（旧東京三菱銀行分）の永久劣後債は平成12年2月28日、同行により返済（買入消却、返済額1005.6億円）、三菱UFJFG（旧三菱信託銀行分）の永久劣後債は平成12年12月22日、同行により返済（買入消却、返済額500.02億円）されている。
5. 平成15年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ三井住友FGの全て、三菱UFJFGの旧三和銀行分・旧東海銀行分・旧東洋信託銀行分、住友信託銀行、新生銀行、三井トラストHDの旧中央信託銀行分、みずほFGの旧安田信託銀行分1,500億円の内500億円の計6,746億円が返済されている。
6. 平成15年5月9日、当初の約款に基づく横浜銀行の権利行使により任意弁済（劣後ローン）が行われ200億円が返済されている。
7. 平成15年9月30日、当初の約款に基づくみずほ信託銀行の権利行使により期限前償還が行われ、みずほFGの旧安田信託銀行分劣後債の残額1,000億円（（注）5参照）の内500億円が返済されている。
8. 平成16年3月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により劣後債の期限前償還が行われ、足利銀行の300億円及びみずほFGの旧富士銀行分と旧日本興業銀行分各々1,000億円、旧安田信託銀行分の残額500億円（（注）7参照）の内250億円の計2,550億円が返済されている。
9. みずほFGの優先株式(990億円)は平成16年8月31日、同社により返済(買入消却、返済額594.9億円)されている。
10. 平成16年9月30日、当初の約款に基づくみずほ信託銀行の権利行使により期限前償還が行われ、みずほFGの旧安田信託銀行分劣後債の残額250億円((注)8参照)が返済されている。
11. 平成17年3月31日、当初の約款に基づく三井トラストHDの権利行使により期限前償還が行われ、旧三井信託銀行分劣後債1,000億円が返済されている。
12. 平成17年9月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により任意弁済（劣後ローン）が行われ、りそなHDの旧大和銀行分1,000億円、ほくほくFG（北陸銀行）の200億円の内100億円が返済されている。
13. 平成17年10月3日、当初の約款に基づくりそなHDの権利行使により任意弁済（劣後ローン）が行われ、旧あさひ銀行分1,000億円が返済されている。
14. 平成18年3月30日、当初の約款に基づく北陸銀行の権利行使により任意弁済（劣後ローン）が行われ、ほくほくFG（北陸銀行）残額100億円((注)12参照)が返済されている。

(第2表) 早期健全化法に基づく資本増強実績一覧

(平成18年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	承認レート	転換開始時期	種類	金額	承認レート(Lは6ヵ月 物円LIBOR)	ステップアップ 開始日	ステップアップ 後のレート	年限
みずほFG (旧第一勧業銀行)	1999/3	転換型	2,000	0.41	2004/8/1	期限付劣後債	1,000	L + 0.75	2004/4/1	L + 1.25	10年
		転換型	2,000	0.70	2005/8/1	期限付劣後債	1,000	L + 0.75	2005/4/1	L + 1.25	11年
		非転換型	3,000	2.38	-	-	-	-	-	-	-
みずほFG (旧富士銀行)	1999/3	非転換型	3,000	2.10	-	永久劣後債	2,000	L + 0.65	2004/4/1	L + 1.35	永久
		転換型	2,500	0.55	2006/10/1				2009/4/1	L + 2.15	
		転換型	2,500	0.40	2004/10/1	-	-	-	-	-	-
みずほFG (旧日本興業銀行)	1999/3	転換型	1,750	1.40	2003/9/1	永久劣後債	2,500	L + 0.98	2004/4/1	L + 1.48	永久
		転換型	1,750	0.43	2003/7/1						
三井住友FG (旧さくら銀行)	1999/3	転換型	8,000	1.37	2002/10/1	-	-	-	-	-	-
三井住友FG (旧住友銀行)	1999/3	転換型	2,010	0.35	2002/5/1	-	-	-	-	-	-
		転換型	3,000	0.95	2005/8/1	-	-	-	-	-	-
三菱UFJFG (旧三和銀行)	1999/3	転換型	6,000	0.53	2001/7/1	永久劣後債	1,000	L + 0.34	2004/10/1	L + 1.34	永久
三菱UFJFG (旧東海銀行)	1999/3	転換型	3,000	0.93	2002/7/1	-	-	-	-	-	-
		転換型	3,000	0.97	2003/7/1	-	-	-	-	-	-
三菱UFJFG (旧東洋信託銀行)	1999/3	転換型	2,000	1.15	1999/7/1	-	-	-	-	-	-
三菱UFJFG (旧三菱信託銀行)	1999/3	転換型	2,000	0.81	2003/7/31	永久劣後債	1,000	L + 1.75	2004/4/1	L + 2.25	永久
りそなHD (旧大和銀行)	1999/3	転換型	4,080	1.06	1999/6/30	-	-	-	-	-	-
りそなHD (旧あさひ銀行)	1999/3	転換型	3,000	1.15	2002/7/1	永久劣後ローン	1,000	L + 1.04	2009/4/1	L + 2.54	永久
		転換型	1,000	1.48	2003/7/1						
住友信託銀行	1999/3	転換型	1,000	0.76	2001/4/1	期限付劣後債	1,000	L + 1.53	2006/4/1	L + 2.03	12年
三井トラストHD (旧三井信託銀行)	1999/3	転換型	2,503	1.25	1999/7/1	期限付劣後ローン	1,500	L + 1.49	2004/3/31	L + 1.99	10年
三井トラストHD (旧中央信託銀行)	1999/3	転換型	1,500	0.90	1999/7/1	-	-	-	-	-	-
横浜銀行	1999/3	転換型	700	1.13	2001/8/1	永久劣後ローン	500	L + 1.65	2004/4/1	L + 2.15	永久
		転換型	300	1.89	2004/8/1	期限付劣後ローン	500	L + 1.07	2004/4/1	L + 1.57	10年2ヶ月
あしぎんFG (足利銀行)	1999/9	転換型	750	0.94	2000/9/29	-	-	-	-	-	-
	1999/11	転換型	300	0.94	2000/11/30						
ほくほくFG (北陸銀行)	1999/9	転換型	750	1.54	2001/3/1	-	-	-	-	-	-
ほくほくFG (北海道銀行)	2000/3	転換型	450	1.16	2001/8/1	-	-	-	-	-	-
琉球銀行	1999/9	転換型	400	1.50	2000/12/29	-	-	-	-	-	-
もみじHD (旧広島総合銀行)	1999/9	転換型	200	1.41	2004/9/30	永久劣後ローン	200	L + 2.80	2004/10/1	L + 4.14	永久
熊本ファミリー銀行	2000/2	転換型	300	1.33	2002/9/2	-	-	-	-	-	-
新生銀行	2000/3	転換型	2,400	1.21	2005/8/1	-	-	-	-	-	-
千葉興業銀行	2000/9	転換型	600	1.29	2002/9/30	-	-	-	-	-	-
八千代銀行	2000/9	転換型	350	1.13	2002/9/30	-	-	-	-	-	-
あおぞら銀行	2000/10	転換型	2,600	1.24	2005/10/3	-	-	-	-	-	-
関西さわやか銀行	2001/3	転換型	80	1.08	2002/8/1	期限付劣後債	40	L + 1.87	2006/4/1	L + 2.37	10年
東日本銀行	2001/3	転換型	200	1.10	2003/3/31	-	-	-	-	-	-
りそなHD (近畿大阪銀行)	2001/4	転換型	600	1.36	2002/1/1	-	-	-	-	-	-
岐阜銀行	2001/4	転換型	120	1.21	2002/3/1	-	-	-	-	-	-
西日本シティ銀行 (旧福岡シティ銀行)	2002/1	転換型	700	1.20	2007/1/31	-	-	-	-	-	-
和歌山銀行	2002/1	転換型	120	1.34	2003/5/1	-	-	-	-	-	-
九州親和HD (旧九州銀行)	2002/3	転換型	300	1.25	2006/3/1	-	-	-	-	-	-

注入合計額	86,053
償還・消却等返済合計	40,460
残高	45,593

は返済済みのもの。

早期健全化法に基づく資本増強実績一覧 注記

- (注) 1. 琉球銀行及び北海道銀行は平成12年9月29日に、八千代銀行は平成13年2月28日に、福岡シティ銀行と和歌山銀行及び九州親和HD(九州銀行)は平成14年9月30日に永久劣後債から優先株式へそれぞれ転換している。
2. みずほFG(旧第一勧業銀行)の期限付劣後債2本は、平成12年11月22日に期限付劣後ローンから期限付劣後債へ変更されている。
3. 三菱UFJFG(旧三菱信託銀行)の永久劣後債は平成12年12月22日、同行により返済(買入消却、返済額1,018.07億円)されている。また同行の優先株式は平成13年1月24日に転換している(売却額2,103.5億円)。
4. 関西さわやか銀行の優先株式は平成15年10月3日、同行により返済(買入消却、返済額105.84億円)されている。また同行の期限付劣後債は平成16年1月8日、同行により返済(買入消却、返済額40.12億円)されている。
5. 住友信託銀行の優先株式は平成16年1月13日に転換している(売却額1,380.8億円)。また同行の期限付劣後債は同年1月14日同社により返済(買入消却、返済額1,023.66億円)されている。
6. 平成16年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還(劣後債)・任意弁済(劣後ローン)が行われ、みずほFGの旧第一勧業銀行分、旧日本興業銀行分、横浜銀行、三井トラストHDの旧三井信託銀行分1,500億円の内100億円の計4,100億円が返済されている。
7. 平成16年5月11日、当初の約款に基づく横浜銀行の権利行使により任意弁済(期限付劣後ローン)が行われ、500億円が返済されている。
8. 横浜銀行の優先株式(300億円)は平成16年7月2日、同行により返済(買入消却、返済額348.42億円)されている。
9. 横浜銀行の優先株式700億円の内550億円は普通株式に転換の上、平成16年7月30日に売出している(売却額814.15億円)。
10. 横浜銀行の優先株式の700億円の内150億円((注9)参照)は平成16年8月31日、同行により返済(自己株式取得、返済額172.59億円)されている。
11. みずほFGの優先株式(1,750億円承認レート1.40の内1,337.5億円)は平成16年8月31日、同社により返済(買入消却、返済額1,804.82億円)されている。
12. 平成16年9月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還(劣後債)・任意弁済(劣後ローン)が行われ、みずほFGの旧富士銀行分2,000億円、三井トラストHDの旧三井信託銀行分の残額1,400億円((注6)参照)の内400億円の計2,400億円が返済されている。
13. 三井住友FGの優先株式(旧さくら銀行分8,000億円の内1,050億円及び旧住友銀行分2,010億円の内960億円)は平成16年9月30日、同社の申出により普通株式(取得価格2,010億円)に転換し、ToSTNet-2により売却(売却日11月2日・受渡日11月8日、売却額2,683.39億円)している。
14. みずほFGの優先株式(旧第一勧業銀行分2,000億円承認レート0.41の内772億円、旧富士銀行分2,500億円承認レート0.40の内1,314億円及び旧日本興業銀行分1,750億円承認レート1.40(注11参照)の内412.5億円)は平成17年3月7日、同社の申出により返済(買入、返済額2,599.60億円)されている。
15. 平成17年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還(劣後債)・任意弁済(劣後ローン)が行われ、みずほFGの旧第一勧業銀行分(年限11年)1,000億円、三井トラストHDの旧三井信託銀行分の残額1,000億円((注)12参照)の計2,000億円が返済されている。
16. みずほFGの優先株式(旧第一勧業銀行分2,000億円承認レート0.41の内1,228億円(注14参照)、旧第一勧業銀行分2,000億円承認レート0.70、旧富士銀行分2,500億円承認レート0.40の内1,186億円(注14参照)及び旧日本興業銀行分1,750億円承認レート0.43)は平成17年8月29日、同社の申出により返済(買入、返済額6,929.54億円)されている。

17. 平成17年9月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ、三菱ＵＦＪＦＧの旧三和銀行分1,000億円、もみじHDの200億円の計1,200億円が返済されている。
18. 三菱ＵＦＪＦＧの優先株式（旧三和銀行分6,000億円承認レート0.53の内2,079億円及び旧東海銀行分3,000億円承認レート0.93の内1,157億円）は同社の申出により普通株式(取得価格3,236億円)に転換し、ToSTNeT-2により売却(売却日平成17年10月5日・受渡日10月11日、売却額3,498.04億円)している。
19. 平成17年10月12日、みずほFGの優先株式(旧富士銀行分2,500億円承認レート0.55)は、同社の定款等に基づき全額強制償還（返済額2,507.35億円）されている。
20. 三菱ＵＦＪＦＧの優先株式（旧三和銀行分6,000億円承認レート0.53の内1,557億円（注18参照）及び旧東洋信託銀行分2,000億円承認レート1.15のうち247億円）は同社の申出により普通株式(取得価格1,804億円)に転換し、ToSTNeT-2により売却(売却日平成17年12月7日・受渡日12月12日、売却額2,004.41億円)している。
21. 三菱ＵＦＪＦＧの優先株式（旧三和銀行分6,000億円承認レート0.53の内531億円（注20参照）及び旧東洋信託銀行分2,000億円承認レート1.15の内224億円（注20参照））は、平成17年12月9日に転売している（売却額1,013.95億円）。
22. 和歌山銀行の優先株式は平成17年12月12日に転売している（売却額121.13億円）。
23. もみじHDの優先株式（200億円）は、平成17年12月21日に、170億円を転売（売却額250.75億円）、30億円を同社の申出により返済（買入、返済額44.25億円）されている。
24. あしぎんFG（計1,050億円）は、平成17年12月26日に解散したが、あしぎんFGが保有していた足利銀行の優先株式は、足利銀行が特別危機管理銀行になったことにより、平成15年12月1日に預金保険機構が取得している。
25. 三菱ＵＦＪＦＧの優先株式（旧三和銀行分6,000億円承認レート0.53の内1,554億円（注21参照）及び旧東海銀行分3,000億円承認レート0.93の内249億円（注18参照））は同社の申出により普通株式(取得価格1,803億円)に転換し、ToSTNeT-2(売却日平成18年3月1日・受渡日3月6日、売却額1,861.41億円)及び立会取引(売却日平成18年3月1日・受渡日3月6日、売却額139.97億円)により売却している。
26. 三菱ＵＦＪＦＧの優先株式（旧東洋信託銀行分2,000億円承認レート1.15の内1,362億円(注21参照))は、平成18年3月3日に転売している（売却額3,001.85億円）。
27. 八千代銀行の優先株式は、平成18年3月24日に転売している（売却額400.68億円）。

(第3表) 組織再編法に基づく資本増強実績一覧

(平成18年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	配当率	転換開始時期	種類	金額	利率 (Lは6ヶ月物円LIBOR)	ステップアップ 開始日	ステップアップ 後のレート	年限
関東つくば銀行	2003/9	-	-	-	-	期限付劣後ローン	60	L + 3.76 ただし、計画の達成状況による レート修正条項あり。	2008/10/1	L + 4.76	10年

注入合計額	60
償還・消却等返済合計	0
残高	60

(第4表) 預保法(危機対応)に基づく資本増強実績一覧

(平成18年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	普通株式・優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	配当率 (Lは1年物円LIBOR)	転換開始時期	種類	金額	利率	ステップアップ 開始日	ステップアップ 後のレート	年限
りそなHD(りそな銀行)	2003/6	普通株式	2,964	-	-	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,500	L + 0.5	2006/7/1	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,636	L + 0.5	2008/7/1	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,500	L + 0.5	2010/7/1	-	-	-	-	-	-

注入合計額	19,600
償還・消却等返済合計	27
残高	19,573

(注 1. りそな銀行に対し平成15年6月30日に払込みを行い、7月1日に引受けた株式については、平成15年8月7日にりそなHDが発行した株式との株式交換を行っている。
2. りそなHDの申出により、普通株式2,964億円のうち27.3億円は平成17年2月1日、ToSTNet-2により売却(受渡日2月4日、売却額110.78億円)している。

(9) 告訴・告発状況

告発(訴)件数(平成18年3月31日までの累計)

(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	整理回収機構 (RCC)	住宅金融 債権管理機構 (住管機構)	整理回収銀行 (RCB)	合 計
検 挙 済	22 (61)	172 (365)	76 (149)	23 (37)	293 (612)
告 発 中					
そ の 他(注)			1 (1)		1 (1)
合 計	22 (61)	172 (365)	77 (150)	23 (37)	294 (613)

(注)公訴時効の完成

()内は被告発(訴)人数

告発(訴)事案の内訳

○ 特別業務部設置(平成8年6月26日)から平成11年3月31日まで(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	住宅金融 債権管理機構 (住管機構)	整理回収銀行 (RCB)	合 計
借 り 手 に 関 す る 事 案		77 (150)	14 (19)	91 (169)
競 売 妨 害		27 (49)	3 (7)	30 (56)
詐 欺		18 (44)	2 (2)	20 (46)
強 制 執 行 妨 害		15 (36)	4 (5)	19 (41)
公正証書原本不実記載等		4 (7)		4 (7)
脅 迫 ・ 強 要		3 (3)		3 (3)
詐 欺 破 産 (注)		1 (1)	1 (1)	2 (2)
そ の 他		9 (10)	4 (4)	13 (14)
貸 し 手 に 関 す る 事 案			9 (18)	9 (18)
背 任 ・ 特 別 背 任			4 (11)	4 (11)
そ の 他			5 (7)	5 (7)
合 計	0	77 (150)	23 (37)	100 (187)

(注)旧破産法第374条

()内は被告発(訴)人数

○ 整理回収機構発足(平成11年4月1日)から平成18年3月31日まで(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	整理回収機構(RCC)			合 計
		旧住専債権	破綻金融機関譲受債権(注2)	53条債権(注3)	
借り手に関する事案(注4)	4 (9)	43 (84)	103 (208)	16 (38)	166 (339)
競 売 妨 害	1 (1)	7 (9)	34 (69)	11 (25)	53 (104)
詐 欺	1 (2)	14 (30)	25 (49)	1 (4)	41 (85)
強 制 執 行 妨 害	2 (6)	16 (34)	20 (40)	3 (8)	41 (88)
公正証書原本不実記載等		3 (7)	8 (27)		11 (34)
脅 迫 ・ 強 要			4 (7)		4 (7)
詐 欺 破 産 (注 1)			6 (10)	1 (1)	7 (11)
そ の 他		3 (4)	6 (6)		9 (10)
貸し手に関する事案(注5)	18 (52)		10 (35)		28 (87)
背 任 ・ 特 別 背 任	13 (37)		10 (35)		23 (72)
そ の 他	5 (15)				5 (15)
合 計	22 (61)	43 (84)	113 (243)	16 (38)	194 (426)

(注1)破産法第265条

()内は被告発(訴)人数

(注2)破綻金融機関譲受債権にはRCBから継承された債権を含む。

(注3)53条債権とは、金融再生法第53条に基づき健全金融機関から買い取った債権である。

(注4)借り手に関する事案の預金保険機構(DIC)4件は、DICとRCCが連名で告発しているが、本表はDIC欄に計上した。

(注5)貸し手に関する事案のRCB債権10件のうち5件は、DICもRCCと連名で告発(訴)しているが、本表ではRCC欄に計上した。

告発（訴）事案一覧（平成17年度）

番号	区分	告発(訴)日	告発(訴)先	被告発(訴)人	罪名	内容等
1	RCC	H17.6.14	警視庁	破綻金融機関 の債務者ら2人	強制執行妨害(隠匿)	自己名義の預金口座に強制執行が及ぶおそれがあるため強制執行を逃れる目的で自己名義の預金を引下ろし、第三者名義の口座に入金し隠匿したものの。
2	RCC	H17.6.21	福岡県警	破綻金融機関 の債務者ら3人	競売妨害(偽計)	担保物件が競売申立てされることを予測し、現況調査の執行官に対し、虚偽の事実を申告し、虚偽の書類を提出して偽計を用いて競売を妨害したものの。
3	RCC	H17.6.21	警視庁	破綻金融機関 の債務者	競売妨害(威力)	自己所有物件の競売人に対し、暴力団員である旨の名刺を出す等してことさら暴力団員であることを誇示し、威力を用いて競売を妨害したものの。
4	RCC	H17.6.28	大阪府警	破綻金融機関 の債務者ら4人	競売妨害(威力)	自己所有物件の売却実施命令がなされたことから、入札希望者を募る宣伝広告を出した会社に対し、暴力団員であることをことさら誇示し、威力を用いて競売を妨害したものの。
5	RCC	H17.7.4	岡山県警	破綻金融機関 の債務者	強制執行妨害(隠匿)	強制執行を逃れる目的で、自己が契約している保険解約金請求権の帰属を変更し、もって財産を隠匿したものの。
6	RCC	H17.7.11	大阪府警	破綻金融機関 の債務者ら4人	詐欺(中抜き)	担保物件を任意売却するにあたり、真実の売買代金よりも低価格の売買代金を申告し、抵当権を抹消させたものの。
7	DI	H17.7.11	埼玉県警	破綻金融機関 の債務者ら2人	詐欺(中抜き)	担保物件を任意売却するにあたり、真実の売買代金よりも低価格の売買代金を申告し、抵当権を抹消させたものの。
8	RCC	H17.8.15	山口県警	破綻金融機関 の債務者	破産法違反	破産宣告を受けた被告発人が、自己の利益を図るため、破産財団に帰属すべき財産を被告発人名義の普通預金口座から引き出したものの。
9	RCC	H17.9.5	兵庫県警	破綻金融機関 の債務者ら2人	競売妨害(偽計)	自己所有物件の競売開始決定がなされたことを知り、虚偽の賃借権、留置権を主張して偽計により公の入札の公正を害すべき行為を行ったものの。
10	RCC	H17.10.4	警視庁	破綻金融機関 の債務者ら7人	電磁的公正証書原本 不実記録等	根抵当権の設定された宅地を債権者に無断で解除することを企て、委任状、印鑑証明書等を偽造して登記官に提出しその旨記録させたものの。
11	RCC	H17.10.7	警視庁	破綻金融機関 の債務者ら4人	電磁的公正証書原本 不実記録等	根抵当権の設定された店舗について、債権者に無断で解除することを企て、委任状、印鑑証明書等を偽造して登記官に提出しその旨記録させたものの。
12	RCC	H17.11.7	警視庁	破綻金融機関 の債務者ら3人	強制執行妨害(仮装 譲渡)等	強制執行を逃れる目的で、建物が未登記であったことを奇貨として、登記官に虚偽の表示登記申請書を提出し、その旨登記させたものの。
13	RCC	H17.11.7	栃木県警	破綻金融機関 の債務者	競売妨害(威力)	競売手続き中の担保物件に、暴力団である旨の張り紙3枚を掲示したものの。
14	RCC	H17.12.7	大阪府警	破綻金融機関 の債務者ら2人	強制執行妨害(隠匿)	強制執行を逃れる目的で、不動産取引による代金債権及び現金を隠匿したものの。
15	RCC	H17.12.15	大阪府警	破綻金融機関 の債務者ら3人	詐欺(中抜き)	根抵当権の設定された土地を任意売却するにあたり、真実の売買価格よりも低価格の売買価格を申告して抵当権を抹消させたものの。
16	RCC	H18.1.31	京都府警	破綻金融機関 の債務者ら2人	詐欺(中抜き)	根抵当権の設定された土地を任意売却するにあたり、真実より低い売却価格が記載された担保解除依頼書を提出し、根抵当権を抹消させたものの。
17	RCC	H18.3.23	大阪府警	破綻金融機関 の債務者	詐欺未遂	連帯保証債務の支払いに関し、所有の土地、建物を任意売却するにあたり、真実の売却価格より低い虚偽の売却価格を申告し、強制執行不執行の合意を締結し財産上不法の利益を得ようとしたが、その目的を遂げなかったものの。

(10)民事責任追及状況 (提訴分)

平成 18年3月31日までの累計

		預金保険機構 (注 3)		整理回収機構						合 計	
				整理回収銀行 (注 4)		住管機構 (注 5)		整理回収機構 (注 6)			
		件数	請求金額 (円)	件数	請求金額 (円)	件数	請求金額 (円)	件数	請求金額 (円)	件数	請求金額 (円)
経営者責任 (注 1)	破綻金融機関	17	381 億 3,230 万	15	302 億 3,835 万			86	474 億 6,309 万	118	1,158 億 3,374 万
	住専					1	35 億 9,500 万	3	9 億	4	44 億 9,500 万
紹介者責任 (注 2)						2	50 億 1,446 万			2	50 億 1,446 万
計		17	381 億 3,230 万	15	302 億 3,835 万	3	86 億 946 万	89	483 億 6,309 万	124	1,253 億 4,320 万

注 1 破綻金融機関及び住専の旧経営者 (取締役 , 理事 , 監査役 , 監事を意味する)のほかその遺族 , 従業員及びその他共同不法行為者に対する責任追及訴訟のこと。

注 2 住専に融資を紹介した金融機関に対し , その責任を追及する訴訟のこと。

注 3 預金保険機構自らが原告となり提訴したもの及び預金保険機構が破綻金融機関の金融整理管財人として提訴に関与したもの。

注 4 整理回収銀行自らが原告となり提訴したもの及び整理回収銀行において破綻金融機関が提訴した訴訟を引受承継したもの (注 3該当分を除く)。

注 5 住管機構自らが原告となり提訴したもの。

注 6 整理回収機構自らが原告となり提訴したもの及び整理回収機構において破綻金融機関が提訴した訴訟を引受承継したもの (注 3該当分を除く)。

(11) 立入検査の実施状況

(単位：金融機関数)

年度	検査実施金融機関数	検査実施金融機関数		
		銀行	信用金庫	信用組合
13	39	2	14	23
14	66	1	31	34
15	100	10	56	34
16	113	17	66	30
17	105	14	69	22
計	423	44	236	143

- (注) 1. 年度は検査事務年度(7月～翌年6月)。
 2. 金融庁等との同行検査を含む。
 3. 信用組合には、全国信用協同組合連合会を含む。

平成16検査事務年度(16年7月～17年6月)における検査実施状況

銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)島根銀行	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.8
2	(株)親和銀行	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.20	H17.2.4
3	(株)びわこ銀行	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.1.27
4	野村信託銀行(株)	H16.9.16	H16.9.28	H16.10.8	H17.4.27
5	オリックス信託銀行(株)	H16.11.1	H16.11.10	H16.11.18	H17.4.27
6	エス・ジー・信託銀行(株)	H16.11.1	H16.11.10	H16.11.18	H17.4.27
7	資産管理サービス信託銀行(株)	H16.11.29	H16.12.7	H16.12.15	H17.4.27
8	(株)大東銀行	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.5.13
9	日本振興銀行(株)	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.1	H17.4.5
10	三井アセット信託銀行(株)	H17.2.10	H17.2.24	H17.3.1	H17.5.19
11	(株)高知銀行	H17.2.15	H17.2.28	H17.3.11	H17.6.9
12	農中信託銀行(株)	H17.3.10	H17.3.23	H17.3.28	H17.6.2
13	日証金信託銀行(株)	H17.3.10	H17.3.23	H17.3.28	H17.6.7
14	(株)北海道銀行	H17.4.18	H17.5.10	H17.5.20	H17.8.4
15	(株)北陸銀行	H17.4.18	H17.5.10	H17.5.20	H17.7.28
16	(株)沖縄海邦銀行	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.10.21
17	(株)静岡中央銀行	H17.6.28	H17.7.11	H17.7.22	H17.10.21

信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	紋別信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.29
2	盛岡信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.22
3	三浦藤沢信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H16.12.27
4	東春信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H17.1.25
5	金沢信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.2.16
6	大和信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.27
7	熊本中央信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.2.24
8	函館信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H16.12.27
9	岐阜信用金庫	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.3.7
10	静清信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.3.4

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
11	湯浅信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H16.12.3
12	日生信用金庫	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.1.27
13	宮崎信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.1.27
14	水沢信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.2.28
15	東京シティ信用金庫	H16.10.21	H16.11.1	H16.11.15	H17.4.11
16	豊川信用金庫	H16.10.21	H16.11.1	H16.11.11	H17.3.10
17	水島信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.2.3
18	三津浜信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.11	H17.3.22
19	日田信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.11	H17.3.28
20	銚子信用金庫	H16.11.4	H16.11.24	H16.12.15	H17.5.12
21	宮城第一信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.5.12
22	太平信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.4.18
23	大阪市信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.10	H17.4.7
24	西九州信用金庫	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.4.15
25	熊本第一信用金庫	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.5.20
26	仙台信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.28	H17.5.11
27	湘南信用金庫	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.5.13
28	多野信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.5.12
29	鹿沼相互信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.5.12
30	三重信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
31	福岡ひびき信用金庫	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.6.21
32	高鍋信用金庫	H16.12.22	H17.1.19	H17.1.28	H17.5.13
33	甲府信用金庫	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.3
34	大阪厚生信用金庫	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.16
35	防府信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.6.9
36	徳島信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.5.19
37	コザ信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.5.13
38	京都北都信用金庫	H17.2.15	H17.3.1	H17.3.11	H17.6.13
39	高崎信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.9.12
40	館山信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.7.4
41	湖東信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.6.24
42	西兵庫信用金庫	H17.3.16	H17.4.5	H17.4.14	H17.9.12
43	敦賀信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.7.4
44	しまなみ信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.7.25
45	巢鴨信用金庫	H17.3.17	H17.4.4	H17.4.14	H17.8.25
46	多摩中央信用金庫	H17.3.17	H17.4.4	H17.4.14	H17.9.20
47	伊達信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.12
48	秋田ふれあい信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.9
49	さがみ信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.12
50	桐生信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.8.19
51	柏崎信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.12
52	観音寺信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.10.24
53	鹿児島信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.12
54	土別信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.10.24
55	下北信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.9.12
56	芝信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.16	H17.11.8
57	青木信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.17	H17.11.4
58	栃木信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.16	H17.12.2
59	飯田信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.12.1
60	中兵庫信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.9.12
61	石動信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	H17.12.2
62	福島信用金庫	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.10.24
63	平塚信用金庫	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.12.2
64	北群馬信用金庫	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.12.2
65	烏山信用金庫	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.12.2
66	十三信用金庫	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.12.7

信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	函館商工信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.6
2	山形第一信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.1.27
3	熊谷商工信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H16.12.15
4	山口県信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.13
5	北央信用組合	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.4.15
6	江東信用組合	H16.9.16	H16.9.28	H16.10.7	H17.3.29
7	大阪府医師信用組合	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.8	H16.12.9
8	室蘭商工信用組合	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.4.14
9	秋田県信用組合	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.3.28
10	イオ信用組合	H16.11.4	H16.11.24	H16.12.7	H17.4.21
11	札幌中央信用組合	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.5.13
12	小田原第一信用組合	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.3.31
13	愛知県医療信用組合	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.5.19
14	全国信用協同組合連合会	H16.11.29	H16.12.7	H16.12.15	H17.2.8
15	いわき信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
16	東京建設信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.8
17	滋賀県民信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
18	九州幸銀信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.28	H17.5.12
19	石巻商工信用組合	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.3
20	警視庁職員信用組合	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.5.31
21	島根益田信用組合	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.3	H17.6.9
22	福島県商工信用組合	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.8.19
23	飛騨信用組合	H17.3.16	H17.4.5	H17.4.14	H17.8.19
24	会津商工信用組合	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.8.18
25	朝日新聞信用組合	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	H17.9.20
26	杜陵信用組合	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.15	H17.10.24
27	長崎商銀信用組合	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.16	H17.10.24
28	あすか信用組合	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.12.12
29	協栄信用組合	H17.6.28	H17.7.12	H17.7.22	H17.10.24
30	毎日信用組合	H17.6.28	H17.7.11	H17.7.21	H17.10.26

平成 17 検査事務年度 (17 年 7 月 ~ 18 年 6 月) における検査実施状況

平成 18 年 6 月 30 日現在

銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)中京銀行	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H18.1.23
2	(株)八千代銀行	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.1.27
3	(株)みちのく銀行	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.5.15
4	(株)近畿大阪銀行	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.18
5	(株)千葉銀行	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.17	
6	(株)八十二銀行	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.17	H18.6.26
7	(株)山形しあわせ銀行	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
8	(株)殖産銀行	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
9	(株)三重銀行	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
10	(株)徳島銀行	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
11	(株)第四銀行	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
12	(株)関西アーバン銀行	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
13	(株)東京スター銀行	H18.6.27			
14	(株)宮崎太陽銀行	H18.6.27			

信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	あぶくま信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.15	H18.3.8
2	佐原信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H17.12.2
3	結城信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H17.12.2
4	大垣信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H17.12.2
5	北伊勢上野信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H18.3.8
6	播州信用金庫	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H18.3.8
7	渡島信用金庫	H17.9.21	H17.10.12	H17.10.25	H18.3.8
8	宮古信用金庫	H17.9.21	H17.10.12	H17.10.25	H18.1.23
9	城北信用金庫	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.1.31
10	東京ベイ信用金庫	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.3.8
11	永和信用金庫	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.3.9
12	山口信用金庫	H17.9.21	H17.10.12	H17.10.25	H18.3.8
13	杵島信用金庫	H17.9.21	H17.10.12	H17.10.25	H18.1.23
14	北海信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.24
15	新発田信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.8
16	足利小山信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.24
17	山梨信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.9
18	大阪信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.16
19	遠賀信用金庫	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.24
20	八戸信用金庫	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.24
21	上越信用金庫	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.5.15
22	飯能信用金庫	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.5.24
23	蒲郡信用金庫	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.5.15
24	愛媛信用金庫	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.24
25	二本松信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
26	中栄信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.12
27	磐田信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.12
28	知多信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
29	尼崎信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
30	宇和島信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
31	しまね信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
32	大川信用金庫	H18.1.20	H18.2.6	H18.2.17	H18.5.15
33	白河信用金庫	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.17	H18.6.26
34	新井信用金庫	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.17	H18.6.26
35	遠州信用金庫	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.17	H18.6.23
36	砺波信用金庫	H18.2.21	H18.3.7	H18.3.17	H18.6.26
37	萩信用金庫	H18.2.21	H18.3.7	H18.3.17	H18.6.26
38	幡多信用金庫	H18.2.21	H18.3.7	H18.3.17	H18.6.26
39	南郷信用金庫	H18.2.21	H18.3.7	H18.3.17	H18.6.26
40	会津信用金庫	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
41	長岡信用金庫	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
42	東京三協信用金庫	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
43	アルプス中央信用金庫	H18.3.22	H18.4.11	H18.4.21	
44	富山信用金庫	H18.3.22	H18.4.11	H18.4.21	
45	福井信用金庫	H18.3.22	H18.4.11	H18.4.21	
46	豊田信用金庫	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
47	筑後信用金庫	H18.3.22	H18.4.11	H18.4.21	
48	北見信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
49	十和田信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.29	
50	新庄信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.29	
51	城南信用金庫	H18.4.24	H18.5.16	H18.5.26	
52	佐野信用金庫	H18.4.24	H18.5.16	H18.5.26	
53	半田信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
54	のと共栄信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
55	神戸信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
56	玉島信用金庫	H18.4.24	H18.5.17	H18.5.30	
57	釧路信用金庫	H18.5.31	H18.6.13	H18.6.23	
58	仙南信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.22	
59	村上信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.22	
60	横浜信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
61	豊橋信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
62	高山信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.22	
63	きのくに信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
64	下関信用金庫	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.23	
65	留萌信用金庫	H18.6.27			
66	米澤信用金庫	H18.6.27			
67	利根郡信用金庫	H18.6.27			
68	大田原信用金庫	H18.6.27			
69	日新信用金庫	H18.6.27			

信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	都留信用組合	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.16	H17.12.2
2	東信用組合	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.15	H17.12.12
3	のぞみ信用組合	H17.8.18	H17.9.5	H17.9.15	H18.1.23
4	三條信用組合	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.1.23
5	山梨県民信用組合	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.1.23
6	富士信用組合	H17.9.21	H17.10.11	H17.10.25	H18.1.23
7	東京都職員信用組合	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.24
8	横浜商銀信用組合	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.22
9	房総信用組合	H17.10.27	H17.11.14	H17.11.29	H18.3.24
10	愛知県警察信用組合	H17.10.27	H17.11.15	H17.11.29	H18.3.8
11	福江信用組合	H17.10.27	H17.11.15	H17.11.29	H18.3.8
12	東京消防信用組合	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.24
13	東京証券信用組合	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.23
14	愛知県医師信用組合	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.16	H18.3.24
15	神戸市職員信用組合	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.24
16	熊本県医師信用組合	H17.11.30	H17.12.15	H18.1.17	H18.3.24
17	太陽信用組合	H18.1.20	H18.2.7	H18.2.17	H18.5.15
18	北部信用組合	H18.1.20	H18.2.7	H18.2.17	H18.5.12
19	神奈川県歯科医師信用組合	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.16	H18.6.26
20	中央信用組合	H18.2.21	H18.3.6	H18.3.16	H18.6.26
21	真岡信用組合	H18.3.22	H18.4.10	H18.4.21	
22	あすなる信用組合	H18.5.31	H18.6.12	H18.6.22	

(1 2) 資金調達の概要 (平成 1 8 年度)

(第 1 表) 各勘定別資金調達の概要

	一 般 勘 定	危 機 対 応 勘 定	金 融 再 生 勘 定	早 期 健 全 化 勘 定	産 業 再 生 勘 定	金 融 機 能 強 化 勘 定
借入れ・債券発行						
根 拠 法 令	預金保険法第 4 2 条第 1 項及び第 2 項	預金保険法第 1 2 6 条第 1 項	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 6 5 条第 1 項	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 1 6 条第 1 項	株式会社産業再生機構法第 4 9 条第 1 項及び第 2 項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 4 4 条第 1 項
限 度 額	2 1 . 1 8 兆円 (預金保険法施行令第 2 条)	1 8 . 6 兆円 (預金保険法施行令第 2 9 条)	8 . 9 7 兆円 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令第 1 3 条)	7 . 8 兆円 (金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令第 5 条)	0 . 1 5 兆円 (株式会社産業再生機構法施行令第 4 条)	2 兆円 (金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第 3 3 条)
形 態 (調達先)	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行	(1)借入 〔 金融機関その他の者 日本銀行 〕 (2)債券発行
資 金 使 途	・ 保険金の支払 ・ 資金援助 ・ 預金等債権の買取り ・ 承継銀行設立のための出資 ・ 承継銀行への貸付け等 ・ 破綻金融機関への貸付け ・ その他	・ 機構による株式等の引受等 ・ 被管理金融機関への資金援助 ・ 特別危機管理銀行への資金援助 ・ その他	・ 金融機関等からの資産買取り ・ 協定銀行への株式等の引受等に要する資金の貸付け (旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律に基づくもの) ・ その他	・ 協定銀行への株式等の引受等に要する資金の貸付け ・ 協定銀行への損失補てん ・ その他	・ 産業再生機構に対する出資 ・ その他	・ 協定銀行への株式等の引受等又は信託受益権等の買取りのため等に必要とする資金の貸付け (旧組織再編成促進特別措置法に基づくもの) ・ 協定銀行への損失補てん ・ その他
政 府 保 証						
根 拠 法 令	預金保険法第 4 2 条の 2	預金保険法第 1 2 6 条第 2 項	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 6 6 条	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 1 7 条	株式会社産業再生機構法第 5 0 条	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 4 5 条
平成 1 8 年度の 予算総則計上	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 1 9 兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 1 7 兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 7 兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 5 兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 0 . 1 5 兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (1 8 年度当初 2 兆円)

(第2表) 各年度末における資金調達残高

(単位: 億円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
一般勘定	53,146	42,675	29,720
うち債券発行による 調達	11,400	21,400	26,800
危機対応勘定	19,604	19,534	19,436
うち債券発行による 調達	-	16,000	16,000
金融再生勘定	46,649	41,196	32,700
うち債券発行による 調達	12,000	29,000	32,700
早期健全化勘定	79,331	65,239	46,000
うち債券発行による 調達	66,600	55,400	46,000
金融機能強化勘定	-	-	60
経営基盤強化勘定	61	60	-
合 計	198,791	168,704	127,916
うち債券発行による 調達	90,000	121,800	121,500

- (注) 1. 平成15年4月1日に「特例業務勘定」に属する資産及び負債は「一般勘定」に承継。
2. 平成11年10月より、「早期健全化勘定」において債券発行を実施。
3. 平成15年4月より、「一般勘定」及び「金融再生勘定」において債券発行を実施。
4. 平成16年4月より、「危機対応勘定」において債券発行を実施。
5. 平成17年4月1日に「経営基盤強化勘定」に属する資産及び負債は「金融機能強化勘定」に承継。

3 . 財務状況

預金保険機構の各勘定の概要

単位未満切捨て

勘定名	勘定の概要	17 年度末剰余金・欠損金 (▲)	17 年度利益金・損失金 (▲)	主な要因
一般勘定	・金融機関破綻時のペイオフコスト内の資金援助。 ・預保法に基づく金融機関の資産買取に係る協定銀行に対する資金の貸付。 協定銀行買取資産の処分等に係る利益金の収納・損失金の補填。 ・保険料の収納。	▲ 24,549 億円	5,221 億円	保険料収入 5,377 億円 協定銀行納付金収入 1,552 億円 国庫納付金 ▲ 1,565 億円
危機対応勘定	・金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応。 ・預保法に基づく資本増強により、りそなホールディングス優先・普通株式を保有(17年度末簿価19,572億円)。	144 億円	85 億円	りそなホールディングス株式の配当金 97 億円
金融再生勘定	・特別公的管理銀行(旧長銀、旧日債銀)に係る処理。 ・再生法53条に基づく健全金融機関からの資産の買取りに係る特定協定銀行に対する資金の貸付。 特定協定銀行買取資産の処分等に係る利益金の収納・損失金の補填。 ・旧安定化法に基づく資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付。 協定銀行保有(一部は預保保有)の優先株式等(資本増強額18,156億円→17年度末残高2,220億円)の処分等に係る利益金の収納・損失金の補填等。	▲ 6,846 億円	1,650 億円	資産買取事業収入 1,179 億円 特定協定銀行納付金収入 691 億円 資産買取事業費 ▲ 530 億円 協定銀行損失補填金 ▲ 283 億円 貸倒引当金繰入 ▲ 2,132 億円 貸倒引当金戻入 2,850 億円
早期健全化勘定	・早期健全化法に基づく資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付。 協定銀行保有の優先株式等(資本増強額86,053億円→17年度末残高45,593億円)の処分等に係る利益金の収納・損失金の補填。	3,455 億円	1,983 億円	協定銀行納付金収入 1,999 億円
金融機能強化勘定	・金融機能強化法(16年8月施行)に基づく資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付。 ・現在まで業務実績なし。資本増強申込期限は20年3月末。	2 億円	2 億円	協定銀行納付金収入 2 億円
(経営基盤強化勘定)	・組織再編法に基づく資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付。協定銀行の関東つくば銀行に対する劣後ローン(17年度末簿価 60 億円)に係る利益金の収納・損失金の補填。 ・本勘定は 16 年度末に廃止済み(金融機能強化勘定に資産及び負債を承継)。			
住専勘定	・旧住専7社から譲り受けた貸付債権等の回収を行う債権処理会社との間における助成金の交付、借入債務の保証、納付金の収納。	▲ 2,873 億円	▲ 627 億円	業務推進助成金 ▲ 787 億円 金融安定化拠出基金の運用益 160 億円
産業再生勘定	・産業再生機構に対する出資(出資金497億円、17年度末)。	▲ 0.1 億円	▲ 0.04 億円	一般管理費 ▲ 0.04 億円

(注)「特例業務勘定」(ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理)は、14 年度末に廃止済み(一般勘定に資産および負債を承継)。

貸借対照表及び損益計算書

(1) 一般勘定

貸 借 対 照 表
(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	16,340	(流 動 負 債)	792,864
現金・預金	518	短期借入金	292,000
預け金	1,740	預金保険機構債券(1年内償還)	500,000
有価証券	13,527	未払金	391
仮払金	386	未払費用	178
前払費用	120	預り金	20
未収収益	43	前受収益	215
未収金	3	仮受金	58
貸倒引当金	0		
(固 定 資 産)	799,827	(固 定 負 債)	2,480,464
資金援助事業資産	30,600	預金保険機構債券	2,180,000
買収資産	69,768	長期前受収益	342
求償権	150	退職給与引当金	122
貸倒引当金	39,317	保証債務	
協定承継銀行事業資産		協定銀行保証債務	300,000
協定承継銀行株式	4,170		
協定銀行事業資産	764,500	(負 債 合 計)	3,273,329
協定銀行株式	12,000		
協定銀行貸付金	452,500	(資 本 金)	455
協定銀行保証債務見返	300,000	政府出資金	150
有形固定資産	310	日本銀行出資金	150
建物	259	民間出資金	155
工具・器具・備品	51		
無形固定資産	2	(欠 損 金)	2,454,926
投資その他の資産		繰越欠損金	2,977,048
敷金・保証金	244	当期利益金	522,122
		(資 本 合 計)	2,454,471
(繰 延 資 産)	2,689		
債券発行費	1,677		
債券発行差金	1,012		
資 産 合 計	818,857	負 債 ・ 資 本 合 計	818,857

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書
(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	218,033	(経 常 収 益)	740,157
資金援助事業費	1,774	保険料収入	
金銭贈与	807	保険料	537,769
買収資産損	416	資金援助事業収入	1,898
買収資産事務費	16	買収資産収入	934
管理回収業務委託費	533	買収資産益	964
過年度保険料払戻金	154	協定銀行事業収入	156,760
国庫納付金	156,522	協定銀行貸付金利息収入	1,505
協定銀行損失補填金	4,061	協定銀行納付金収入	155,254
一般管理費	5,808	協定承継銀行負担金収入	35
貸倒引当金繰入	39,318	金銭贈与返納金	971
事業外費用	10,392	貸倒引当金戻入	42,124
借入金利息	199	事業外収益	597
債券利息	8,163		
借入金事務費	0		
債券事務費	31		
債券発行費償却	1,568		
債券発行差金償却	430		
(特 別 損 失)			
固定資産除却損	1		
(当 期 利 益 金)	522,122		
合 計	740,157	合 計	740,157

(注) 1：当期利益金522,122百万円は、預金保険法施行規則第15条第1項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

2：各計数は、単位未満切捨て。

- 重要な会計方針等
 - 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
 - 2. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

資金援助事業資産	16百万円
有形固定資産	159百万円
 - 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。
 - (2) 退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
 - 4. その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - (2) 繰延資産の処理方法
 - 債券発行費
3年間で均等償却している。
 - 債券発行差金
債券の償還期限までの期間で均等償却している。
 - (3) 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。

(2) 危機対応勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	383	(流 動 負 債)	344,190
現金・預金	176	短期借入金	343,600
未収収益	207	未払金	0
未収金	0	未払費用	263
		前受収益	326
(固 定 資 産)		(固 定 負 債)	1,601,008
取得株式等	1,957,270	預金保険機構債券	1,600,000
(繰 延 資 産)	1,946	長期前受収益	1,008
債券発行費	1,410	退職給与引当金	0
債券発行差金	535		
		(負 債 合 計)	1,945,199
		(剰 余 金)	
		利益剰余金	14,400
		積立金	5,828
		当期利益金	8,571
		(資 本 合 計)	14,400
資 産 合 計	1,959,599	負 債 ・ 資 本 合 計	1,959,599

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	1,619	(経 常 収 益)	10,191
一般管理費	11	取得株式等事業収入	
事業外費用	1,608	取得株式等配当金	9,798
借入金利息	30	事業外収益	393
債券事務費	27		
債券発行費償却	1,410		
債券発行差金償却	140		
(当 期 利 益 金)	8,571		
合 計	10,191	合 計	10,191

(注) 1. 当期利益金8,571百万円は、預金保険法施行規則第3条の規定により、次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

2. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費

3年間で均等償却している。

債券発行差金

債券の償還期限までの期間で均等償却している。

(3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

(3) 金融再生勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	490,576	(流 動 負 債)	1,301,635
現金・預金	178	預金保険機構債券(1年内償還)	1,300,000
預け金	2,997	未払金	141
有価証券	484,234	未払費用	371
仮払金	320	前受収益	283
前払費用	154	仮受金	837
未収収益	868		
未収金	1,822	(固 定 負 債)	1,970,600
貸倒引当金	0	預金保険機構債券	1,970,000
		長期前受収益	580
(固 定 資 産)	2,093,704	退職給与引当金	20
資産買取事業資産	1,987,880		
買取資産	2,201,112	(負 債 合 計)	3,272,235
貸倒引当金	213,232		
有形固定資産	21	(欠 損 金)	684,640
建物	13	繰越欠損金	849,687
工具・器具・備品	7	当期利益金	165,046
無形固定資産	0		
投資その他の資産	105,803	(資 本 合 計)	684,640
特定協定銀行貸付金	69,900		
協定銀行貸付金	35,900		
敷金・保証金	3		
(繰 延 資 産)	3,313		
債券発行費	1,895		
債券発行差金	1,418		
資 産 合 計	2,587,594	負 債 ・ 資 本 合 計	2,587,594

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	307,764	(経 常 収 益)	472,811
資産買取事業費	53,001	資産買取事業収入	117,975
買取資産損	51,580	買取資産収入	30,163
買取資産事務費	476	買取資産益	87,811
管理回収業務委託費	421	特定協定銀行納付金収入	69,196
資産買取業務委託費	521	特定協定銀行貸付金利息収入	431
協定銀行損失補填金	28,347	協定銀行貸付金利息収入	175
一般管理費	682	貸倒引当金戻入	285,028
貸倒引当金繰入	213,232	事業外収益	4
事業外費用	12,500		
借入金利息	78		
債券利息	10,122		
債券事務費	34		
債券発行費償却	1,853		
債券発行差金償却	411		
(特 別 損 失)			
固定資産除却損	0		
(当 期 利 益 金)	165,046		
合 計	472,811	合 計	472,811

(注) 1. 当期利益金165,046百万円は、金融再生法施行規則第24条第2項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 8百万円

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保等による回収見込額並びに債務者の財政状態及び経営成績を考慮した回収見込額を減額し、その残額について貸倒引当金を計上している。上記以外の債権については合理的と認めた貸倒率に基づき計上している。

(2) 退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費

3年間で均等償却している。

債券発行差金

債券の償還期限までの期間で均等償却している。

(3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

(4) 早期健全化勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	387,989	(流 動 負 債)	1,800,791
現金・預金	103	預金保険機構債券(1年内償還)	1,800,000
有価証券	387,263	未払金	25
仮払金	126	未払費用	300
未収収益	497	前受収益	465
未収金	0		
(固 定 資 産)	4,557,497	(固 定 負 債)	2,800,781
有形固定資産	4	預金保険機構債券	2,800,000
建物	3	長期前受収益	779
工具・器具・備品	0	退職給与引当金	1
無形固定資産	0		
投資その他の資産	4,557,493	(負 債 合 計)	4,601,572
協定銀行貸付金	4,557,492		
敷金・保証金	1	(剰 余 金)	
		利益剰余金	345,544
(繰 延 資 産)	1,629	積立金	147,189
債券発行費	917	当期利益金	198,355
債券発行差金	712		
		(資 本 合 計)	345,544
資 産 合 計	4,947,117	負 債 ・ 資 本 合 計	4,947,117

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位:百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	24,430	(経 常 収 益)	222,786
一般管理費	67	協定銀行納付金収入	199,901
事業外費用	24,362	協定銀行貸付金利息収入	22,880
借入金利息	49	事業外収益	4
債券利息	20,249		
借入金事務費	0		
債券事務費	1,560		
債券発行費償却	1,979		
債券発行差金償却	524		
(特 別 損 失)			
固定資産除却損	0		
(当 期 利 益 金)	198,355		
合 計	222,786	合 計	222,786

(注) 1. 当期利益金198,355百万円は、早期健全化法施行規則第8条第1項の規定により、次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 2百万円
3. 引当金の計上基準
退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - (2) 繰延資産の処理方法
債券発行費
3年間で均等償却している。
債券発行差金
債券の償還期限までの期間で均等償却している。
 - (3) 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。

(5) 住専勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	5,085	(流 動 負 債)	287,382
現金・預金	79	未払金	287,364
有価証券	4,994	前受収益	17
未収収益	11		
未収金	0	(固 定 負 債)	1,304,271
(固 定 資 産)	2,313,321	退職給与引当金	10
有形固定資産	55	日本銀行返還条件付拠出金	100,000
建物	50	資産見返負担金	157
工具・器具・備品	4	保証債務	1,204,104
無形固定資産	1	(特別法上の引当金等)	
投資その他の資産	2,313,264	金融安定化拠出基金	1,009,060
金融安定化拠出基金資産	909,060	民間拠出金見返	1,007,000
関係会社株式	200,000	運用収入見返	2,060
敷金・保証金	100		
保証債務見返	1,204,104	(負 債 合 計)	2,600,714
		(資 本 金)	
		政府出資金	5,000
		(欠 損 金)	287,307
		繰越欠損金	224,539
		当期損失金	62,767
		(資 本 合 計)	282,307
資 産 合 計	2,318,407	負 債 ・ 資 本 合 計	2,318,407

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	95,150	(経 常 収 益)	32,382
債権処理会社助成事業費		資産運用収入	
業務推進助成金	78,787	金融安定化拠出基金資産運用収入	16,039
一般管理費	322	特例業務負担金収入	228
金融安定化拠出基金繰入	16,039	金融安定化拠出基金戻入	16,007
		事業外収益	88
(特 別 損 失)		資産見返負担金戻入	18
固定資産除却損	0	(当 期 損 失 金)	62,767
合 計	95,150	合 計	95,150

(注) 1. 当期損失金62,767百万円は、住専法施行規則第5条第2項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 46百万円
- 引当金の計上基準
 - 退職給与引当金
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
 - 金融安定化拠出基金
債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、住専法第9条第1項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第2項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税の会計処理方法
税込方式によっている。
 - 収益・費用の計上基準
発生主義によっている。

(6) 産業再生勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	16	(流 動 負 債)	
現金・預金	16	未払金	0
未収金	0	(固 定 負 債)	49,787
(固 定 資 産)		金融機関等拠出金	49,787
産業再生機構株式	49,757	退職給与引当金	0
		(負 債 合 計)	49,787
		(欠 損 金)	13
		繰越欠損金	9
		当期損失金	4
		(資 本 合 計)	13
資 産 合 計	49,773	負 債 ・ 資 本 合 計	49,773

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)		(当 期 損 失 金)	4
一般管理費	4		
合 計	4	合 計	4

(注) 1．当期損失金4百万円は、株式会社産業再生法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令第3条第2項の規定により次期の繰越欠損金として整理する。

2．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

2．その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

(7) 金融機能強化勘定

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流 動 資 産)	258	(流 動 負 債)	6,001
現金・預金	58	短期借入金	6,000
有価証券	199	未払金	0
未収収益	0	未払費用	0
未収金	0		
(固 定 資 産)	6,000	(固 定 負 債)	0
有形固定資産	0	退職給与引当金	0
建物	0		
工具・器具・備品	0	(負 債 合 計)	6,001
投資その他の資産	6,000	(剰 余 金)	
協定銀行貸付金	6,000	利益剰余金	257
敷金・保証金	0	積立金	55
		当期利益金	201
		(資 本 合 計)	257
資 産 合 計	6,259	負 債 ・ 資 本 合 計	6,259

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経 常 費 用)	29	(経 常 収 益)	231
一般管理費	29	協定銀行納付金収入	230
事業外費用		協定銀行貸付金利息収入	0
借入金利息	0	事業外収益	0
(当 期 利 益 金)	201		
合 計	231	合 計	231

(注) 1. 当期利益金201百万円は、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令第4条第1項の規定により次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 28千円

2. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

4 . 統計資料

(第1表)

年度別収支状況

(一般勘定)

(単位：百万円)

年 度	収 入			支 出	差 引 剰 余 金	責 任 準 備 金 等 (年 度 末)
	保 険 料	特例業務基金 受 入 れ	そ の 他 共 計			
昭和46年度	2,800	-	3,090	23	3,066	3,066
47	4,560	-	5,030	43	4,987	8,053
48	5,638	-	6,369	40	6,328	14,381
49	6,364	-	7,563	57	7,505	21,887
50	7,214	-	8,958	61	8,896	30,784
51	8,402	-	10,739	69	10,670	41,454
52	9,401	-	12,252	78	12,174	53,629
53	10,571	-	14,024	105	13,919	67,548
54	11,818	-	16,084	95	15,988	83,536
55	12,767	-	18,392	104	18,288	101,825
56	13,631	-	20,314	127	20,187	122,012
57	20,107	-	28,209	119	28,090	150,103
58	21,624	-	31,519	123	31,396	181,500
59	23,232	-	34,769	118	34,650	216,151
60	25,274	-	38,569	134	38,435	254,586
61	40,739	-	55,236	140	55,096	309,683
62	44,195	-	62,015	155	61,860	371,543
63	48,759	-	68,021	143	67,878	439,421
平成元年度	53,757	-	74,333	146	74,187	513,608
2	60,381	-	87,944	156	87,788	601,396
3	63,202	-	95,154	166	94,987	696,384
4	63,149	-	94,411	20,169	74,241	770,626
5	63,792	-	96,081	46,137	49,944	820,570
6	64,972	-	98,140	42,680	55,459	876,030
7	66,643	-	111,581	601,033	489,452	386,578
8	461,992	-	532,743	1,314,428	781,684	395,106
9	462,956	-	464,317	163,228	301,089	94,017
10	465,003	1,199,232	1,675,820	2,769,430	1,093,610	1,187,627
11	480,736	3,645,679	4,216,932	4,926,059	709,127	1,896,755
12	482,837	3,640,683	4,204,983	5,453,792	1,248,809	3,145,565
13	511,087	667,547	1,288,209	1,940,875	652,666	3,798,231
14	509,944	1,589,874	2,502,074	2,710,347	208,273	4,006,504
15	522,106	-	742,728	230,070	512,657	3,493,847
16	529,386	-	656,581	139,783	516,798	2,977,048
17	537,769	-	740,157	218,034	522,122	2,454,926

(注) 1 . 平成8年度の計数は勘定間収支を除く、一般勘定、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定の合計。

2 . 平成9年度から平成14年度までの計数は勘定間収支を除く、一般勘定及び特例業務勘定の合計。

3 . 各計数は単位未満切捨て

(第2表)

被保険預金残高と責任準備金の推移

(単位：億円、%)

年 度 末	対 象 金 融 機 関 預 金 残 高			責 任 準 備 金 等	
	総 預 金	被保険預金	総 預 金 に 対 する 比 率	金 額	被 保 険 預 金 に 対 する 比 率
昭和46年度	811,947	722,530	89.0	30	0.004
47	1,028,333	908,635	88.4	80	0.009
48	1,163,127	1,041,867	89.6	143	0.014
49	1,298,390	1,166,315	89.8	218	0.019
50	1,506,295	1,361,978	90.4	307	0.023
51	1,694,104	1,536,362	90.7	414	0.027
52	1,898,729	1,720,021	90.6	536	0.031
53	2,134,168	1,929,421	90.4	675	0.035
54	2,355,713	2,098,222	89.1	835	0.040
55	2,551,411	2,271,848	89.0	1,018	0.045
56	2,853,013	2,513,458	88.1	1,220	0.049
57	3,051,152	2,703,014	88.6	1,501	0.056
58	3,314,905	2,904,025	87.6	1,815	0.062
59	3,623,851	3,159,278	87.2	2,161	0.068
60	4,077,602	3,391,086	83.2	2,545	0.075
61	4,538,455	3,667,093	80.8	3,096	0.084
62	5,159,521	4,047,485	78.4	3,715	0.092
63	5,946,267	4,463,968	75.1	4,394	0.098
平成元年度	6,852,420	5,015,977	73.2	5,136	0.102
2	7,034,589	5,266,860	74.9	6,013	0.114
3	6,949,005	5,262,427	75.7	6,963	0.132
4	6,950,136	5,316,070	76.5	7,706	0.145
5	7,049,752	5,414,448	76.8	8,205	0.152
6	7,103,498	5,557,112	78.2	8,760	0.158
7	7,176,043	5,506,005	76.7	3,865	0.070
8	7,134,798	5,512,708	77.3	3,951	-
9	7,057,720	5,563,935	78.8	940	-
10	7,032,599	5,727,299	81.4	11,876	-
11	6,983,820	5,757,174	82.4	18,967	-
12	7,288,638	6,115,127	83.9	31,455	-
13	7,185,434	6,093,748	84.8	37,982	-
14	7,085,972	6,225,563	87.9	40,065	-
15	7,098,112	6,272,579	88.4	34,938	-
16	7,201,452	6,345,046	88.1	29,770	-
17	7,248,347	6,435,077	88.8	24,549	-

(注)1. 総預金は、預金（定期預金、掛金、金銭信託、外貨預金等を含む）と譲渡性預金の合計額。

2. 被保険預金は、総預金から預金保険法施行令3条及び3条の2の各号の預金等を控除した預金額（平成15年度分より、預金保険法69条の2に基づく特定決済債務を加算した額）。

3. 対象金融機関預金残高は、第1回納付時に提出された保険料計算書の額を記載。また、保険料算出の対象となる預金残高は、平成13年度分より末残から平残に移行。

4. 平成8年度の責任準備金等の額は一般勘定、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定の合計額。

5. 平成9年度から平成14年度までの責任準備金等の額は一般勘定、特例業務勘定の合計額。

(第3表) 業態別被保険預金残高の推移

計算対象年度	銀			行		
	都 銀	地 銀	地 銀	信 託 銀	長 信 銀	その他共計
昭和46年度	291,887	155,820	72,288	75,116	12,637	607,750
47	361,652	197,881	92,459	94,890	17,161	764,045
48	390,376	234,971	112,806	107,608	19,287	865,050
49	422,095	265,368	130,193	123,123	20,553	961,334
50	492,275	309,839	150,886	144,659	24,935	1,122,596
51	549,675	349,357	168,818	168,873	27,538	1,264,263
52	616,978	392,214	189,451	191,583	28,495	1,418,723
53	680,346	447,170	216,149	216,163	29,437	1,589,268
54	716,846	495,561	238,518	235,449	30,907	1,717,282
55	775,501	534,743	257,619	254,979	32,884	1,855,727
56	858,768	594,977	284,712	280,850	35,043	2,054,352
57	909,629	640,991	305,732	314,175	36,305	2,206,833
58	980,934	683,330	324,447	347,616	38,164	2,374,493
59	1,075,850	762,326	331,951	375,228	41,284	2,586,642
60	1,170,486	799,476	344,605	379,637	41,196	2,735,402
61	1,288,293	866,218	370,452	398,136	41,726	2,964,827
62	1,459,750	959,959	400,190	413,042	46,898	3,279,841
63	1,589,598	1,072,074	441,791	460,638	51,540	3,615,643
平成元年度	1,802,093	1,201,684	479,043	503,841	63,691	4,050,355
2	1,848,995	1,252,643	507,226	551,850	56,579	4,217,296
3	1,751,883	1,291,490	516,815	571,262	43,776	4,175,226
4	1,691,690	1,332,504	527,077	593,789	44,691	4,189,754
5	1,696,570	1,370,506	538,795	598,415	43,472	4,247,760
6	1,724,138	1,426,305	557,946	586,288	45,403	4,340,712
7	1,707,172	1,446,151	558,640	528,250	45,475	4,286,763
8	1,687,664	1,471,323	558,179	519,235	45,667	4,282,069
9	1,722,444	1,506,152	555,491	494,825	45,878	4,324,884
10	1,785,083	1,547,720	589,905	494,454	50,901	4,468,119
11	1,814,901	1,604,219	539,327	484,961	45,825	4,489,267
12	1,931,006	1,743,598	559,177	487,942	70,167	4,792,292
13	2,001,671	1,735,006	553,258	459,941	29,935	4,780,983
14	2,162,437	1,765,101	527,085	435,878	39,084	4,932,565
15	2,201,857	1,734,728	538,755	420,536	43,185	4,944,609
16	2,242,335	1,771,588	521,797	401,455	-	4,989,792
17	2,291,286	1,790,966	528,290	386,106	-	5,059,495

(注)地銀 は、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。

昭和62年度までは相互銀行の計数。平成12年度から信金中央金庫等が対象に加わった。

長信銀は平成16年度からその他共計に記載。

納付時期は、計算対象年度の翌年度。

(単位：億円)

信 金	信 組	労 金	連合会	合 計	年 度 末
91,606	23,172	-	-	722,530	昭和46年度
116,029	28,560	-	-	908,635	47
141,955	34,861	-	-	1,041,867	48
163,468	41,512	-	-	1,166,315	49
190,080	49,301	-	-	1,361,978	50
216,394	55,704	-	-	1,536,362	51
239,440	61,857	-	-	1,720,021	52
270,837	69,315	-	-	1,929,421	53
303,716	77,223	-	-	2,098,222	54
331,628	84,492	-	-	2,271,848	55
366,036	93,070	-	-	2,513,458	56
394,910	101,270	-	-	2,703,014	57
420,747	108,784	-	-	2,904,025	58
456,069	116,566	-	-	3,159,278	59
484,121	123,722	47,840	-	3,391,086	60
519,093	131,878	51,294	-	3,667,093	61
567,384	145,514	54,745	-	4,047,485	62
625,745	163,494	59,085	-	4,463,968	63
709,725	191,724	64,171	-	5,015,977	平成元年度
767,348	213,072	69,142	-	5,266,860	2
798,761	214,737	73,702	-	5,262,427	3
829,330	218,542	78,443	-	5,316,070	4
857,354	225,885	83,448	-	5,414,448	5
896,321	231,583	88,494	-	5,557,112	6
912,241	215,127	91,873	-	5,506,005	7
925,522	209,762	95,353	-	5,512,708	8
937,257	200,987	100,805	-	5,563,935	9
961,186	192,674	105,319	-	5,727,299	10
973,718	184,403	109,784	-	5,757,174	11
1,022,015	178,539	117,096	5,185	6,115,127	12
1,017,477	165,993	123,038	6,256	6,093,748	13
1,009,185	145,628	130,887	7,295	6,225,563	14
1,034,420	150,156	135,272	8,119	6,272,579	15
1,053,286	153,993	138,994	8,979	6,345,046	16
1,070,992	157,690	141,518	5,381	6,435,077	17

(第4表)

預金保険対象金融機関数の推移

年 度 末	銀 行						信金	信組	労金	連合会	合計**
	都銀	地銀	地銀 *	信託銀	長信銀	その他共計					
昭和46年度	14	61	71	7	3	156	483	524			1,163
47	14	63	72	7	3	159	484	508			1,151
48	13	63	72	7	3	158	484	498			1,140
49	13	63	72	7	3	158	476	492			1,126
50	13	63	72	7	3	158	471	489			1,118
51	13	63	71	7	3	157	469	488			1,114
52	13	63	71	7	3	157	468	490			1,115
53	13	63	71	7	3	157	466	486			1,109
54	13	63	71	7	3	157	462	484			1,103
55	13	63	71	7	3	157	461	476			1,094
56	13	63	71	7	3	157	456	474			1,087
57	13	63	71	7	3	157	456	469			1,082
58	13	63	71	7	3	157	456	469			1,082
59	13	64	69	7	3	156	456	462			1,074
60	13	64	69	11	3	160	456	449			1,065
61	13	64	68	16	3	164	455	447	47		1,113
62	13	64	68	16	3	164	455	440	47		1,106
63	13	64	68	16	3	164	455	419	47		1,085
平成元年度	13	64	68	16	3	164	454	415	47		1,080
2	12	64	68	16	3	163	451	408	47		1,069
3	11	64	68	16	3	162	440	398	47		1,047
4	11	64	66	16	3	160	435	394	47		1,036
5	11	64	65	21	3	164	428	384	47		1,023
6	11	64	65	23	3	167	421	374	47		1,009
7	11	64	65	30	3	174	416	370	47		1,007
8	10	64	65	33	3	176	410	364	47		997
9	10	64	64	33	3	176	401	352	47		976
10	9	64	61	34	3	173	396	323	41		933
11	9	64	60	33	3	171	386	292	41		890
12	9	64	57	31	3	167	372	281	40	3	863
13	7	64	56	29	3	164	349	247	21	3	784
14	7	64	53	27	2	158	326	191	21	3	699
15	7	64	50	27	2	155	306	181	13	3	658
16	7	64	48	27	1	154	298	175	13	3	643
17	6	64	47	24	1	148	292	172	13	3	628

* 地銀 は、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。

昭和62年度までは相互銀行の計数。

** 合計には、金融整理管財人による管理処分を受けた先を含む。

5 . 組織、機構

(1) 運営委員会委員、役員等一覧

平成 1 8 年 7 月 1 日現在

運営委員会委員

委員長（理事長）	永田 俊一
委員＜五十音順＞	大前 孝治（社団法人全国信用金庫協会会長）
同	岡田 康彦（社団法人全国労働金庫協会理事長）
同	畔柳 信雄（全国銀行協会会長）
同	瀬谷 俊雄（社団法人全国地方銀行協会会長）
同	成田 正路（日本たばこ産業株式会社顧問）
同	森田 豊（社団法人信託協会会長）
同	吉井 毅（新日本製鐵株式会社常任顧問）
同	吉野 直行（慶應義塾大学経済学部教授）
理 事	廣瀬 権
同	長島 裕
同	波多野睦夫
同	田邊 昌徳

役 員

理事長	永田 俊一
理 事	廣瀬 権
同	長島 裕
同	波多野睦夫
同	田邊 昌徳
監 事（非常勤）	高橋 瞳

機構幹部職員

総 務 部 長	林 藤樹
財 務 部 長	秋山 和美
金融再生部長	吉川 元康
預金保険部長	増川 道夫
特別業務部長	佐藤 方生
検 査 部 長	中澤 健
大阪業務部長	狩野 省市
法務統括室長	高橋 伸幸

(2)預金保険機構の役職員別定員の推移

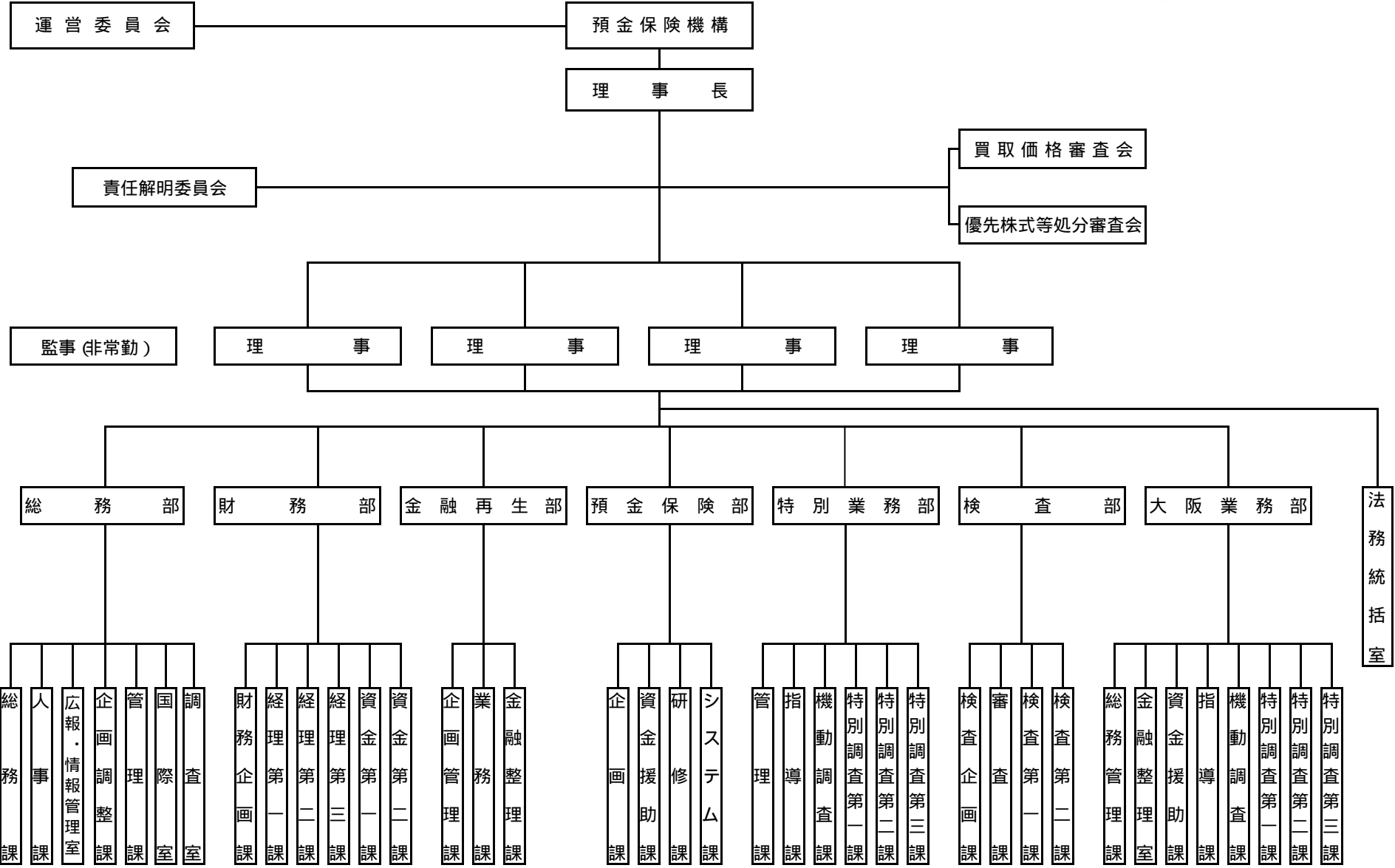
年度	役員				職員						対前年度 増 減	備考
	理事長	理 事	監 事	計	事務局長	部 長	次 長	課 長	調査役等	計		
46.7 設立	(1)	1	(1)	1	1	0	0	0	10	11	-	
50	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	1	
51	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	0	
52	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	2	
53	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
54	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
55	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
56	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
57	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
58	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
59	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	0	
60	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	1	
61	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	0	
62	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	1	
63	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	0	
元	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	0	
2	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	0	
3	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	0	
4	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
5	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	0	
6	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	1	
7	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
8	1	3	(1)	4	0	4	11	10	94	119	107	
9	1	3	(1)	4	-	7	11	14	155	187	68	
10 当初 変更 後	1	3	(1)	4	-	8	14	27	239	288	101	
	1	4	(1)	5	-	10	16	29	278	333	147	
11	1	4	(1)	5	-	11	16	31	275	333	1 1	増員1、定削1
12	1	4	(1)	5	-	11	16	34	292	353	21 1	増員21、定削1
13	1	4	(1)	5	-	11	16	34	320	381	32 4	増員32、定削4
14	1	4	(1)	5	-	13	16	34	346	409	32 4	増員32、定削4
15	1	4	(1)	5	-	13	17	37	331	398	40 51	増員40、定削等51
16	1	4	(1)	5	-	14	16	39	328	397	18 19	増員18、定削等19
17	1	4	(1)	5	-	14	16	38	318	386	0 11	増員0、定削等11
18	1	4	(1)	5	-	14	16	38	305	373	7 20	増員7、定削等20

1.()外書は非常勤

2.部長には法務統括室長、審議役、課長には室長、調査役等には総括調査役、上席調査役、主任、課員を含む

(3)組織図 (平成 18年 7月 1日現在)

平成 1 8 年度末役職員定員 : 378



(付1) 預金保険機構ラウンドテーブルのプログラム及び参加者

1. プログラム

■ 平成 18 年 3 月 13 日 (月)

09:30-09:50 開会式・オリエンテーション

開会挨拶 永田俊一 預金保険機構理事長

Session 1 「定額保護下での円滑・効果的な金融機関破綻処理」

09:50-10:50 「課題提起」

金井達也 預金保険機構金融再生部審議役

11:05-13:15 「米国における銀行破綻処理の経験」

(Mr.) Arthur J. Murton 預金保険・調査局長 米国連邦預金保険公社

「韓国における金融機関の破綻処理」

(Mr.) Taewan Chung 国際室長 韓国預金保険公社

「介入と破綻処理方法」

(Ms.) Michèle Bourque 副総裁 カナダ預金保険公社

14:15-15:15 特別講演「日本経済～長期停滞脱出への長い道のり～」

賀来景英 (株)大和総研顧問

15:15-16:15 「コメント」

(Ms.) Kausaliya Ravichandra 企画局副局長 インド預金保険公社

(Dr.) Nhu Minh Nguyen 調査協力局副局長 ベトナム預金保険公社

(Ms.) Bakytgul Tuyakova 問題銀行処理課長 カザフスタン預金保険基金

(Ms.) Ms. Imelda S. Singzon 副総裁 フィリピン預金保険公社

16:30-17:30 討議・総括

モデレーター：金井達也 預金保険機構金融再生部審議役

■ 3 月 14 日 (火)

Session 2 「金融システムの安定に必要な財源確保の持続可能な枠組み」

09:30-10:25 「課題提起」

玉木伸介 預金保険機構財務部審理役

10:40-13:00 「連邦預金保険法の改正と財源の確保」

(Mr.) Arthur J. Murton 預金保険・調査局長 米国連邦預金保険公社

「金融改革と金融安定のための財源確保」

(Mr.) Johnson Chen 総裁 台湾中央預金保険公社

「寡占的な金融セクターにおける資金調達」

(Ms.) Michèle Bourque 副総裁 カナダ預金保険公社

13:45-14:45 特別講演「金融システム安定政策と公的資金投入」

西村吉正 早稲田大学学術博士教授

14:45-15:40 「コメント」

(Ms.) Tess Leung 銀行開発課長 香港預金保護委員会

(Mr.) Jean Pierre Sabourin 総裁 マレーシア預金保険公社

(Mr.) Der Jiun Chia 企画局長 シンガポール通貨庁

15:55-16:55 討議・総括

モデレーター：玉木伸介 預金保険機構財務部審理役

16:55-17:00 閉会挨拶

小西昭 預金保険機構総務部審議役

2. 参加者＜国・地域名アルファベット順＞

【スピーカー】

- ・ カナダ預金保険公社 (Canada Deposit Insurance Corporation)
(Ms.) Michèle Bourque 副総裁
- ・ 韓国預金保険公社 (Korea Deposit Insurance Corporation)
(Mr.) Taewan Chung 国際室長
- ・ 台湾中央預金保険公社 (Central Deposit Insurance Corporation)
(Mr.) Johnson Chen 総裁 他 3 名
- ・ 米国連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
(Mr.) Arthur J. Murton 保険・調査局長

【コメンテーター】

- ・ 香港預金保護委員会 (Hong Kong Deposit Protection Board)
(Ms.) Tess Leung 銀行開発課長
- ・ インド預金保険公社 (Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation)
(Ms.) Kausaliya Ravichandra 預金・信用保証局副局長
- ・ カザフスタン預金保険基金 (Kazakhstan Deposit Insurance Fund)
(Ms.) Bakytgul Tuyakova 問題銀行処理課長
- ・ マレーシア預金保険公社 (Malaysia Deposit Insurance Corporation)
(Mr.) Jean Pierre Sabourin 総裁 他 2 名
- ・ フィリピン預金保険公社 (Philippine Deposit Insurance Corporation)
(Ms.) Imelda S. Singzon 副総裁 他 1 名
- ・ フィリピン中央銀行 (Banko Sentral ng Pilipinas)
(Ms.) Ma Corazon J. Guerrero 監督検査局長
- ・ シンガポール通貨庁 (Monetary Authority of Singapore)
(Mr.) Der Jiun Chia 企画局長 他 1 名
- ・ ベトナム預金保険公社 (Deposit Insurance of Vietnam)
(Mr.) Nhu Minh Nguyen 調査協力局副局長 他 1 名

【オブザーバー】

- ・ バングラデシュ中央銀行 (Bangladesh Bank)
(Mr.) Muhammad Mustafa 監督局長
- ・ 中国人民銀行 (The People's Bank of China)
(Ms.) Ping Hu 金融安定局預金保険課
(Mr.) Li Jian Guo 東京事務所長
- ・ インドネシア預金保険公社 (Indonesia Deposit Insurance Corporation)
(Mr.) Noor Cahyo Soeharto 銀行破綻処理部長 他 2 名
- ・ モンゴル中央銀行 (Bank of Mongolia)
(Ms.) Luvsandorj Chimgee 理事
- ・ タイ中央銀行 (Bank of Thailand)
(Ms.) Ruchukorn Siriyodhin 企画管理室長 他 1 名

< 合計 16 機関 / 29 名 >



(付2) 国際預金保険協会 (IADI) 参加機関

(平成18年3月31日現在)

・ 正会員 (預金保険機関: 42 カ国 / 地域-43 機関)

アジア	(1) 日本: Deposit Insurance Corporation of Japan (2) 台湾: Central Deposit Insurance Corporation (3) インド: Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation (4) ベトナム: Deposit Insurance of Vietnam (5) 香港: Hong Kong Deposit Protection Board (6) インドネシア: Indonesia Deposit Insurance Corporation (7) カザフスタン: Kazakhstan Deposit Insurance Fund (8) 韓国: Korea Deposit Insurance Corporation (9) マレーシア: Malaysia Deposit Insurance Corporation (10) フィリピン: Philippine Deposit Insurance Corporation
北米	(11) カナダ: Authorite des marches financiers (Quebec) (12) カナダ: Canada Deposit Insurance Corporation (13) 米国: Federal Deposit Insurance Corporation
中南米	(14) トリニダード・トバゴ: Deposit Insurance Corporation (15) バハマ: Deposit Insurance Corporation, Central Bank of The Bahamas (16) ベネズエラ: Fondo de Garantia de Depositos y Proteccion Bancaria (17) コロンビア: Fondo de Garantias de Instituciones Financieras (18) ペルー: Fondo de Seguro de Depositos (19) ブラジル: Fundo Garantidor de Creditos (20) エルサルバドル: Instituto de Garantia de Depositos (21) メキシコ: Instituto para la Proteccion al Ahorro Bancario (22) ジャマイカ: Jamaica Deposit Insurance Corporation (23) ニカラグア: Nicaraguan Deposit Insurance Fund (24) アルゼンチン: Seguro de Depositos Sociedad Anonima
欧州、中・東欧	(25) アルバニア: Albanian Deposit Insurance Agency (26) ブルガリア: Bulgarian Deposit Insurance Fund (27) ルーマニア: Deposit Guarantee Fund in the Banking System (28) ロシア: Deposit Insurance Agency (29) ボスニア・ヘルツェゴビナ: Deposit Insurance Agency of Bosnia and Herzegovina (30) チェコ: Deposit Insurance Fund Czech Republic (31) フランス: Fonds de Garantie des Depots (32) ハンガリー: National Deposit Insurance Fund of Hungary (33) スウェーデン: Swedish Deposit Guarantee Board (34) ウクライナ: The Deposit Insurance Fund
中近東・アフリカ	(35) モロッコ: Bank Al-Maghrib, Fonds Collectif de Garantie des Depots (36) スーダン: Bank Deposit Security Fund (37) タンザニア: Deposit Insurance Board of Tanzania (38) ジンバブエ: Deposit Protection Board (39) ケニア: Deposit Protection Fund Board (40) レバノン: Institut National de Garantie des Depots (41) ヨルダン: Jordan Deposit Insurance Corporation (42) ナイジェリア: Nigeria Deposit Insurance Corporation (43) トルコ: Savings Deposit Insurance Fund

- ・ 準会員（アソシエイト・メンバー - 預金保険制度を設立予定の政府・機関及びセーフティーネット制度の一部を構成する機関等 - :7カ国/地域-7機関）

アジア	(1) フィリピン : Bangko Sentral ng Pilipinas (2) バングラデシュ : Bangladesh Bank (3) モンゴル : Bank of Mongolia (4) タイ : Bank of Thailand (5) シンガポール : Monetary Authority of Singapore
欧州・アフリカ	(6) アルジェリア : Bank of Algeria (7) 南アフリカ : The National Treasury

- ・ オブザーバー（関連企業、その他 : 3カ国-4機関）

北米	(1) BearingPoint LLC. (米国) (2) Deloitte & Touche (カナダ) (3) Goodmans LLP (カナダ) (4) KPMG (オーストラリア)
----	---

- ・ パートナー（国際機関等 : 6機関）

(1) Asian Development Bank
(2) European Bank for Reconstruction and Development
(3) European Forum of Deposit Insurers
(4) International Monetary Fund
(5) The SEACEN Centre
(6) The Toronto International Leadership Centre for Financial Sector Supervision

加盟機関総数

分 類	国/地域数	機関数
正会員	42 ケ国/地域	43 機関
準会員	7 ケ国	7 機関
オブザーバー	3 ケ国	4 機関
パートナー		6 機関
合 計	49 ケ国/地域 (注)	60 機関

(注) 重複加盟している国/地域がある為、合計は一致しない。

(参考) 常設委員会及び地域委員会

○ 常設委員会

ガバナンス委員会
トレーニング・コンファレンス委員会
リサーチ・ガイダンス委員会
メンバーシップ・コミュニケーション委員会
ファイナンス・プランニング委員会
監査委員会

○ 地域委員会

アジア地域委員会
アフリカ地域委員会
カリブ地域委員会
中東・北アフリカ地域委員会
ユーラシア地域委員会
ヨーロッパ地域委員会
ラテンアメリカ地域委員会

(付3) 国際業務にかかる海外往来実績

1. 技術協力

(1) 海外への専門役職員派遣

時期	目的	場所
平成 17 年 5 月 16 日 ～ 19 日	カザフスタン預金保険基金等主催「早期警戒システム・コンファランス」講師派遣	カザフスタン（アルマティ）
平成 17 年 5 月 26 日 ～ 27 日	モンゴル向け「預金保険制度・マネーロンダリング対策ワークショップ」開催	モンゴル（ウランバートル）
平成 17 年 9 月 15 日 ～ 16 日	中国人民銀行主催「国際預金保険セミナー」講師派遣	中国（大連）
平成 17 年 11 月 24 日 ～ 25 日	国際協力機構主催「金融制度強化セミナー（現地フォローアップ研修）」講師派遣	インドネシア（ジャカルタ）
平成 17 年 12 月 9 日	中国社会科学院・日本財務省主催「日中共同ワークショップ」講師派遣	中国（北京）

(2) 海外研修生受入

時期	来訪者	主催者・研修名
平成 17 年 7 月 6・7 日	タンザニア預金保険委員会役職員	預金保険機構主催「預金保険に関する短期受入研修」
平成 17 年 8 月 4 日	ウズベキスタン政府等職員	財務省主催「ウズベキスタン金融財政アカデミー夏期セミナー」
平成 17 年 10 月 26 日	台湾行政院金融監督管理委員会銀行局職員	海外職業訓練協会主催「金融管理に関する法制度と実務セミナー」
平成 17 年 12 月 13 日	ボスニア・ヘルツェゴビナ政府等職員	国際協力機構主催「中・東欧地域財政金融セミナー」
平成 18 年 2 月 2・6 日	A S E A N 諸国の政府・中央銀行職員	国際協力機構主催「第 2 回金融制度強化セミナー」
平成 18 年 3 月 8～15 日	アジア諸国の政府・中央銀行職員	金融庁主催「第 1 回預金保険セミナー」
平成 18 年 3 月 14 日	アジア地域の政府・中央銀行職員	I M F ・国際金融情報センター主催「マクロ経済政策と日本の経済発展の経験セミナー」

2 . 国際交流

(1) 国際預金保険協会 (IADI)

時期	目的	場所
平成 17 年 4 月 11 日 ～ 15 日	国際預金保険協会 (IADI) 業務執行委員会・ガバナンス委員会出席	スイス (バーゼル)
平成 17 年 6 月 28 日 ～ 7 月 1 日	国際預金保険協会 (IADI) 業務執行委員会・ガバナンス委員会出席	スイス (バーゼル)
平成 17 年 9 月 22 日 ～ 10 月 1 日	国際預金保険協会 (IADI) 第 4 回年次総会・第 3 回アジア地域委員会会合出席	台湾 (台北)
平成 18 年 2 月 13 日 ～ 18 日	国際預金保険協会 (IADI) 第 4 回アジア地域委員会会合出席	フィリピン (マニラ)
平成 18 年 3 月 23 日 ～ 24 日	国際預金保険協会 (IADI) 調査ガイダンス委員会出席	スイス (バーゼル)

(2) 海外関係機関訪問

時期	目的	場所
平成 17 年 9 月 26 日 ～ 28 日	国際預金保険協会 (IADI) 第 4 回年次総会参加機関等 との意見交換 (理事長)	台湾 (台北)
平成 17 年 10 月 26 日 ～ 28 日	預金保険制度調査 (韓国預金保険公社)	韓国 (ソウル)
平成 17 年 11 月 7 日 ～ 11 日	預金保険制度調査 (米国連邦預金保険公社、カナダ 預金保険公社等)	米国 (ワシントン D.C.) カナダ (オタワ)
平成 18 年 1 月 11 日 ～ 13 日	中国人民銀行、インドネシア預金保険公社との意見 交換 (理事長)	中国 (北京)、インドネ シア (ジャカルタ)
平成 18 年 3 月 28 日 ～ 30 日	アジア開発銀行との預金保険制度アジア域内協力 構想協議	フィリピン (マニラ)

(3) 海外調査団受入

時期	来訪者
平成 17 年 7 月 28 日	台湾淡江大学助教授
平成 17 年 11 月 22 日	韓国預金保険公社人事部職員
平成 17 年 12 月 2 日	韓国預金保険公社理事
平成 18 年 3 月 30 日	韓国預金保険公社破綻処理部職員

(付4) 主要国の預金保険制度

	日本	米国	カナダ	英国	フランス	ドイツ	イタリア	韓国	台湾
預金保険機関	預金保険機構	Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC)	Canada Deposit Insurance Corporation (CDIC)	Financial Services Compensation Scheme (FSCS)	Fonds de Garantie des Depots (FGD)	The Association of German Banks 等	Fundo Interbancario di Tutela dei Depositi (FITD)	Korea Deposit Insurance Corporation (KDIC)	Central Deposit Insurance Corporation (CDIC)
設立年	1971年	1933年	1967年	1982年	1980年	1966年	1987年	1996年	1985年
性格	公的機関	公的機関	公的機関	公的機関	民間機関	官民共同運用	民間機関	公的機関	公的機関
職員数	373名	4,514名	79名	172名	5名 (必要に応じ外部委託)	専従数名 (銀行協会サポート)	約10名	780名	162名
対象金融機関	【強制加盟】 日本国内に本店のある次の金融機関： 銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会	【強制加盟】 国法銀行、連邦準備制度加盟州法銀行、連邦免許貯蓄金融機関 【任意加盟】 連邦準備制度非加盟の州法銀行、州免許貯蓄金融機関	【強制加盟】 銀行、信託会社、貸付会社	【強制加盟】 金融サービス及び市場法の下で設立された銀行及び欧州経済地域内のその支店、他の欧州経済地域国で設立された金融機関で本国の預金保護に付加するために英国制度に参加した銀行、非欧州経済地域で設立された金融機関の英国支店、建設組合、信用組合	【強制加盟】 フランス金融監督当局から許可を受けたフランスの金融機関、非欧州経済地域金融機関の在フランス支店 【任意加盟】 欧州経済地域の在フランス支店	【強制加盟】 民間商業銀行、民間建築貸付組合等 【任意加盟】 実際は、強制加盟対象金融機関全てが加盟	【強制加盟】 相互銀行を除く全ての銀行、非欧州経済地域金融機関の在イタリア支店 (母国の制度で同等の保証のない場合)。 【任意加盟】 欧州経済地域金融機関の在イタリア支店	【強制加盟】 銀行 (外国銀行の支店を含む)、農協連合、漁業連合、証券会社、保険会社、商業銀行、相互貯蓄銀行	【強制加盟】 免許を受け、預金受入れを認められた全ての金融機関 (郵便貯金等も含む) (外国銀行の支店を含む (母国の制度で同等の保証のない場合))
対象預金	【対象預金】 預金、定期預金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託 (貸付信託を含む)、金融債 (保護預り専用商品に限る)、これらの預金等を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等 【対象外預金】 外貨預金、譲渡性預金、特別国際金融取引勘定において経理された預金 (オフショア預金)、日本銀行からの預金等 (国庫金を除く)、対象金融機関からの預金等 (確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等を除く)、機構からの預金等、無記名預金等、他人・架空名義預金等、導入預金等、元本補てん契約のない金銭信託、金融債 (保護預り専用商品以外)	【対象預金】 当座預金、普通預金、市場金利連動預金、定期預金等 【対象外預金】 国債、投資信託、財務省証券、加盟金融機関の外国支店で受け入れた預金等	【対象預金】 国内で支払い可能な国内通貨建預金 (当座預金、普通預金、期間5年未満の定期預金)、貸付会社発行債券、為替、支払保証小切手、旅行小切手等 【対象外預金】 外貨預金、期間5年超の定期預金、銀行発行債券、政府関連機関発行債券、TB、加盟金融機関の海外支店で受け入れた預金、ミューチャル・ファンドのなかで運用されている預金等	【対象預金】 金融サービス及び市場法で認められた英国設立の金融機関の預金、他の欧州金融機関が本国制度の預金保護に付加するため英国制度に加盟した場合、その英国支店で受け入れた預金、非欧州経済地域で設立された金融機関の英国支店で受け入れた預金、外貨預金を含む	【対象預金】 ユーロ建及び欧州経済地域通貨建ての記名・非譲渡性の預金 【対象外預金】 他の金融機関の預金、証券会社・保険会社の預金、中央政府関係機関の預金、投資基金の預金、年金・退職基金の預金、破綻銀行のグループ会社の預金、資本、準備金、破綻銀行の経営者、個人的に責任のある株主、株式の5%以上の株主の預金、グループの他の会社で同様の責任を有する者の預金、前項の者の近親者及びその代理人、破綻銀行の財務状況の悪化をもたらした関連金利の預金、破綻銀行の債券、無記名預金、マネーロンダリング活動からの預金等	【強制加盟制度の対象預金】 銀行、証券会社、保険会社、投資会社、公的部門、大規模・中堅規模の企業預金等を除く通常預金および登録債券、ユーロ建て、欧州経済地域 (EU15ヶ国+EFTA3ヶ国 除くスイス) 通貨建ての外貨預金 【任意加盟制度の対象預金】 強制加盟制度での保護対象預金に加え、他の銀行による預金、銀行内部関係者預金等を除くすべての預金	【対象預金】 ユーロ建預金、外貨建預金 【対象外預金】 持参人払式預金、引受手形・約束手形等から生じた債務、銀行の資本や準備金、犯罪に起因する預金、地公体預金、他の銀行の預金、保険会社や特定の金融会社、その他同じ破綻銀行グループの預金、破綻銀行経営者の預金、破綻銀行株式の5%以上を保有する株主の預金、特別に有利な条件で預入された預金 (清算委員会が銀行の財務状況を損なう一因と決定した場合)	【対象預金】 銀行、相互貯蓄金融会社、信用組合の預金、掛け金、保険会社の個人等からの保険料収入、証券会社の貯蓄預金、現金、投資のための預金等 【対象外預金】 中央政府、地方政府の預金、中央銀行、金融監督機関、KDICの預金、他の金融機関の預金、外貨預金、譲渡性預金、金融債等	【対象預金】 当座預金、普通預金、定期預金、貯蓄預金 (郵便貯金を含む)、その用途が委託者により決められていない信託資金、その他財務省が付保を必要と認めた預金 【対象外預金】 外貨預金、その用途が委託者により決められている信託基金、譲渡性預金、中央政府、地方政府の預金、中央銀行、他の金融機関の預金等
付保限度額	合算して元本1千万円までとその利息等。決済用預金は全額保護 (恒久措置)。	10万ドル (約12百万円、利息は内数)	10万カナダドル (約10百万円、利息は内数)	預金 3万1700ポンド (約650万円、元本のみ)	7万ユーロ (約10百万円、利息は内数)	【強制加盟分】 2万ユーロ (約290万円、利息は内数) を上限とし預金者1人当りその預金額の90%までを保護。 【任意加盟分】 強制加盟分による保護範囲を超える部分については、各銀行の直近責任自己資本の30%相当額まで保護	103,291.38ユーロ (約14百万円、利息は内数)	銀行、証券会社、商業銀行、相互貯蓄銀行】 50百万ウォン (約600万円、元本及び利息) 【保険会社】 払込み保険金と利子合計と契約満期預金のいずれか少額の方を50百万ウォンを上限に保証	100万台台湾ドル (約360万円)
保険料率	(平成18年4月より) 定率保険料率 0.110% (決済用預金) 0.080% (一般預金等)	可変保険料率 0.00% ~ 0.27%	可変保険料率 0.02-0.16%	定率保険料率 上限0.3%	付保金融機関のリスクに基づき保険料支払額を算定 年4,000ユーロ以上	【強制加盟】 0.008%の定率保険料率。 【任意加盟分】 可変保険料率。基準料率は0.03%で、低格付け先は基準料率の最大2.5倍の料率	事後調達方式 破綻が起きると、付保預金の0.4% ~ 0.8%を徴収	定率保険料率 銀行：0.1%、証券会社：0.2%、保険会社 0.3%、商業銀行 0.3%、相互貯蓄銀行：0.3% (特別保険料) 全業態一律 0.1%を2027年まで賦課	可変保険料率 0.05%、0.055%、0.06%の3区分
その他		共同名義、信託勘定、退職者貯金 (上限25万ドル) 等の別建保護制度有り	共同名義、信託勘定、退職者貯金等の別建保護制度有り	共同保険有り			相互銀行は 相互銀行預金保護基金 (Garanzia dei Depositanti del Credito Cooperativo) が同様の機能を果たす	2004年1月から信用組合は信用組合連合会が設ける保険基金により保護される	

(注) 外国為替換算レートは2006年3月末仲値。

(注) 出所 米国 2005年次報告書、FDICホームページ (www.fdic.gov)、カナダ 2005年次報告書、CDICホームページ (www.cdic.ca)、英国 2004/05年次報告書、FSCSホームページ (www.fscs.org.uk)、フランス FGDホームページ (www.garantiedesdepots.fr)、ドイツ (連邦銀行協会ホームページ (www.german-banks.com))、イタリア (FITDホームページ (www.fitd.it))、韓国 2004年次報告書、KDICホームページ (www.kdic.or.kr)、台湾 2004年次報告書、CDICホームページ (www.cdic.gov.tw)、本間勝 (2002)「世界の預金保険と銀行破綻処理」、東洋経済新報社

(付 5) 経済・金融動向

	平成 17 年									平成 18 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鉱工業生産指数 (季調済、前月比%)	1.1	-0.8	-0.1	-0.9	1.0	0.2	0.5	2.0	1.3	-0.1	-1.2	0.2
消費者物価指数 (前年同月比)(%) (注 1)	-0.2	0.0	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.5	0.5	0.5
完全失業率 (季調済)(%)	4.4	4.4	4.2	4.4	4.3	4.3	4.5	4.5	4.4	4.5	4.1	4.1
企業倒産件数 (注 2)	946	1,072	1,207	1,024	1,152	987	1,171	1,114	1,149	1,049	1,044	1,255
長期金利 (新発国債 10年もの流通利回り)(%) (注 3)	1,240	1,245	1,165	1,305	1,335	1,475	1,545	1,445	1,470	1,560	1,585	1,770
短期金利 (無担 O/N コール)(%) (注 3)	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.004	0.000	0.001	0.004	0.001	0.002	0.004
日経平均株価 (東証 225 種)(円) (注 3) (注 4)	11,008	11,276	11,584	11,899	12,413	13,574	13,606	14,872	16,111	16,649	16,205	17,059
為替レート (ドル/円) (注 3)	105.87	108.17	110.37	112.18	111.42	113.28	115.67	119.46	117.48	117.18	116.35	117.47
実質 GDP (季調済、前期比%) (注 5)	1.3			0.1			1.1			0.5		

資料出所：日本銀行、内閣府、経済産業省、総務省、東京商工リサーチ、日本相互証券、日本経済新聞

(注 1) 全国、除く生鮮食品

(注 2) 負債総額 1, 0 0 0 万以上の倒産を調査・集計したもの

(注 3) 月末

(注 4) 円単位未満切り捨て

(注 5) 2 0 0 0 年連鎖価格

平成 1 8 年 8 月

編集・発行 預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-12-1

新有楽町ビルヂング内

電話 0 3 (3 2 1 2) 6 0 3 0 (代)

FAX 0 3 (3 2 1 2) 6 0 8 5

ホームページ <http://www.dic.go.jp/>

非 売 品

本年報に対してのご意見、ご要望を預金保険機構までお寄せください。
お寄せいただきましたご意見等は、今後の内容充実等のために活用させていただきます。

預金保険機構 総務部広報・情報管理室

メールアドレス：kouhou@dic.go.jp

電 話：03 - 3212 - 6030